

## 刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入

裁判員制度の導入に賛意，期待を示す意見

私たちは，戦後初めて導入される市民の司法参加としての裁判員制度に心から期待しています。私たち市民が単にお飾りでなく，私たちの良識が真に生かされるような内容のより良き裁判員制度にしてください。(同旨 2 1 通)

「裁判員制度」が実現すれば，国民の司法への関心が高まりより身近な司法になると思うので，裁判員制度の導入に賛成します。(同旨 1 8 通)

裁判員制度の導入に賛成します。(同旨 1 2 通)

裁判に民意を反映させるため，裁判員制度の導入に賛成します。(同旨 1 0 通)

一般市民が司法に参加する裁判員制度に賛成です。(同旨 8 通)

市民の多様な意見を裁判に反映させることが可能となるので，裁判員制度に賛成します。(同旨 6 通)

裁判の迅速化に資するので，裁判員制度の導入に賛成する。(同旨 6 通)

裁判員が加わることにより，正確な判断を得ることができると思います。(同旨 5 通)

裁判員制度は陪審制と比べて判断の偏りが少なくなると思うので賛成します。(同旨 3 通)

裁判員制度の導入により，当事者双方が納得する判決が得られるようになると思います。(同旨 2 通)

国民が裁判に参加することにより，国民の司法に対する理解が深まると思う。(同旨 2 通)

多くの人があるいろいろな角度から話し合う方が偏った判決を防止できる。

被告人に不利な裁判制度を改善するため，裁判員制度の早急な導入に賛成です。

主権者である国民が裁判に参加する必要があると考えるので，裁判員制度の導入に賛成します。

裁判員制度によって，裁判官の心理的負担やためらいなどが軽減し，かならず改善の方向に向くものと思っています。

裁判員制度の方がいいと思っています。多数決がすべていいとは思わないが，何人かの意見の方が 1 人で考えるよりはましだと思います。

「裁判」と聞くと日本では時間がかかるし，それによって裁判費用もかかってしまうという悪いイメージがあります。裁判員制度が導入されることで改善されるのなら実施していただきたいです。

犯罪者を救い被害者を苦しめているのが，現在の刑事裁判であり一部の弁護士であると思います。こうした理不尽な裁判を万民の納得いく裁判と判決に導くため，一般人が裁判員として参画することは必要不可欠だと思います。

裁判員制度に賛成です。判断に一般国民が関わる事が必要だと思います。現状では裁判官だけの判断であてにできません。一方，陪審員制度は日本人には余り向かないような気がします。最終的な判断の責任は裁判官が持つべきだと思います。

裁判員制度が導入されることに期待しています。陪審制とは違い，市民と裁判官が一緒に話し合うことによって，市民が感情に流されるようなことが起こらないように，また，

裁判官が法律だけに凝り固まった判決を出さないように、裁判官と市民がお互いにチェックができる、とてもよい制度だと思います。

法律の素人の民間人の常識も法の判定に重要な機能を果たすと思われます。司法の運営を停滞させている大きな原因は、やはり、官僚体質だと思います。民間一般人の常識を導入すべきだと思います。

「法律」に従った正しい判決は現行制度ではば間に合っていると考えます。しかし、法律そのものが不適正の場合、国民感情の方が正しいこともあり得る、同業(?)の検察官の言い分を基本的に「正しいもの」とする前提が見受けられるので一般市民が裁判に参加し判決に影響させることに賛成です。

一般国民である裁判員が量刑判断に関与すれば、民意の反映により重刑化を招くとともに、犯罪者に対する個人の反撃行為・報復行為の訴追に対し正当防衛の適用を拡大して事実認定し無罪となるケースが増えるものと予想されるが、これらは被害者感情・遺族感情を満足させて、その心の救済を図るとともに、社会感情の満足、犯罪を抑止して社会を防衛することにもつながるので、裁判員制度の導入に賛成である。

裁判員制度には、民意を取り入れるという点で、大きな期待があります。市民が当事者になり、それぞれの良心に従って裁判官と一緒に審議をすることの重要性は、とても大切な事だと考えております。

ひとつひとつの証拠を説明すること、その重みを裁判員に理解してもらう解説、ひとつひとつを確実に丁寧に進行していただくために、多くの市民の目によって、定型的な司法が変わることが何よりも社会市民として誰もが期待することだと思います。その結果、裁判員制度は、法律的な専門家の議論で長期化する裁判の迅速化を進めるばかりか、犯罪そのものを抑止する効果もあると考えます。

裁判員制度に賛意を示す一方で、懸念を示し又は必要条件等を付す意見

裁判員制度に大賛成であるが、その前提として終身刑を導入するなど刑法の改正が必要である。

裁判員制度の導入に賛成するが、制度導入に当たっては国民の率先参加が不可欠であり、社会全体が高い意識を持って取り組まなければならない。

国民が司法参加することには賛成だが、法律知識が何もない人たちが突然選ばれてしっかり判断できるか不安である。

裁判員制度の具体化を図るためには、裁判員の任務・役割を明確にすること及び有効に機能するための現行裁判の仕組みを改革することの2点が必要である。

現実に合った裁判を行うために市民の参加は良いと思うが、マスコミの影響等による予断排除をしっかりとやらないと、危険性も存在すると思う。

裁判員制度の導入については、条件が揃った場合(被選任者が人間倫理を備えていた場合)のみ賛成です。

今の日本には裁判員制を正しく機能させる土壌がないので、アトランダムに選出された方たちが裁判員としての的確な判断を下すことができるか疑問に感じる。裁判員制度の趣旨には賛成するが、性急に裁判員制度を導入する前に司法教育を進めるべき。

裁判員制度の導入については、民意を反映し、裁判の適正を図るために大賛成である。

ただし、選任された自覚に欠けやる気のない者や、法律用語がほとんど理解できず参加することが苦痛でたまらない者を選任しても何の役にも立たないので、選任しない工夫が必要であると思う。

裁判員制度の具体案作成にあたり最も重視されなければならないのは、裁判員制度を通じて、市民性をいかに裁判で実現していくのか、裁判員制度を生かすような裁判をどのようにして構築していくのかという点にあると思われる。こうした当初の司法改革の目的を基礎にして、裁判員制度の具体的な導入のあり方が議論されなければならない。裁判員制度が刑事裁判の迅速化という名の下に司法の効率化と結びついて利用されるとすれば、それは「意見書」で述べられた司法の国民的基盤の確立とは相反する実体を呈することになる。

私は、市民が裁判員に加わるという参審制について司法の官僚化、独善化から国民を解放することにつながり大変好ましい制度であるとの認識をずっと持っていました。しかし、司法試験の受験勉強を進めるうちに、実は「今の程度の知識で、裁判をする側に自分がたてるのだろうか」といった素朴で根本的な疑問を自分自身から突きつけられたのです。法律の知識の少ない一般市民が、裁判官に予断や判断基準を与えることとなっても、裁判所は、個々の国民の人権を守りきることができるだろうか。判決の振幅が大きくなり裁判の公平性が損なわれたり、罪刑法定主義が損なわれる危険があるという疑念を抱くようになりました。

一般的市民感覚から、ことに少数者の権利を守るための司法制度の検討がなされなければ、司法への一般市民参加は危険です。また、国民には一般的判断のもとで犯罪となる行為や刑罰は行為時に予測可能なものとして行動できる権利が保障されなければならないし、裁判を行う構成員によって裁判の結果に大きな差が生じてはならない。裁判員制度の導入により、より法律知識のある一般的社会的体験のある人材を司法部門へ積極的に登用していく必要があります。

#### 裁判員制度の導入に反対し又は懸念を示す意見

裁判員は、専門的な能力や知識が十分でないために、正当な判断ができないおそれがある。(同旨21通)

判断が感情的となるおそれがあるので、裁判員制度の導入には反対する。(同旨9通)

人の運命を左右する大切な問題の決定を、無作為に選出される素人にゆだねることに不安を感じる。(同旨8通)

裁判員制度に反対です。選ばれた者にも日々の生活があるのに、裁判のために身柄を拘束されるというのは苦痛以外の何物でもありません。(同旨3通)

マスコミに惑わされずに判断できるか心配である。

素人に裁かれるのは、藪医者に診てもらうより怖い。

一般市民は裁判官と議論するときには萎縮してしまうのではないか。

裁判員に選ばれて判決が死刑となったらいやな気持ちになるかもしれない。

裁判員は目の前にいる法律専門家の意見に流されてしまうこともあり得る。

裁判員に選ばれたら長い間裁判に集中しなくてはいけないと思うと気が重い。

被告人や被害者になる場合は、裁判員の人格等を信頼できるか不安になりそうです。

裁判において公平というのは最も重要なことだが、市民がどこまで公平な判断ができるか疑問に思う。

裁判員制度の導入には必要性がない。税金の無駄遣いであり、素人の人が刑の検討をすることには問題がある。

裁判員制度の導入は非常に難しく思われる。裁判員に任命された者が冷静沈着に問題解決ができるか疑問である。

被告人にとっても、被害者にとっても一生がかかっている大事なことに無作為選出の他人が関わるのはどうかと思う。

裁判員制度を導入しても、裁判官の責任転嫁や余計な税金をそそぎ込む結果になるおそれが高く、良いこととは思わない。

裁判員制度の導入には大反対です。日本人の性質として扇動されやすいからです。今までもこの理由から見送られてきたはずです。

裁判員制度を導入するのは時期尚早ではないか。今後、一番問題となるのは裁判員とされる一般市民の時間的制約、経済的制約であるだろう。

裁判員制度に被告人として関わる場合、判例が頻繁に変わりそうで自分の量刑が予測できない。極論を持った人が押し切ったら、極刑になりそう。

地方では、「あの人が厳しい判決を下した」という評判がたつおそれがあり、そのようなことを考えると、素朴な感情を量刑に反映することは難しいと思います。

裁判員制度は日本人に向いていないのではないかと思います。なぜなら、日本の教育に問題があり、小学校の時から意見をお互いにぶつけ合って話し合う時間がないからです。

民間人の裁判官転用に反対です。その理由の第一は、経験のない人が裁判官になると加害者保護の判決となること。第二は、加害者優先となるとさらに事件等が多発化すること。第三は、死刑廃止論者が多いことです。

現在の裁判制度でさえ時間と費用がかかっているときに、裁判員制度を導入することによってますます時間と費用がかかり、また、法律等の知識のないものが裁判員になると誤審が多くなると思うので、この制度は良くない。

裁判員制度導入による一般市民の司法への直接参加は、日本の文化に合わない。また参加するためには、「正義感」と「自己」について幼少時からの「感性」教育の蓄積が必要であり、「時期尚早」、「現状では無理」と考えます。

裁判員制度は、やりようによって非常に危険な制度になると思う。裁判員には、心証がどの程度に達すれば有罪にして良いか、ちゃんと教育すべきである。やはり、いろいろな裁判を経験した裁判官の方が安心な面がある。裁判員の数があまり少ないと、その人の個性が必要以上に反映される恐れがある。

刑事訴訟への新たな参加制度に反対する。その理由は、日本人は慣れていないこと、知識がないこと、マスコミの過剰報道により誤解があることである。また、裁判員が入れば、公判期日の設定が困難となり、今以上に裁判が遅くなる。このほか、暴力団に関係する事件では、裁判員が威迫されるおそれがある。

裁判員制度に断固反対です。アメリカの陪審員制度は、確固たる証拠に基づかないので、間違った判決を出す場合があります。裁判は、あくまでも、公正で確固たる証拠に基づいて、法律の専門家によってなされなければなりません。裁判員とか陪審員とか、証拠

ではなく話だけによると、嘘を上手につく人、口の上手な人、交渉の上手な人が勝てる裁判になってしまいます。

近代の日本人は、自己の意見を持たぬミーハー的な行動が多く、無責任なマスコミの意見に誘導されることも多く、英米法系統の法律制度とは全く異なる独仏法系統に明治以来育てられた日本人は、米国の陪審員制度にはなじみ難く、裁判員制度の安易な導入はとんでもないことを惹起させるおそれがありそうに思われ、その導入には慎重な検討が必要で、早急な導入は厳に慎むべきことと思われる。

裁判員制度に強く反対します。裁判制度の改革の必要性は日ごろ痛感していますが、現行の司法制度においては技術的に解決しうるものが多々あります。司法とりわけ裁判に国民の参加を許容することは、法の支配を必ず蹂躪することになり、際限のない民主主義に道を開く事になるのは必定です。国家百年の計を誤る事のないようお願いいたします。以上は、決して弁護士の自己防衛の観点から申し上げているものではありません。このように考えている弁護士が多く存在していることを御理解ください。

裁判員制度は、日本になじまない。隣人が隣人を裁く気にはなれない。治安の維持は国家の責任である。犯罪は国家が民意に基づき裁くべきで、裁く人は訓練された裁判官であるべきだ。国民の総体は、裁判員になることなど望んでいない。裁判員と裁判官を討論させるなど、日本にはなじまない。どう考えても、対等な議論などできない。訓練された者と一般の者が、対等にやれるわけがない。どんな事件でも、犯罪者は、誰に裁判されるか選択させてあげたい。隣人に裁かれることなど望まない。公平な第三者にみてもらいたい。

裁判員制度に反対です。この制度が施行されれば、憲法に定められた、職業裁判官による適正手続に基づく裁判を受ける権利が侵されます。現行憲法の司法制度は、職業裁判官を前提としているはずです。国民の常識、感情を汲んだ裁判を実現することが一つの目的であるようですが、私は逆に、そういった曖昧で誤謬性の高い国民の常識、市民感情を排することができる職業裁判官のみによる裁判こそ信頼に足るものだと考えます。また、アメリカの陪審制に見られる、法外な賠償金の認定（これらは民事ですが）のように、陪審員、裁判員が参加することによってむしろ非常識な裁判が横行することになると危惧します。お涙頂戴の劇場型裁判に陥らない、現行制度の維持を希望します。

刑罰の軽重決定に、裁判官だけでなく、無作為抽出された一般市民を参加させることを検討なさっているとのことですが、私はこれに反対します。おそらく、社会常識を加味した公正な裁判・判決を目指して、一般人参加の方向を打ち出されたのだろうと推察いたしますが、この目的は達成されないばかりか、裁判そのものの信頼性を低下させることにもなりかねないと危惧します。なぜなら、一般の社会人が、必ずしも裁判官より健全な社会常識を持ち合わせているとは限らないと考えるからです。一般人はあくまでも一般人であって、いろいろな面でばらつきが大きい。現代のわが国においては、もっと専門性が尊重されるべきです。信頼するに足る裁判、常識ある判決が生まれることを切望する国民のひとりとして、ある程度の社会通念と哲学、誰に恥じることもないほどの法的知識を身につけた数多くの法曹人を養成することこそ急務であると考えます。

裁判員制度は絶対に止めて頂きたい。第一に、公正な裁判がなされなくおそれがあります。アメリカの陪審員制度を見ると身の毛がよだちます。素人が裁判に関与することに

よって生じる端的な弊害です。人種や社会的立場によって判断が歪められてしまう。日本では人種という問題は起こりにくいでしょうが、様々な立場や環境によって影響を受ける可能性は十分あります。第二に、有罪になるかならないかの判断は極めて難しい。例えば、「疑わしきは罰せず」「罪刑法定主義」について、一般人にはわかりにくい、あるいは受け入れ難いという場面が出てくると思います。感情論が先走ればどうなってしまうのでしょうか。第三に、一般人が突然選ばれて、国民の義務だからやれと言われても、直ちに仕事を犠牲にして裁判員になりきれのでしょうか。

参審制として職業裁判官も共に事実認定に関与させることの目的は、何らかの形で裁判員をコントロールし、制することが可能な状態にしていることにあり、職業裁判官に期待という方法で司法的抑制を残した形態ではないかと捉えている。国民の意見を十分に取り入れることに重きをおくのであればやはり陪審制となるであろう。私の意見は陪審も参審も一長一短でありどちらもよい制度とは思えない。

職業裁判官に裁判員のコントロールを託し、思う以上のコントロールがなされた場合、本来の目的である国民の意思の採用がうまく機能せず、形式化する恐れがある。コントロールが意図的になされたものなのか、自然の流れの結果としてなのか判断は難しいが、どちらにしても、国側は私達は国民の意見をこのようにして取り入れているのだという、単なるポーズ作りにされる危険はないのかという疑いも生じる。

裁判員制度自体には、あまり賛成できません。というのも、今の日本人の多くは、適切な判断ができないのではないかと考えているからです。アメリカやドイツなど陪審制・参審制を取っている国もあり、今後の日本も裁判官による法律判断のみの裁判から脱却しなければならないとは考えていますが、現段階として、一般市民の訴訟に対する考え方や世論の形成の仕方等の違いから、時期尚早であると考えます。日本人の多くは、自分が当事者にならない限り、訴訟に対する関心は低いほうで、感情的になりやすく、また情報(マスコミ)に踊らされやすく、えん罪を引き起こしてしまう可能性は、今よりも高くなることも考えられます。

ただ、裁判員制度を採用するにあたり、メリットがあるとすれば、ほぼ勝てないといわれている行政裁判や違憲訴訟に対して公平な視点から判断することができ、行政寄りの判決は少なくなると考えます。こういった訴訟には参加させてもよいと思うが、刑事事件や一般民事事件にはなじまないものだと考えます。

裁判員制度に反対です。司法への国民参加といいますが、その「国民」とはなんだろうか。国民の中から偶然選定された「国民」が裁判官と対等な権限をもって裁判に「関与」できる裁判員になるが、被告人にすれば、裁判官でもない裁判員によって死刑にされたり、無罪にされたりすることになる。そして、その裁判員自身の「能力」はまったく考慮外ということになる。裁判員の多くは法律について全くの門外漢であり、多少知識があっても良からぬ考えの持ち主も数多くいて、国民が皆正義感あふれる賢明な人ばかりと思うのはよっぽどおめでたい人ではないか。「国民」とは、そうした有象無象の人たちであり、彼らが司法に参加するところの国民ということになる。

また、裁判員制度を導入すれば、裁判員の出頭確保が困難であるために審理の促進に支障をきたし、印象に頼った判断による誤判が増加し、これを不服として控訴事件も増加するものと予想される。

裁判員制度の導入には基本的に反対です。簡単に理由を言えば、国民の刑事裁判に対する一般的知的能力水準と刑事裁判の実践的（プラクティス）本質とを比較すれば、裁判員制度には運用上無理が生ずることは必至であり、実効性が期待できず、将来種々の点で制度を持て余すことになりかねないと予測されるからです。本来は、法曹、特に裁判官の資質の向上によって問題の解決が図られるべきでありましょうが、現在、それを確保する教育、任用、人事評価等に係る組織、運用が十分整備されていないばかりでなく、マニュアル的、ステレオタイプ的で常識を適切に酌み上げ得ない裁判や、質を疑わざるをえない裁判が現実が増加している以上、導入することが避けられないというのであれば、評議参加、証人等に対する質問権など適当な権限は思い切って認めることとする反面、有罪・無罪、刑の量定等については意見を述べさせる程度に止めるのが相当と考えます。ただし、裁判官の判断に対する牽制・抑止・批判等の効果を狙うためその意見を記録にとどめ、一般に公開する方途を探るべきであると考えます。

裁判員制度の導入に強く反対します。特段の資格要件を設けない一般国民から裁判員が選ばれるということは、裁判をするにふさわしくない人が裁判員となって裁判結果に影響を及ぼす可能性が極めて大きいこととなります。たとえば、外科の手術を素人の中から抽選で当選した人にやらせるようなものです。おそらく裁判員候補から犯罪者等は除くことにはなるのですが、そうだとすると、犯罪を行ったけれどもつかまっていない人、犯罪すれすれの行為を行うような不道德な人も選ばれる可能性があります。裁判という重大な行為に携わるという基準から見れば、論理的な思考力が十分でない人、問題を理解するに足る能力が十分でない人も多数いることは明らかです。せっかく司法試験などの制度により法曹に一定の水準を確保している制度の趣旨も没却されます。しかも、現在想定されている制度は裁判員による裁判を拒む権利を否定しようとしています。このような制度は憲法の公正な裁判を受ける権利を侵す、基本的人権の侵害、憲法違反の制度であると言えます。

労働組合や弁護士会などが国民参加などの美名で本制度の推進を図ることは従来からのステレオタイプな議論に過ぎず、実際には国民の人権を侵す制度導入であると考えます。

また、裁判官のみでも裁判員のみでも被告人に不利な判断をすることができないということは、現在でも刑罰がゆるくなりすぎて犯罪抑止効果が低いわが国の刑事裁判を一層犯罪抑止効果のないものにする可能性もあります。

仮に裁判員制度を導入するならば、十分に厳格な資格要件（裁判員候補者の道徳性、社会性、良識などが十分あること。十分な幅広い知識、法律的かつ公正な合理的な思考に耐える能力があることなど）を設定すること、裁判員による裁判を被告人側からも検察側からも拒否できる制度を併せて導入することが絶対に不可欠であると考えます。

一般の国民を裁判員として刑事訴訟に参加させることについて基本的に反対である。そもそも、一般の国民に本当に刑事訴訟における被告人の人権保障と真実発見の意味が理解できるのか疑問であるし、選ばれた裁判員にその都度そのようなことを学ばせては、迅速な裁判の要請にも反する。例えば、和歌山のカレーヒ素混入事件を例に取れば、被告人が一貫して黙秘を続けていることを理解できるのだろうか。黙秘権は、被告人の重要な権利である。それを行使することは何らためらうものでないし、批判されることでもない。人の記憶というのは非常に薄弱なものであり、さっきまで目の前にいた人の服装さえ正確

に言える人は少ないだろう。それなのに、法律に対して無知たる被告人に発言を強い、専門家たる検察官にあいまいな発言を利用されては被告人の人権保障はまるで図ることができない。では、それで社会正義が図れるのか。当然図れる。刑事訴訟における当事者主義から、検察官が犯罪の立証責任を負っているのだから、事実を立証する検察官が適正な証拠で立証することで社会正義は実現される。仮に、検察官が犯罪を立証できなかったらたとえ被告人がやっても無罪なのである。証拠によって立証されなければたとえ被告人がやっているといっても無罪なのである。これがおかしいと思うなら、なぜ自白法則があるのかを全く理解していないことになる。そして、これを理解していない一般の人がほとんどなのではないか。刑事訴訟は検察官・弁護人・被告人の三当事者で構成され、公正な第三者たる裁判官が判断するのである。そして、そこで起こってはならないことはえん罪を出すことである。99人の凶悪犯を逃がしても1人のえん罪者を出さないことのほうが大事なのである。私はこのようなことを一般の人が理解するのはなかなか難しいと思うし、それが法律家たるプロと一般の人々の差なのだと思う。わざわざ、このような差を無くす必要はどこにも無いであろう。したがって、一般の人々がこのような法の、憲法の意味を理解するだけの意識の向上があるまでは、裁判員制度を取り入れるべきではないと考える。

刑事裁判について一般の国民が求めているのは、重大犯罪の裁判の迅速化と重大犯罪に対する終身刑の導入ではないでしょうか。裁判員制度の導入は、ほとんどの国民が関心有りませんし、裁判員制度が国民に時間的・精神的負担を強いるものと分かればほとんどの国民が反対することは確実です。

裁判員制度を導入する理由として国民の司法への参加という極めて抽象的・観念的理由のみが挙げられているようですが、個別の刑事裁判に国民が参加することが司法への参加とは思えません。司法への参加というならば、形骸化している最高裁判事の国民審査の改革こそ考えるべきことではないでしょうか。個別の刑事裁判についてはプロの裁判官に任せている現行の制度を変える必要はないと思います。現行の刑事裁判で問題となっていると思われるのは、重大犯罪の裁判の長期化と重大犯罪の量刑（具体的には一般国民の常識から見れば死刑相当であるのに無期懲役の判決が出ること。また、無期懲役が終身刑となっていないこと）です。これらの問題は関係法令の改正で十分対応できます。民事刑事問わず個別の通常訴訟において普通の国民の常識を反映させることが、それほど重要なこととは思えません。反映させるべき対象であるのは、民事家事の調停及び簡易裁判所における司法和解であって、これは、現行の調停委員・司法委員制度で十分機能していると思われます。外国（特にアメリカ合衆国）で陪審員制度が導入されていることを裁判員制度導入の理由とすることは意味がないと考えます。国の伝統、歴史、国民性なども総合勘案すべきであり、簡単に言えば、日本人は他人のトラブルに関与するのを好みません。この日本人の性質を無理に変えて、日本を訴訟社会にする必要もありません。

裁判員を国民の中から無作為に選ぶ場合、結局時間的余裕のある人、具体的には専業主婦、高齢者、無職の人等を裁判員とせざるを得なくなるのではないのでしょうか。これらの人々に問題がある訳ではありませんが、偏った人選となってしまう危険性は否定できないでしょう。一所懸命に働いて税金を納めている人たちは、多忙であり、他人の裁判にかかわることなど当然拒否するでしょうし、そのことは責められるべきことではありません。勤務先の会社等が裁判員に選ばれた社員を裁判員としての職務に携われるような環境を整



えると簡単に言いますが、空論に過ぎないのではないのでしょうか。

裁判員制度が今の財政状況下で是非とも導入しなければならないほどの必要性のある制度であるのか、導入されたことによって国民が幸福になるのか、国民の良識（司法制度改革の存在すら知らない大多数の多忙な国民の良識）をなおざりにして特定の学者や弁護士の学問的理想論を全うさせるために導入が考えられているのではないのか、考えたくもありませんが、よもや裁判所という単なる一組織の省益（所益）拡大が目的の一つになっていないのか、ご検討をお願いします。

私は裁判員制度に反対です。国民の健全な常識といますが、職場とか自治会での話し合いなんかをみても何が健全な常識なのか、今の世の中は割と何でもアリなので全くわかりません。そもそも刑事の事件で裁判官に常識がなくて変な判決が出たことがあるのでしょうか。「健全な常識」の有無で結論がそんなに変わってしまうのならば、裁判って意外に適当なものなんですね。よく分からない。刑が軽いという意見が新聞を見るとよく見られるようですが、何をもって重いとか軽いかというのか、裁判官でもない私たちが話をしたところで意味はないと思います。物を盗んで何年にするかに論理的な答えはないわけで、いくつも事件を見ている裁判官がばらつきがなくやるから意味があると思うので。なお、私から見ると、新聞の社説の方がよっぽど常識がないと感じることも多いです。

職場を休んでまでも参加しなければならないなんていうものが、アメリカの西部劇の時代ならさておき、制度として成立するのでしょうか。法廷(?)を連日行うようにしたところで、大切な商談が入りそうなときに、裁判所に行く暇は到底ありません。NHKの人(?)がこれからは公共的な事柄に国民が関与していくべきだなどと能天気なことを言っていますが、そんなことをしていたらこんな競争社会でやっていけません。公共的な事柄なんて世の中に他にいくらでもあるし、参加したい人が参加すればよい(だから役所に就職する人もいるんじゃないですか?)のであって、国の仕事を手伝う(手伝う以上のことなのかもしませんが)ことがいいことというような考え方は古くさいと思います。国がやらないことでも社会的に意味があると思えば、ボランティアでも何でもしたいときは私なりに考えて私はします。

それとずっと以前新聞で読んでいたときには、憲法上難しいという意見もあるようでしたが、その点はどうなったのでしょうか。憲法は法律以上のものなんですよ？審議会の先生は憲法の先生だから話し合って大丈夫ということに決まったのでしょうか。それならそれはいいですが。

弁護士会が模擬裁判をやって(結局はお芝居でしょ)素人で話し合っただけで無罪の結論になったなどと、内輪で満足しているのは勝手ですが(なぜか無罪が出るといういいことであるかのように報道されているのも本当に不思議。そのくせ犯罪が起きると警察の失態で解決が遅れたと騒ぐのも本当に不思議。弁護士もお仕事だなあとします。)、そんなに話し合ったことありませんが、私のまわりで裁判員をやってみたいという人に会ったことはありません。

会社を休むことになる分、補償がされるというのであればお金も使うことになるのでしよう。少しそれももったいない気がします・・・

「裁判員」は、法律によって裁判官の権限を特別に与えられる「実質的裁判官」であり違憲の疑いが濃厚であるが、この議論をひとまず置くとしても、選挙人名簿から無作為

抽出した者を裁判員とする「無作為抽出裁判員」制度の導入には反対である。

裁判員制度の導入が避け難いのであれば、せめて裁判所の調停委員選任に準じた選任方法を採用すべきであろう。

(理由及び問題点)

1 現行刑訴法の下では、事案の真相を明らかにし刑罰法令を適正に適用実現するために、供述調書(例えば、刑事訴訟法321条1項2号書面等)や検証調書、実況見分調書、鑑定書等の書類を証拠として採用し、法廷における証言その他の証拠と対比して吟味しなければならない場合が多々あり、法定刑の重い重大・複雑な事件ほどその必要性が大であるところ、裁判員制度を導入した場合も、刑訴法が変わらない限り同様の吟味を要すると思われるが、

(1) 直接主義、口頭主義を徹底するにしても、複雑な事案では、法廷におけるこれら証拠書類の朗読のみで、そのすべてを理解し心証を得るのは、訓練を受けた経験豊富な裁判官でさえ容易ではなく、公判調書を含む記録を検討し、証拠を対比・照合して矛盾する証拠の有無を精査し、信憑性ある証拠を発見して心証を形成する努力が不可欠と思われるが、実際問題として何ら訓練を受けていない「無作為抽出裁判員」に、事案によっては膨大な記録を検討し、証拠を対比・照合して真実を発見するという多大な負担・役割を強いることができるものであろうか。

法廷における証拠調べの結果だけで判断すべきで、法廷外での記録の検討は不要・禁止とすべきであるとする主張は、刑訴法が目的の一つとする刑事司法の真髄・本質たるべき「実体的真実の発見」を放棄するものであって、この主張に沿った裁判は、到底、国民の理解を得られるものではない。

(2) 上記の役割を果たすには、ある程度の時間をかけて記録を精査・検討しなければならないが、「無作為抽出裁判員」にこのような著しい時間的負担を負わせることは極めて困難と思われる。

(3) 裁判は、当然のことながら、論理的思考による判断が求められるところ、人には、論理的思考のできる者と情緒的思考傾向の強い者がいることから、「無作為抽出裁判員」による証拠判断は、いわゆる「水もの」になりかねないばかりか、担当事件についての新聞、テレビによる報道と証拠に基づかない評論に接し、その影響を強く受けた判断をする可能性を否定し切れず、裁判が信用されなくなる恐れがある。

2 裁判員は、具体的事件ごとに選任され、一つの事件を判決に至るまで担当することとし、集中審理を実施するにしても、現行刑訴法の構造上、審理促進には限度があり、最高裁が審理の期限として2～3年を提案していることから見ても、事案によってはこの程度の審理期間は避け難いが、この期間、「無作為抽出裁判員」に開廷日には常に仕事を休ませて裁判に継続参加させ、上記のような負担を要求することが、果たして可能であろうか甚だ疑問である。

3 「無作為抽出裁判員」に選任された者は、裁判員として奉仕を義務付けられるとすれば、国民の自由、仕事を制限・制約するものであって、違憲・違法の議論もあり得ると考えるが、「無作為抽出裁判員」に選任されて重い負担を負わされたことに不平・不満を持つ裁判員が、嫌々ながら審理に参加させられた裁判で、無責任な判断・評決をすることも無くはないのであり、裁判制度の崩壊に繋がりがねない。

審議会報告書にある『裁判員制度』には、絶対反対である。

それは、明らかに憲法違反である。裁判ができるのは裁判官だけである。

昨年6月、司法制度改革審議会は、政府に対し、2年間にわたる審議の結果を報告した。しかし、裁判員制度に関する憲法問題については「憲法に適合すべきは当然である」としただけで、それ以上の検討をせずにこの制度を提唱して、その審議の姿勢は、この重要性に鑑みると「いかにも姑息な態度」をとったものというべきである。おそらく違憲論が出ることを恐れたからに違いない。

そればかりか、今後、我が国が莫大な経費と労力ををかけてこれを導入しても、誤判やえん罪が続出し、犯罪が増加して、10年を経ずして制度は国民の支持を失い、かえって『裁判への不信を助長する』こと必定であると明言しておきたい。

証拠判断の素人である裁判員に的確な裁判ができるのか。こういうと「職業裁判官だって、判断を間違えるし、裁判が遅すぎる」と反撃される。確かに、裁判は遅く、また判検事の中には少女買春だのヤクザと組んで事件を起こすだのという大バカ者もいるが、しかし、ほとんどすべての判検事は、実にまじめに、それこそ身命を賭して職務に精励しているのである。

判検事は修習生を終えて任官してからも、5年10年と実務に携わってようやく1人前になる、いわば捜査や裁判のプロ＝職人になっていくのである。公判の実務上では、難しい法理論、刑事法でいえば、伝聞証拠の問題や証拠排除、近代科学の頂点を極めるような複雑な鑑定の評価、証言の真偽の判断などなど、専門家でも判断に迷うような事実を的確に判断することが求められるのである。職業裁判官でも難しい証拠判断を、専門家でない一般の国民が誤り無く判断できるのか。わたしは、失礼ながら、「否」と断言したい。裁判官に「テレビを修理せよ」と命じても、どこから手を付けるのかさえ分からないのと同様に、日頃法律と無縁な一般市民に「複雑な証拠の判断をせよ」といっても、到底不可能である。わたしは、『餅は餅屋に』のことわざのとおり、『裁判はその方面の職人である裁判官に任せる』ことこそが正しい方向であると確信する。裁判の遅延対策や量刑が低いなどの問題は、別の手段改正でいくらでも対応できる。

裁判員は、世論や評判に影響されやすく、感情的な判断に傾斜しがちである。事件によっては、裁判員は10日や20日ばかりか、ときに何カ月も裁判所に通って公判廷にじっと座らなければならない。アメリカで有名な「O」シンプソン事件」では、陪審員が266日間もホテルに宿泊させられたといわれている。我が国でもオウム事件等では、いかに裁判員制度といえども一月や二月はかかるであろう。この場合、裁判員は毎日自宅から通うのか、それともホテルに集団宿泊するのだろうか。その間に見るテレビや新聞に影響されないだろうか。家で家族から影響を受けないだろうか。それとも、裁判員には、それらの情報をすべて遮断するというのか。職業裁判官には可能でも、裁判員にそんなことができるとは思えない。むしろ、裁判員は世論や風評に惑わされて、法廷の証拠によらずに、感情的な判断をすることが容易に予想される。裁判員制では、無罪判決ばかりか、えん罪や誤判事件が増えるがいいのか。世界の陪審制の国においては、さきの「O」シンプソン事件」のような問題のある案件で無罪判決が出されたが、我が国でも昭和3年から15年間に陪審法が関係して審理された合計483件のうち、17.5パーセントの81件も事件が無罪になっている。外国の陪審事件でも無罪が多いことは、かねてから指摘され

ている。それが、真に無罪になるべき事件であればいいが、本来ならば有罪になるべき事案が素人の裁判員によって無罪になったというのでは、由々しい問題であり、被害者も納得するまい。(起訴の方式が異なるため一概には言えないが、現在行われている刑事裁判での無罪は、千件に1件以下といわれている。)さらに重大な問題は、陪審制のもとで「誤判」が起きやすく、諸外国でも問題化されている。アメリカでは、誤判・えん罪で死刑に処された事件がかなりあるといわれ、大問題になっているという。我が国でも、裁判員制のもとでは、いまの数倍を超す誤判・えん罪事件が起きるであろう。厳格な証拠の判断ができない一般人が、難しい裁判をしようとすれば、間違っただけで重大犯人を無罪にしたり、無実の者を死刑にすることが起きるのは当然である。アメリカのような多民族国家で、陪審裁判の結果を「ベターな解決策だ」として認容する国ならばともかく、日本人のように真実を徹底的に追及しようとの意識が強く、緻密な国民性の国では、誤判が時々出るような裁判制度で納得するであろうか。たしかに、職業裁判官でも誤判・えん罪が皆無ではない。しかし、「いかにして誤判をなくし、より正しい判決を得るか」が重要なのであって、やはり従来の裁判官による裁判の方がはるかに誤りが少なく、国民の信を得る道だと思ふのである。

審議会の報告によれば、裁判員制のもとでは、裁判官と裁判員に有罪か無罪かを判断させ、しかも、その一方だけの結論では判決をさせないという。だから、もし裁判員と裁判官の判断が違ったら、いったいどうするのか。さらに別の裁判員を選定し、証人を再尋問して審理をやり直すのだろうか。それこそ、裁判が長期化し、証人も大迷惑で誤判のもとになる。また、判決文が無ければ、「事実誤認での控訴」はできない。素人の裁判員が論理的な判決文を書けないだろうから、裁判官が自己の意志に反してでも判決文を書かねばならないのだろうか。裁判員制度のもとでは、犯罪事実の認定はアメリカの陪審と同じく、原則は一審で1回だけかと思っているが、(特に、無罪事件。識者は控訴を可能にしたいというが・・・)それで有罪を宣告された被告人や、逆に無罪を宣告された被告人が有罪だと確信する被害者らは、納得するであろうか。審議会の報告のように、直接主義・口頭主義を強調すればするほど、控訴審での証人再尋問は困難になり、かえって「裁判不信を助長する」ことになりはしないか。

また、裁判員制度には莫大な費用や時間、労力がかかるが、それでもいいのか。「裁判員制度」と一口でいうが、裁判員の選定から、呼び出し、選別、出廷、合議などなど、多くの国民に重大な費用や労力、時間をかけるが、それに対する報酬はいくら支払えるのか。また長期の裁判では、裁判員をホテルに泊めることもあろうし、事件によってはガードマンをつけたり、警察をして自宅を監視させる必要もあろう。裁判員が事件関係者に脅迫されたり、賄賂を贈られることさえも警戒せねばなるまい。それ以上に、まず全国の裁判所に裁判員が並び得る法廷を多数作らねばならない。また、その休憩室や合議室、接待の職員や什器備品なども用意せねばならない。大都会の裁判所では、連日数十人もが出入りする裁判員のために都心に大きなホテルを新築する必要さえあるのでは?昭和3年からの陪審では、71の地裁に陪審法廷や陪審宿舎を造営し、宣伝の講演会を3300回も開催したという。それらの費用を考えただけでも、気が遠くなるほどの国家予算が必要になるだろうが、いつになれば我が国にそんな余裕が生まれるのか。

裁判員制度の導入は、犯罪を増加させ、被害者を激怒させ、えん罪を増やして、国を滅

ぼすことにもなりかねない。売名目的や米英かぶれの一部の学者の思いつきに振り回されて、国の治安を乱すような「司法改悪」だけは絶対にやめるべきである。明治憲法を起草するとき、伊藤博文、大久保利通らは、陪審制の導入に強く反対したという。しかし、その約40年後に、原敬らが導入を推進し、やがて強い反対を押し切って大正末期にその導入が決定された歴史がある。今こそ誰が伊藤になり、誰が原になるのか。導入は必ずや大失敗に終わるのであろう。

裁判員制度は、刑事裁判への国民参加（市民参加）として妥当であるとして制度化されようとしている。そして、現に「司法制度改革推進法」においても、大枠として「刑事裁判への国民参加」として規定された。ところで、この裁判員制度発想の理由として「司法制度改革審議会意見書」は、「そもそも、司法がその機能を十全に果たすためには、国民からの幅広い支持と理解を得て、その国民的基盤が確立されることが不可欠であり、国民の司法参加の拡充による国民的基盤の確立は今般の司法制度改革の三本柱の一つとして位置づけることができる。」としている。要するに、「国民の訴訟手続参加が、司法に対する国民の信頼を高める」ということである。しかし、果たしてそれは真実か、ということである。国民の訴訟手続参加が、司法に対する国民の信頼を逆に著しく低下させるのではないか、という危惧である。ここで、歯に衣を着せずにいえば、「司法制度改革審議会意見書」の思想の根底には、『官僚は悪・市民は善、官僚裁判官（職業裁判官）は悪・市民は善』とする在野的思想の『官に対する対抗意識』がある。それ故に、『職業裁判官は信用ならず、裁判に市民参加が必要、しかも市民参加の人数は職業裁判官の数の3倍』という答が現実に導きだされている。（ただし、司法制度改革審議会意見書では『3倍』という数字は伏せている。）要するに、裁判員制度創設の目的は『市民の裁判参加』であって、『被告人の人権擁護』は目的になっていない。だからこそ、裁判員制度創設に賛成の日本弁護士連合会が、今頃になって、裁判員制度の下における被告人の人権擁護に気付いて、『裁判員の入った裁判体の裁判を受けるかどうか』を、『被告人の選択にゆだねる』という『自己矛盾』の『腰の据わらない』ことを言い出している。なお、仮に、どうしても『市民の裁判参加』が必要であるならば、地方裁判所のみならず上訴審である高等裁判所・最高裁判所にも『市民の裁判参加』を一貫すべきである。ところが、司法制度改革審議会意見書は、上訴審の『市民の裁判参加』については消極的である。『恣意的』意見書と言うほかない。

現在の裁判所・裁判官は、旧憲法下の統治権の総覧者である天皇陛下の裁判所・裁判官ではない。又、連合軍の日本占領時におけるマッカーサー司令部支配下の裁判所・裁判官でもない。現在の裁判所は、主権者が国民である現行憲法の下で存在する裁判所であり、裁判官も、国民の代表機関である国会に信任の基礎を置く内閣によって任命された裁判官である。いわば、現在の裁判所・裁判官は、国民によって作り出された裁判所・裁判官であり、国民そのものの裁判所であり裁判官である。国民から遊離し国民から隔絶した裁判所・裁判官では全くない。それにも拘わらず、何故、憲法上、国民の訴訟手続参加が必要なのか。ここに非常な疑問がある。

裁判員制度発想の『真の』根源は、「裁判官は世間知らずである。そのために、市民感覚から遊離した判決がなされることが多い。従って、刑事裁判への市民参加が必要である。市民参加によって刑事裁判が妥当になる」ということにあると理解している。しかしなが

ら、この発想に基づく裁判員制度の制度化は極めて危険な制度化であり憲法違反のものである。

まず、裁判員制度発想の根源理由である「裁判官は世間知らずである」ということである。確かに、約3000人の多くの裁判官の中には世間知らずの人もたまにはいるかも知れない。しかしながら、それはたまたま例外的な人であって圧倒的多数の裁判官は世間を知る人達である。ところで、そもそも「世間知らず」とはどういうことか。司法制度改革審議会意見書は、裁判員の対象となる人物は「選挙人名簿から『無作為抽出』した者」としている。即ち、20歳以上の国民であれば誰でも裁判員になれることになる。なお、この裁判員選出方法は、検察審査会法による検察審査員選出方法と同じである。さて、20歳以上の受験生・学生・専業主婦・フリーター・無職の人・会社員等は誰でも「世間を知っている」ということであろうか。20歳の学生は「世間を知っている」が25歳の子を持つ老練な裁判官は「世間知らず」ということであろうか。「世間知らず」とは、結局は「健全な良識を備えていない」ということではないか。そうであるならば、圧倒的多数・殆どすべての裁判官は「健全な良識を備えている」人達である。

健全な良識を備えていない裁判官が仮にいて、その裁判官が（単独で）裁判したときに「市民感覚から遊離した判決がなされることが多い」ことはあるかも知れない。しかしながら、それはあくまでも例外現象ということである。しかも、仮に変な裁判が行われたとしても、そのために『三審制』があるのである。

裁判員選出は、司法制度改革審議会意見書によれば、裁判員の対象となる人物は「選挙人名簿から『無作為抽出』した者」とされている。これは、検察審査会を構成する「検察審査員」の選出方法と全く同じである。しかも、この裁判員は、司法制度改革審議会意見書によれば、「裁判員は（裁判官の人数の3倍の人数であり、かつ、）裁判官と基本的に対等の権限を有している」ことになる。これは『裁判員は、実質的には、憲法上の裁判官である』ということである。憲法は、「人の生命・身体・財産等を適法・正当に守るために、法律を正しく理解し、人の生命・身体・財産等を適法・正当に守る能力・実力を持った人を裁判官に求めている」のであり、そのために、憲法は、「国民の代表機関である国会に対し連帯して責任を負う内閣に対して、裁判官の任命権を与えている」（憲法79条、80条）のである。憲法は、「法律に無縁の人で法律の条文を読むことが全く苦痛で嫌いな人であっても20歳以上の者であれば受験生・学生・専業主婦・フリーター・無職の人・会社員などから80歳、90歳の高齢者に至るまで誰でも、裁判官になることができる」ことなど決して考えてはいない。そのような考えを肯定することは、無責任裁判を肯定することである。

次に、立法に際して最も注意すべき幾つかの中に、「違憲の立法をしないこと」、  
「立法事実」に原則と例外がある場合に、「例外を『本則』に据えて議論しないこと」がある。「違憲の立法をしないこと」、は当然のことであって説明の必要はない。問題は、「立法事実」に原則と例外がある場合に、「例外を『本則』に据えて議論しないこと」である。それは、議論を根本的に間違った方向に導くからである。本件の裁判員制度の場合、この裁判員制度創設発想の『真の』根源に、「裁判官は世間知らずである。そのために、市民感覚から遊離した判決がなされることが多い。従って、刑事裁判への市民参加が必要である」という思想があることである。確かに、約3000人の多くの裁判官の中に

は世間知らずの人もたまにはいるかも知れない。しかしながら、それはたまたま例外的な人であって圧倒的多数の裁判官は世間を知る人達、健全な良識を備えている人達である。ところが、この裁判員制度を創設しようとしている現在、裁判員制度を創設しようとする前提の立法事実において、例外現象を本則に据えて議論し、その結果として、「裁判官は非常識派（悪）、一般市民は常識派（善）」という図式を描き出し、それ故に「刑事裁判への市民参加が必要である」としている。これは、議論を根本的に間違った方向に導いている。何故ならば、圧倒的多数の裁判官は健全な良識を備えた人達であって、市民感覚から遊離した非常識な判決をしていないからである。そして、仮にそうでない判決がなされたとしても、三審制によって是正されている。

現行憲法においては、国民主権の下で国民によって選挙された議員によって国会が構成され、その民意反映の国会によって内閣総理大臣が選出され内閣が構成され、その内閣によって「国民のために裁判をするにふさわしい適切な」裁判官が任命されることになっている。裁判官についても国民のコントロールは効いている。そして、仮に、国民のために裁判をするにふさわしくない裁判官が出現したとした場合に備えて、憲法は国会議員で構成する裁判官弾劾裁判所を設け、裁判官を弾劾できるようにしている。この面からも、裁判官に対する国民のコントロールは効いている。それにも拘わらず、どうして更に、「選挙人名簿から無作為抽出した者」、即ち、20歳以上の者であれば受験生・学生・専業主婦・フリーター・無職の人・会社員など法律知識の有無に拘わらず誰でも裁判員になることを、しかも、裁判員は裁判官と対等の権限を持ち（裁判員数は裁判官の3倍）、国民の人権・生命を左右する裁判に直接関与することを求める絶対的必要性があるのか。そのようなことを憲法が許容しているとは到底思えない。そのようなことが実現したとすれば、「司法制度改革審議会意見書」が記述している「司法への信頼」とは逆行した「司法への不信頼」を招来するのは必至である。

#### 裁判員制度の導入に当たり慎重な検討を要請する意見

裁判員制度の実施に当たっては事前に模擬裁判などを行って調査を十分すべきである。

裁判員制度導入は急いで進める事柄ではないと考えます。なぜなら、私は日本の裁判官を信頼しているからです。慎重に進めてくださるようお願いいたします。

裁判員制度は、導入期を設け、その段階では市民裁判官の候補者を登録制にし、教育を同時進行させ、その活動を一般広報によって身近なものに意識を高めた上で、無作為選出の裁判員制度を施行すべきである。

現段階で想定されている裁判員制度は、不備や欠陥が多いので、早期の導入を図るのではなく、市民（被告人・被疑者を含む）による慎重な検討を重ね、効果的な市民参加の司法・裁判員制度について、今しばらくの間しっかりと検討すべきです。

基礎的な調査作業をしっかりやってほしいと思います。「外国では」「欧米では」という書き出しで、ただ一国の制度の一部が誇張されて報告されていたり、陪審の採用が迅速な裁判に直結するといった根拠の薄い主張がなされているのは、陪審・参審援用論の説得力をなくしているように思います。

他国の陪審・参審制度の採用は、伝統的に積み上げられてきた結果、それに対応する

細かい部分の確立があり，必要的修正箇所への対応もそれに向かえる柔軟さがあると感じる。その場限りの国民の納得を得るものではなく，長期的に揺るがない納得を与えてくれる，我国独自の裁判制度の確立を期待しております。

司法改革そのものは不可欠である。その際に，国民の司法参加が改革の目玉であるべきことには，全く異論はない。それは刑事司法改革の起爆剤となり得るものであるし，そうなることを期待したい。したがって，裁判員制度も，制度設計がなお流動的だが，それ自体を全面否定するものではない。ただ，国民の司法参加の理念，運用を支える前提条件の再確認抜きの導入はかえって危険ではないか。裁判員制度が導入されれば自動的に刑事司法も変わるという希望的観測もあるように見られるが，そうではなく，むしろ一層の変革努力が必要となろう。それゆえ，現在のような急速な導入は避け，もっと十分な時間をかけるべきだと考える。

ところで，司法参加に国民主権・民主主義の機能があることは確かだが，歴史的には，その民主主義的性格による権利保障機能が重視されたのである。もともと民主主義と権利保障（自由主義）は相補的で，一方のみの優位は避けられるべきである。だが，両者が対立する極限の場合，特に司法においては権利保障の要請が優位するのではないか。ところが最近の改革論では，権利保障の側面がしばしばオミット・希釈化され，あるいは「裸の民主主義」から裁判員制度が展開されているようにも思われるが，近代的司法参加の原点を再確認すべきである。

将来に禍根を残さない改革を目指す以上，できるだけ陪審型，権利保障強化型の制度設計をすべきで，被告人の権利として構成するのが筋でないか。ただ，従来陪審論はアメリカ連邦型陪審を「理念型」と考えてきたようだが，それから離れたもっと自由な制度設計もあるように思える。この点でも，時間をかけるべきであるし，成立後も不断の改革・改善を図るべきである。さらに，関連領域の幅広い改革なしには，健全な運用はあり得ないものである。

合議体での裁判の要諦は，言うまでもなく合議体を構成するメンバーの自由で闊達な意見交換に基づく適切な議論を行うことができるかという点にあり，裁判員制度の導入に関してもこの点の配慮が最も重要だと考えられ，裁判員制度の在り方に関して対立する様々な意見もかかる合議を担保するための制度論の争いのようにも思われます。これまでの裁判官による合議においては，3人の裁判官が手続の進行管理，記録の検討，法律論の調査等について適宜役割分担もするなどしつつ，世代の異なる各裁判官が様々な機会にそれぞれの意見を述べ，誤解があればそれを解消しながら共通の理解を得るように努め，時には夜遅くまで議論が続いたり，1度では合議がまとまらず日を改めて合議をするなどして，ほとんどの場合は全員の意見が一致するまで議論を尽くした上で結論に至っていました。同じメンバーでこのような合議を繰り返すことで，刑事裁判における考え方についての共通認識も生まれ，合議が効率的なものとなっていく面もありますが，同時に，同質な裁判官が集まった硬直的な意見になっているのではないかと疑念を抱かれる向きもあったので，様々な職種・経歴等を有する裁判員が合議に参加することで，裁判がより深まりのある信頼されるものとなり，裁判官としても様々な経験を吸収していくことで成長していくことができるものと期待しています。

その一方で，裁判員が無作為抽出を基礎として選ばれる以上，裁判に関心のある人やな



い人，積極的に発言する人や訥々と話す人ないしはほとんど口を開かない人，頑固な人や他人の意見に従いやすい人，倫理観の強い人や物事にルーズな人など，実に様々な人が裁判員として合議に参加する可能性があると思われま（忌避等の制度によって合議を行うに適した人を選別するという考えもあり得るかもしれませんが，当事者により行われる忌避等の制度によってそのような選別が十分になされるのか，あるいはなされるべきなのかについて疑問もあり，多様な人が参加することを前提として制度設計を考えるべきだと思われま）。そのような様々なタイプの人に参加する合議において，単に裁判官の意見についての賛同を求めるような形でなく，また，それぞれの最初の意見表明の後に早期に評決に移るような形でもなく，それぞれが得心がいくまで十分な議論を行って結論を導き出すような形で合議がなされるべきだと考えています。健全な社会常識というのは，裁判官であろうと裁判員であろうと既に体得しておりそれに基づいた結論を示せば足りるというものではなく，他者との合理的な対話を重ねることで確認されていく面があると考えま。そこで，裁判員を交えた合議がかかる形のものとなるためには，まず裁判員から意見を述べてもらうようにし，どのように考えて判断したらよいか戸惑う裁判員に対しては一定の結論に誘導することにならないように証拠の状況，様々な考え方の筋道等を説明するなどし，積極的に意見を述べる裁判員に対しては話が多少長くなったり，事件との関係が薄いような話になったとしても耳を傾け，刑事裁判の手続や原理に対する誤解をしている裁判員がいれば繰り返し説明をするとともに，既存の考え方に対して反省すべき点があれば裁判官の側が検討を加えるなどし，また，裁判官が意見を述べる場合にもできるだけ分かりやすく，かつ異見があり得ることを前提とするような形で丁寧に発言していくなどし，お互いの考えを誤解することなく発言の趣旨を理解し合いながら議論を尽くしていくことが必要となります。こういったことを一人一人の裁判員の個性に応じて意を払いながら合議を進めていかなければならない上に，個別の事件ごとに異なる裁判員と議論をしていくことになるので，合議に費やす時間や労力は相当なものとなると思いま。

したがって，理想的な合議が行われるべきであることを前提とするならば，これが可能であるような裁判員の人数，対象事件数を検討していただくことを希望ま。刑事裁判に対して飛躍的に人員面，施設面での充実を図ることができ，一つの事件の合議に十分な時間をかけることができるのであれば，相当数の裁判員数や対象事件数を導入することでできるでしょうが，裁判員対象事件の合議体の構成員となる裁判官が，他の裁判員対象事件も担い，かつ，それ以外の合議事件，単独事件，令状や少年事件，場合によっては民事事件等も担当しつつ裁判員との合議をしなければならいとなると，合議に費やすためのまとまった時間を十分に確保することも難しくなり，そのような中で迅速な裁判を行おうとすると，早急に意見をまとめることに意を用いた合議の効率化，合理化によって対処することとなりかねないことを危惧ま。また，裁判員の負担をも考慮しなければなりませんが，合議を行う時間を通常の勤務時間内に限ることを前提とするのか，それとも夜遅くまで合議が及び得ることを前提とするのかなどによっても異なってくると思いまるので，これらの点について十分なシミュレーションを行った上で適切な制度設計をしていただくよう希望ま。

## 1 裁判官と裁判員との役割分担の在り方

### 役割分担全般にわたる意見

裁判員は、有罪・無罪の判断だけではなく、量刑についての判断も併せて行うべきである。(同旨3通)

裁判員は、有罪・無罪の決定及び刑の量定のみに関与し、法律問題、訴訟手続上の問題には関与しないとするのが相当。(同旨1通)

裁判員は事実認定に参加し、量刑や執行猶予については、意見を述べる。

裁判員は、米国同様、無罪、有罪のみを発言することとし、判事はこれに沿って罪の軽重を決すべきである。

裁判員は、事実認定から、有罪・無罪の決定及び結果としての刑の量定にまで関与しないと不十分であると思う。

裁判員制度において、市民の役割は事実認定のみにすべきだと思う。量刑は、公平性の面で、市民では難しいと思う。

裁判員は、有罪・無罪、刑の重さを判断するに当たり、その理由を述べることは当然であり、意見を述べるだけでなく、一人一人の意見書を提出することが必要である。

裁判官は、市民に説示をしたり、法律事項の解説をする。有罪・無罪は、市民が判断する。量刑は、専門家のアドバイスを受けて、市民が意見等を言える。量刑についての市民の声を生かせる形が良い。こうした協働をと思う。

裁判員は、事実について判断することを原則とし、法律問題や刑事手続上の問題に関する判断については関与できないものとすべきである。ただし、法律問題等といえども、それが有罪・無罪の決定及び刑の量定に影響を与える場合には一定の関与ができるものとすべきである。

評議内容については有罪・無罪のほか、量刑も判断して良いと思う。しかし、いくら量刑を判断するといっても傷害致死事件を「死刑」とすることはできないので量刑判断時に裁判官が「刑法何条にあるとおり何カ月以上何年以下である」とか、「併合罪だから何年以上になる」とか、「自首だから減刑することができる」等の最低限の助言は必要である。

裁判員は、事実認定及び量刑について、裁判官と同等の評決権を有するものとすべきであるが、法律解釈及び証拠の採否などの訴訟手続上の判断は、法律家による専門的な判断が要請される事項であるから、裁判官が判断するのが相当である。しかし、自白の任意性、書証の特信性など、有罪・無罪の分岐となるような重要な証拠能力の判断については、裁判員との評議を経ることとし、裁判長に説明責任を負わせることも検討されるべきである。

新しい裁判員制度では、とりあえずは、評決に関して、裁判員が関与するのは有罪・無罪の判断に限定すべきではないでしょうか。量刑の決定や訴訟手続上の問題などについては裁判官に任せるべきではないかと考えます。国民から選ばれた裁判員に量刑まで求めると裁判員はかなり長期に仕事を休まねばならず、経済的、心理的な負担は大きくなると考えます。裁判員制度が国民に広く認知された時こそ、真の裁判員制度を目指すべきではないかと思えます。

事実認定の評議は、やはり裁判官が主導となるべきで、有罪か無罪かの判断は、裁判員の意見を十分に聞いて最終的には裁判官が決めればよいと思う。その判断にあつて、裁判員の意見の多数が無罪としているのに、裁判官が有罪とするときは、その根拠を裁判員に説明する義務を課せばよいし、その反対に裁判員の多数が有罪としているのに、裁判官が無罪とする場合も同様に処理すればよいと思う。

裁判員制度導入の趣旨から裁判員が事実認定に関与する必要性は高く、事実認定と法律の当てはめには裁判員も関与すべきであるが、確定された事実を前提として適用される法律や憲法を解釈するのはプロである裁判官の権限とすべきである。しかし裁判員には法律解釈の権限がないからといって裁判員の意見を聞かなくて良いということではなくて、素人である裁判員が意見を述べることでいいのではないか。その上で最終的な判断は裁判官が行うべきと思うが、だからといってプロの領域には裁判員は立ち入るべからずという仕分けにしてしまうのは、制度の理念からみて不適當と思われるので、少なくとも裁判員の意見も述べられるようにすべきと思います。

裁判員と裁判官の協議の仕方については、「法律の専門家である裁判官と非法律家である裁判員とが責任を分担しつつ独自の役割を担う」ことから、それぞれの協議体を設けて、裁判員はおもに事実認定に関与し、裁判官はおもに訴訟指揮と量刑判断に関与することとします。公判手続についても、証人採用、現場検証などを要求する権限などを付与するなど一定の要件で関与することを認めてはどうでしょうか。事実認定については、裁判員のみの評決を優先し、誤判を避けるための二重の保障として「有罪判決についての裁判官の拒否権」を与えることを検討してはどうでしょうか。この点については、司法制度改革審議会の最終意見も、「少なくとも裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利益な決定はできない」としており、裁判官と裁判員が相互に緊張した関係で事件にあたることのできるのではないかと思います。さらに重視すべきことは、裁判手続のすべての過程を通じ被告・弁護側の防御、反論、弁護権を保障することです。集中審理等を理由として不利益な扱いを受けることがないようにすべきです。そして、憲法39条に基づき、無罪判決をもって確定とすることを法律上も明確にします。検察側の上訴権が、裁判の長期化とえん罪犠牲者を拡大する元凶となってきたことから不可欠の事項です。

裁判員は、事実認定及び量刑について、裁判官と同等の評決権を有するものとすべきであるが、法律問題、訴訟手続上の問題等に関する判断については、法律や規則に基づく専門的な判断や統一的な解釈・運用が要求される事項であるので、裁判官が責任をもって判断することとするのが相当と考える。

ただし、裁判官は、原則として、その判断の根拠や判断の道筋を裁判員に対して説明することが望ましいものとする。特に、その法律問題、訴訟手続上の問題等について、当事者間で激しい対立がある場合や実務上見解の相違がある場合等は、裁判員に対する丁寧な説明が必要であろう。また、法律問題、訴訟手続上の問題等に関して、必要に応じて、裁判員からの意見を拝聴する機会があってもいいと考える。

なお、違法収集証拠が問題となっている場合の前提事実等の事実認定の場面については、裁判員の意見は、裁判官と同等の権限があってもよいものとする。法律解釈の場面でも、例えば、わいせつ物頒布罪における「わいせつ」に当たるのかとか、凶器準備結集罪における「凶器」に当たるのかといった、当てはめの問題は、事実認定と密接に関連する

ので、裁判員の意見は、裁判官と同等の権限とすべきであると考える。

裁判員の役割は、公訴提起された刑事事件について、国民の視点から、有罪か無罪か、有罪と判断した場合にその量刑はどうするかを、裁判官と共に評議し決定することにある。裁判官と裁判員とは理念的には対等であるが、裁判官は法律家として専門的な知識経験を有するのに対し、裁判員は必ずしも専門的知識経験を有していないものの社会的一般的な知識経験を基礎に国民的視点から意見を述べるものであり、このような現実を踏まえた上で役割分担を決めるべきである。また、裁判員は、職業として裁判に関与する者ではないことから、あまり大きな負担をかけることは妥当でないと考える。そうすると、裁判員は、裁判官と共に法廷に立ち会い、冒頭手続から終結に至るまで証拠調べを中心とする審理の内容を直接見聞きし、証人尋問や被告人質問に際しては裁判官と同様補充尋問を行うことができるとする一方、法解釈や手続部分、すなわち準備手続の主宰、法廷における訴訟指揮、異議に対する判断、証拠の採否、身柄の問題等については専ら裁判官が担当するのがよいと考える。評議は、法廷での審理を直接見聞きし、証拠調べの結果を基に、それぞれの知識経験を生かしながら議論を尽くして、同等の評決権を行使するものとする。審理が終われば、その最終評議の場において、証拠評価を含め有罪無罪について評議し、有罪となった場合は、量刑について評議する。この評議の場では、裁判員も有罪無罪及び有罪の場合の量刑の判断に必要な範囲内で幅広く意見を述べるができるとするのがよいと考える。

裁判員と裁判官の権限問題については、裁判員制度導入の趣旨等に照らすと事実認定及び量刑の問題には評決権を含めた権限を認めることになると思いますし、私自身としても裁判員制度が導入されるのであれば量刑を含めてその意見を聴き、議論を尽くしたいと思います。なお、死刑か否かの判断が問題となる場合、裁判官による合議では、これまでの事例も詳細に分析した上で、果たして死刑とすることに異論がないほど情状が悪いのか、自らが死刑が妥当と考えるのみならず、他の裁判官が判断したとしても死刑という結論に至る事案なのか否かを考え、議論を尽くした上で結論を出しており、他の場合の刑の量定と比べると、裁判体の考え方による量刑格差というのは生じにくいといえるように思われますが、裁判員を含めて議論をする場合に、裁判体の構成によって死刑か否かの結論が分かれていくことを許容するのかどうかということは深刻な問題となり得ます。上訴審の在り方に関しても問題になる点かもしれませんが、死刑の問題だけ別途に法律で定めること（例えば控訴審における刑の量定に関する破棄理由を「著しい不当」としつつ、死刑か否かが問題となる場合には「刑の量定の不当」とするなど）が難しいのであれば、運用の際の手掛かりとなるよう、そのような場合の考え方について検討会ないしは法律の立案過程において何らかの議論がなされていれば幸いです。法律問題については、相当な時間をかけて習得した知識等を前提とした複雑で体系的な判断を行うことが多く、これについてもすべての裁判員が十分に問題点を理解した上で合議に加わらなければならないとするのは著しく困難であることや、陪審制に関する議論においては陪審員が事実認定のみに関し、法律問題については裁判官の判断にゆだねられることを憲法に適合することの前提とする見解も少なくないことなどからすると、法律問題を決するのは裁判官のみの権限とすべきであると考えます。一方で、法律問題を判断する上では、法技術的な面のみならず、健全な社会常識を念頭に置かなければならない面もあるので、裁判官が裁判員の意見を聞き

てみたいと考え、あるいは裁判員も自分なりの見解を述べてみたいと考える場合もあると思いますので、法律問題については裁判員は意見を述べるができる、とするのが相当であると思います。手続に対する異議の処理や証拠の採否、被告人の身柄の取扱いなどについては、判断の迅速性ないし専門性等の点から裁判官の権限とすべきとは思いますが、必要に応じて裁判員の意見を取り入れることも有益な場合があると思いますので、裁判員の意見を聴くことができる、とすることが相当だと考えます。

裁判員の役割は、有罪・無罪の決定、すなわち、罪となるべき事実の存否の認定、違法性阻却・減弱事由（正当防衛、過剰防衛、緊急避難等）及び責任阻却・減弱事由（心神喪失、心神耗弱）の存否の認定、量刑、すなわち、量刑事情の認定及び量刑判断に限るのが相当と考えます。これらの事実について心証を形成するための証拠調べに加わり、証人等に質問すること、上記の各事実認定及び判断について裁判官と対等の立場で評議することを当然に含みます。

裁判員の役割を有罪・無罪と量刑の判断に限るのは、これらが刑事手続の目的であり結論であるわけで、主権者たる国民が関与するのにふさわしいと考えられること、これらの判断は法律の専門家でなくとも主体的に関与できること、これらの判断以外の手続問題や法律問題への関与を裁判員に求めることは、裁判員と裁判官の双方にとって過重な負担となり、裁判員の意欲を低下させ、手続の迅速性を阻害する可能性が高いと考えられること、以上の理由によるものです。

先ほど、事実認定と量刑は法律の専門家でなくとも主体的に関与できると述べましたが、裁判員にとって負担が軽いという意味ではありません。刑事裁判の事実認定は、日常生活における事実の認識・評価と同じく、直感的なもので足りることがあり、そこでは市民的常識が存分に生かされますが、非日常的な分野にまで及んだり、法的概念の理解を前提にするものも多く、また、事実認定の手法も専門技術的な要素を含んでいます。刑事裁判の事実認定に関して、心証形成の実証的分析、供述証拠の信用性判断の基準、状況証拠による事実認定上の問題等、これまでに法律実務家による多数の論文や著作が発表され、読まれています。このこともその専門性と技術性を示しています。一つの事件で、証拠はほとんど同じであるのに、地裁、高裁、最高裁で証拠の評価が異なり、有罪・無罪が分かれることがあることも、事実認定の難しさを示しています。

裁判員制度における事実認定は、理念（実体的真実主義）、証明の方法と程度（厳格な立証に基づく、合理的な疑いを容れない程度の証明）、判決書の機能（事実認定の客観性と合理性が判決書に示され、これが上訴審の審査対象になる）において、現在と大きく変わることはないと考えられています。そうすると、事実認定の専門性・技術性を完全に排除することはできないと思われます。裁判員の役割は、市民としての健全な常識に基づいて自由に意見を述べることにあり、基本的にはそれで足りるものの、最終評議に主体的に加わり、評議の経過と結果を正しく理解するためには、事実認定に関わる法的概念や技術的側面について、一応の理解が必要であろうと思います。また、裁判員は、重罪事犯の量刑に関与することになりますが、日常生活での会話や意見表明とは違って大変に悩ましく苦しい決断であり、強いストレスを伴うものと思われます。

証拠書類・証拠物の証拠能力及び証拠調べの必要性の判断に裁判員の関与を求めるか否かという問題がありますが、私は、これらの判断のための証拠調べをも含め、裁判官のみ

の責任で処理するのが相当と考えます。これらの判断は、いずれも専門的な法律知識が求められますし、集中証拠調べを実施するには、裁判官のみで進める準備手続で処理しておくことが必要となる場合が多々あると考えるからです。もっとも、証拠能力の有無の判断のための証拠調べが、同時に当該証拠の信用性判断に直結する場合がありますので、そのような証拠調べには裁判員も関与するようにしておく必要があります。

#### 事実認定、有罪・無罪の決定に関する意見

裁判員は、有罪か無罪の評決への参加とする。

事実の認定は、裁判員の判断を重視すべきである。

事実認定については、裁判官も裁判員も同じ権限とすべし。

事実認定がどんな方法で行われ、裁判員がどこまで参加するのが問題である。

刑事訴訟の事実認定については参審制は妥当である。判事は多忙であり、またいわゆる現場に疎く、事実認定が不適切なものがあるからである。

私どもは、裁判員制度が国民の司法参加を実質的に機能させるためには、市民の知識、経験、常識が最も機能する事実認定に重点的に参画することを役割とすべきであると考えております。その役割が十分機能するためには、現行裁判の枠組みを変えていく必要があります。

裁判員制度の主眼は、職業裁判官の専門的知識・経験と裁判員の常識的判断や視点とを共に生かして真に国民に信頼される裁判を実現することにあると考えられ、職業裁判官と裁判員のそのような相異や役割を考えれば、専門的知識を余り必要としない事実認定については職業裁判官と裁判員との間に権限の差を設けるべきではないと思います。

誤判防止に裁判員の役割は重要である。私は事実認定に関しては裁判員は裁判官に対し勧告権とでも言うべき権限が与えられるべきであると考えます。その裁判員が正しい事実認定をするためには、年齢、職業等も多彩な人々で構成され、定数も裁判官を上回り（例えば11名）、様々な角度から事実が探求されることにより、公正で客観的な事実認定が勧告され裁判官をして心服させることとなるであろう。

法律の知識の乏しい国民が、法に沿った判断を行うためには、法の知識だけではなく、知識に裏付けされた自信も必要であろう。その自信を一時かり集められた国民に期待するのも不安である。しかし、ここで一つ明らかにしておきたい私の意見として、裁判員が事実認定を行った場合、いかなる理由の基に判断・評決を下したのか、明確に公表すべきであると思っている。なんとなくそんな気がしたという判断理由で、裁判になるほどの問題が解決される事があってはならないと思っている。

私の意見として、素人の陪審員の人々に裁判に参加していただいて、無罪か有罪か、無罪の場合はその理由を思ったことを素直、純粋な気持ちでレポートにして提出してもらい、有罪と思った人もその理由をレポートで提出してもらい、提出された判断・理由を、裁判官、検事、弁護士も、判決に生かし、現在のような長期裁判による経費、税金の無駄遣いは改めていただきたい。又、レポートについても、陪審員の能力によって差がありますが、陪審員として立ち会い、思ったことを素直な気持ちで表現していただき、陪審員の方にプレッシャーの気持ちを与えない配慮が必要に思います。

## 刑の量定に関する意見

量刑は素人には無理ではないかと思うので、専門家に任した方がいいのではないか。

(同旨3通)

量刑の決定に当たっては、裁判員に対する分かりやすいガイダンスが必要。

裁判員は、有罪・無罪であるとか、死刑、無期懲役といった「絶対量」の判断は可能であるが、懲役10年にするか12年にするかという「相対量」の判断は、他の類似犯罪との量刑バランスを考えながら裁判官が判断すべきものとする。

初めて裁判を行う者は、量刑感覚が身に付いていないため、的確な量刑を行うことは困難ではないかとも思われますが、類似事案の量刑資料を提供されれば、職業裁判官でなくとも相当程的確な意見を持つことができるのではないかと思います。したがって、裁判員にも量刑について権限を与えてよいと思います。

量刑判断は、事実認定の判断とは性格の異なる刑事政策的な判断である。陪審制をとる国でも陪審員が量刑まで関与することは稀である。ところが、我が国の現状の裁判手続のままで素人の裁判員が量刑にも関与することになれば、往々にして応報感情に流され、厳罰化により、いたずらに犯罪者を社会的周縁部分に追い込む結果、将来の社会復帰を困難にする懸念すらある。そこで、裁判員が量刑にまで関与することには基本的に反対であるが、仮に関与させるとしても、対象事件を限定しつつも、刑事手続を事実認定と量刑手続に二分した上で、保護関係専門家(プロベーション・オフィサー)等の関与による判決前調査制度を導入すべきである。

量刑手続について裁判員の参加を認めるとした場合でも、被告人の公正な裁判を受ける権利を保障する観点から、被告人の選択権または辞退権が認められるべきである。

争いのある事件では、有罪・無罪の認定手続と量刑手続を区別すべきである。

量刑事情の主張立証は、裁判員が実質的な心証形成をしやすくするためには直接主義・口頭主義によることが望ましい面もあるが、量刑資料の多様性や量刑の専門性が求められることから、伝聞法則について一定の修正が必要となる。また、量刑判断のための新たな制度(例えば、量刑専門家制度)を導入すべきである。

量刑の客観性のために量刑基準を定める見解もありうるが、一方で裁判員の主体的判断を尊重するためには、安易に基準に依存しない配慮も必要である。

裁判員が量刑決定に参加する場合、何を基準に判断すべきか分からないというのが一般的であると思います。したがって、感情や全くの自己判断で量刑を決定した場合、それが量刑不当で控訴の原因になることも考えられます。つきましては、量刑決定にあたっては、何らかのガイダンスがあるか、類似の事件の判例などが分かりやすく示されるなど、何らかの判断材料が示されることが公平性を保つために必要だと思われれます。しかし、このような何らかの判断材料が示されるということは、結局は従来を脱せず、せつかく裁判員を入れたことによる斬新的な結果が得られないとの批判が出てくる可能性もありますが、公平を期するためにはやむを得ないのではないのでしょうか。それでも、時間が経過していけば、徐々に変化は出てくるものと予想されます。

裁判員は量刑に関わるべきではないと考えます。「事実の究明」には、できるだけ多様な視点からの検討が必要であり、これが公平な審理を保障するといえます。しかし、量刑にはできるだけ一貫した価値基準が必要です。たとえば、残虐な連続殺人犯には死刑こ

そふさわしいのか、それとも更正の可能性をまだ捨てるべきではないのか、あるいは被害者の理不尽な死に報いるためには死ぬよりつらい目にあわせなければならないのか、こういう議論を始めたら簡単に收拾はつかないでしょう。その結果、誰一人納得しない結論が出ては、かえって司法への不信が募ることになります。量刑には、法的な常識や、言葉は悪いですが相場感覚が必要になるはずで、裁判に携わる「アマチュア」の市民と「プロ」の裁判官とで、適切な役割分担を設定せねばならないと考えます。

刑事裁判の量刑判断は、是非裁判員の合議制と多数決で主として決定し、裁判官は、その過程で法律に矛盾がないことをチェックしてゆくという形が理想と思います。というのも、これまでの日本の刑事裁判で、裁判官単独による量刑判決は、大変軽く、不満だとする国民の声（大規模アンケート調査により、国民の70%が不満）が上がっていると新聞で読みました。ここまで大きく国民感情と食い違っているのでは、とても民主主義社会の裁判とは言えないと思います。日本は先進国の民主主義国家ですので、これでは世界の動き、時代の流れに逆行するものです。おそらく、裁判官が、一般の民間人とは隔離された特殊な世界に長くおられ、国民の一般的な感覚と大きな格差が生じたのでしょう。また、裁判官の方々にしても、やはり人の子です。いくら犯罪者といえども、重罰を科すのは辛いことです。だからこそ、先進国の裁判は民間人も参加しないといけない。裁判官だけにこの重い負担をかけてはいけません。しかし、日本は、法治国家なので、裁判の過程は、常に法律と合致しないといけない。裁判官に、法の番人として、裁判員の判断と決定が法律に反しないよう方向付けをしてもらう必要があると思います。この部分で力を発揮してもらうことが最善と考えます。

法律問題、訴訟手続上の問題等に関する判断についての意見

法的な判断についても、裁判官と裁判員との権限を別個に定める必要はない。

裁判官と裁判員が共に評議し、有罪・無罪の決定、刑の量定を行うという基本原則から、法律問題、訴訟手続上の問題についても、裁判員の関与を認めるべきである。法律問題等は有罪・無罪の判断と直結し、切り離せない場合があるからである。

裁判員は裁判官と同等の権限を持って裁判に関与することが基本であり、手続面の判断は裁判官にゆだねるべきとの意見もあるが、実体面と手続面を明確に区別できるわけでもない。ただし、法廷における訴訟指揮や期日外の問題については裁判官に任せるのが妥当。

私どもは、一般の国民が裁判員の名の下に法律問題、訴訟手続上の問題等の専門性、技術性が高い事項を含めた裁判のすべてに関与することは、事実上困難と考えています。どの分野においてもそうですが、専門家の知識・経験は尊重されるべきであることは当然です。しかし、専門性を尊重するあまり、専門家の、専門家による、専門家のための裁判というように、専門家の常識のみが判断基準となったときに、これを打破すべきものとして「一般社会の常識・経験」が関与することは大変有効と考えます。「裁判員制度導入」の目的もそこにあると考えます。

法律解釈や訴訟手続上の法律問題については、その専門性及び判断の統一性の観点から、職業裁判官のみの権限とすべきものと思います。法律の当てはめの問題も議論されており、かつ、「当てはめ」としてどのような問題を想定しているのか必ずしもはつき



りませんが、法律の具体的事実への当てはめは法律の解釈を前提とするものであり、立法趣旨、判例、学説等を踏まえた専門的知識なくしては困難であるというほかなく、法律の当てはめもまた職業裁判官のみの権限とすべきものと思います。

もっとも、法律の解釈も社会の状況の変化に伴って変わり得るものであり、国民の一般的・常識的感覚をも踏まえた上でなされるべきですから、その意味で、これらの職業裁判官のみの権限とされるべき事項についても、裁判員の意見を参考にすることは有益であるということができ、そのような運用が望ましいといえます。なお、このように、裁判に関する事項のうち法律の解釈等を職業裁判官のみの権限とするときは、当該事項を裁判員を含めた多数決で決することは違法となりますから、当該事項が職業裁判官のみの判断によりなされたことを明らかにしておく措置が必要になるのではないかと思います。

訴訟指揮を職業裁判官が行うべきことは当然であり、実体形成にかかわらない勾留更新等も職業裁判官のみでできるものとして当然であると思います。また、証拠決定を含むその他の公判廷外の裁判についても職業裁判官のみで行い得ることとしておいたほうがよいと思います。

問題は、公判廷における証拠決定についてですが、必要性のみの判断であれば裁判員に参与させることも考えられますが、証拠能力あるいは法的関連性の判断は、法律問題として職業裁判官のみに判断させるのが相当であることを考えると、証拠の採否については職業裁判官が必要に応じ裁判員の意見を聴いた上で判断するものとしておくのが簡明であると思います。

裁判員は証拠能力の判断に参与すべきでない。理由は以下のとおり。

裁判員が裁判官と同等に主体的に裁判に参与するという観点からすれば、裁判員も証拠能力の判断に参与することが望ましいとの考え方もある。しかし、これには予断排除の原則から重大な疑問がある。

現在の刑事裁判は、証拠能力の判断と証拠による事実認定を同一の裁判官が行っているため、証拠能力を判断するためにいったん証拠を見ることが許されており、その結果「すべての証拠をいったん見てみたい」という意識に傾きがちとなり、さらに「いったん見た証拠は事実認定の資料として総合評価したい」という意識になりやすい。こうした制度の下で、裁判官の証拠能力の判断が極めて緩やかになり、ひいては調書裁判といわれる実態に傾いて行ったという事実を、深刻に反省すべきである。

そこで、市民が参加する裁判員制度においては、予断排除の原則を徹底するため、裁判員は証拠能力の判断に一切参与すべきでない。裁判官だけが証拠能力のない証拠資料を見ているということでは、裁判員と裁判官が対等・公正に評議する前提が欠けることになること、そもそも裁判官自身も予断排除が望ましいことから、裁判員制度の公判に参与する裁判官も証拠能力の判断に参与しないという制度設計が必要である。

証拠能力の判断は、原則として公判準備手続において行われるであろうが、例外的に公判審理が始まった途中で証拠請求されることもありうる。その場合も、証拠能力の判断は別の裁判官が行うべきである。

なお、公判準備手続で証拠能力を認められた証拠についても、裁判員は市民感覚を活かし、証拠力に関する事実関係を踏まえてその証拠の信用性や収集の違法性を吟味できることはいうまでもない。

裁判員が事実認定（法律への当てはめも含む）及び量刑について同等の表決権を持つということに異存はありません。

これに対し、法律解釈及び訴訟手続的な判断は裁判官の権限とすべきです。訴訟手続に関しては、証拠の採否に裁判官を関与させる余地があるかどうかが一番の問題点だと思います。

一般に、証拠の採否にあたっては、法律や判例、何をどの程度まで立証しなければならないかという訴訟構造等に関わる知識や経験が必要となり、裁判員が加わって判断することにはなじまないと考えられます。

もっとも、任意性や違法収集証拠かどうか争われた場合、裁判員はこの点に関する被告人質問や証人尋問等に立ち会うことになり、その場合、任意性や違法収集証拠の判断の前提となる事実の存否の認定は、犯罪事実の認定と共通する側面があります。

しかし、証拠能力の有無の判断についても、事実認定に加えて、専門的評価（例えば、違法があるとしても証拠能力が否定されるほど重大なものか）が加わります。そして、迅速な審理を実施するために速やかな判断が求められることや裁判員の負担を考えると、証拠の採否については、例外を設けることなくすべて裁判官の権限とするのが相当だと考えます。

もっとも、裁判官が、証拠能力の有無の判断にあたって裁判員に意見を聞くこと、証拠採否の結果及び理由について裁判員に説明することは、義務的なものとするかどうかは別として、協同体制を密にし、審理進行についての理解を得るためにも、当然なされてしかるべきだと思います。また、証拠として採用しても、その信用性等については合議の場で改めて検討することも説明して理解を求めることになると思います。

裁判員が法律問題に関する判断にも関与することとするか否かについて、裁判官は、法律学を学び、日頃実践している専門家である反面、裁判員は、そうではないから、裁判員に対し、法解釈に関する意見まで求めるのは難きを強いる結果になり、裁判員も困惑すると思われること、裁判をするに当たっては、例えば確立した最高裁判例との整合性に留意するなど、法的安定性にも配慮する必要があることからすると、裁判員は法律問題に関する判断には関与しないものとするのが相当と考える。

もっとも、一例として、刑法上の中止未遂がどのような要件のもとに認められるかは、ここに言う法律問題であるが、その法解釈を前提として行う実体法の適用、すなわち、被告人がいかなる理由で実行行為を中止したのかなどの具体的事実を認定した上、それらの事実が「自己の意思により中止した」ことに該当するの否かを判断することは、上記具体的事実の認定と密接不可分の関係にあり、しかも有罪か無罪かの判断及び量刑に関する判断に直結することにかんがみ、裁判員にも関与させるべきものとする。

訴訟手続上の問題に関する判断は、実体法の解釈以上に困難で技術的な内容にわたるものが多く、一般的に、裁判員の判断になじまないと考えられること、裁判員を関与させると、迅速性の要請に反する結果となり、かつ、裁判員の負担も増すことからすると、裁判員は訴訟手続上の問題に関する判断には関与しないものとするのが相当と考える。

もっとも、自白の任意性や違法収集証拠が問題となる事件において、それらの判断の前提となる具体的事実の認定については、その重要性にかんがみ、裁判員を関与させるのが相当である。さらに進んで、それらの事実関係を前提として、実体法の適用と同様に、自

白に任意性が認められるか否か 違法収集証拠として証拠排除すべきか否かの判断にまで、裁判員を関与させるという考え方もあり得るが、上記に挙げた諸点、特に、裁判員には最終的な有罪か無罪かの判断及び量刑に関する判断に精力を傾けてもらうのが望ましいことからすると、実体法の適用とは区別して扱うことにも合理性があると思う。

さらに、証拠能力の問題とは別個の証拠の採否、すなわち、例えば検察官あるいは弁護人申請の証人のうち、誰を採用し、誰を却下するかといった問題については、裁判官が、裁判員の心証も踏まえた上で、裁判官の権限と責任で行うという考え方でよいと思う。

#### 裁判員の質問権に関する意見

裁判員が事実関係を明確に把握するためには、質問権が不可欠である。(同旨4通)

質問権や適当な権限を与えることは喜ばしいが、使用用語解説書を配布するのか通常用語を使用するのか、いずれにしても大変手間が掛かる。それでなくとも裁判所や検察庁はてんでこまいの忙しさなのだから工夫が必要である、ある程度司法に興味を持つ者でないと選ばれても苦痛で職務を遂行できない者がでると思う。

裁判員には証人に対する質問を原則として認めるべきでない。仮に認めるとしても、裁判官を通じて質問するものとすべきである。理由は以下のとおり。

裁判員が裁判官と対等に審理に参加する判断者であるという側面を強調すると、裁判員も裁判官と同じように証人等に対する質問を認めてよいという考え方に結び付きやすい。

しかし、そもそも現行刑事訴訟法は、基本的に弾劾主義訴訟構造であり、判断者である裁判官や裁判員が証人や被告人に対して積極的に質問(証拠収集)をする糾問的な審理は避けなければならない。つまり、裁判官による質問自体が極めて例外的でなければならぬのであって、裁判員による質問は基本的に認める必要はないはずである。

とりわけ、9名以上のあるいは多数の裁判員とすることを考えれば、各裁判員がそれぞれの問題関心に応じて自由に質問することを許容すると、審理は迷走する恐れが高く到底現実的ではない。そこで、原則として裁判員には質問を認めないこととし、仮に裁判員から質問したい事項の希望があれば、裁判官がまとめて質問することとすべきである。

#### 評議の進め方に関する意見

評議は、裁判員の主体的・実質的関与を確保するために、裁判員の意見を最大限引き出すようなルールを確立することが必要である。(同旨24通)

裁判員は陪席で意見を一本化を原則とする。

裁判官は司会をすることを中心にやってもらえるとより良いと思います。

選定人制度を導入する以上、選定人の意思を十分にくみ取れるよう検討してほしい。

評議の基本的ルールを定め、裁判員の中から裁判員長を選任して評議を進行すべきであり、裁判官は必要に応じて補充的に発言をする程度に止める配慮が必要である。

事実認定の評議については、裁判官と裁判員はそれぞれ単独で行うことが適当であります。各評議の終了後、双方の結果について、さらに評議することとします。

国民も決定に加わる必要があります。意見を述べるだけでも足りないと思います。裁判官が裁判員を説得できない限り結論がだせないシステムとすべきです。

評議の進め方は市民が意見を言うまで裁判官は自分の意見を言わず、司会役にまわっ

たり、審議がスムーズに進行できるように市民をサポートすることが求められると思います。

評議では、裁判員の主張、意見は最大限尊重されなければならないし、また、疑わしきは罰せずの思想から、被告人に不利な採決がなされないように、一定の歯止めか、ルールが必須だと思う。

裁判官と裁判員が相互のコミュニケーションを通じて、それぞれの知識、経験を共有し、その成果を裁判内容に反映させるべき。評議の形も裁判官が議論の整理に徹し、裁判員が自由に自らの主張ができるような配慮が必要。

裁判員の意見を最大限に引き出すようなルールを定める必要があります。そのためには、素人の裁判員の素朴な意見や疑問を最大限に尊重して、単に理屈や論理のみで事実の重みを消し去ることのないような評議運営を心がけるルールづくりをする必要があります。日本映画「12人のやさしい日本人」(1991年・三谷幸喜脚本)で描かれた評議の内容を素材として検討するなど、工夫して、そのルールづくりの参考にする必要があると思います。

裁判員が主体的・実質的に評議に関与できるルール及び評決については、自らの判断で投票できる方策を考える必要がある。例えば、評議については、裁判官は評議前に、訴訟手続上の問題等について討議すること以外に、事件について話し合ってはならないものとすべきであり、評議開始後には裁判官のみ又は裁判員のみで事件について話し合ってはならないこととすべきである。評決は、争点ごとに行うとともに、結論である罪体及び量刑について行う等、具体的で明確なルールを策定すべきである。

市民の裁判員が裁判の中で実質的に影響力を持つことにするためには、裁判官の職分を設け、裁判員が関与してはいけないこととするのは誤りである。裁判官と裁判員の評議の対等性は、評議の対象範囲においても、評議方法においても確保されなければならない。このことを実現するには、これまでの裁判官で行ってきた裁判の進め方、評議の仕方を根本的に改めたものにし、その原則の下での裁判官の役割を限定的に規定するべきである。その点からすれば、限りなく陪審制の下での裁判官の役割に近いものとなるであろう。

有罪・無罪の判断について、検察が提示した物証と状況証拠をめぐり、一般に説得性の高い物証がある場合は、その判断は比較的容易ですが、状況証拠しかない場合、いったい、どれほどの量の状況証拠を積み上げれば、有罪と判断できるのだろうかということがあると思います。こうした点に関しては、裁判官だけの判断では、非常に困難ではないでしょうか。そこで、複数の裁判員が、すべての証拠を総合的に判断し、合議制と多数決で決定するというシステムです。これならば、裁判官一人の肩に重くのしかかるということはないと思います。国民の代表者である裁判員が協議して決定する。この点に、今回の裁判員制の大きな価値があると思います。

あえて一般国民に広く裁判員制度を取り入れるのであれば、職業裁判官と裁判員が合議する形態ではなく、個別の判断過程が確保される事を提案したい。

1. 裁判員は、共に審理に加わる職業裁判官以外の指導的役割を担う者から、必要的指導を受ける。

2. その後、裁判員独自の評決として、事実問題と量刑までを含めた判断を裁判員だけでまとめる。(この時点の評決は有罪無罪に分かれれば二通り、分かれなければ一つの結

果にまとめて公表し、評決結果にはそれぞれの判断理由を必ずつける。また、難しすぎる問題に対し、無理に解決を迫る事は不確かな結果を誘導する事につながるので、裁判員の評決辞退も認める。)

3. その裁判員の評決結果をそのまま公表した後、職業裁判官はその評決結果に対し、正すべき法律問題等、必要的個所の修正もしくは補充を法廷で説き、独自の判断として、裁判官の判断を下す。

4. 最後に裁判官の修正判断に納得できるかどうか裁判員に賛成・反対の評決を取り、賛成可決となった場合にその結果を判決とする。反対多数の場合、覆審として、再度審理を別な裁判員により行う。

裁判員が十分に議論に参加できる評議ルールの制度化を要求します。

すべての裁判員が評議で十分に意見を言い、臆せずに疑問点を出し、または疑問を解消していくためには、専門家主導の評議ではなく裁判員主導の評議であることが必要です。裁判官が自明のこと、決まりきった結論と考えることでも、市民の目でみると疑問や異論があります。そうしたことが十分に議論され、市民の良識を裁判に反映させるのが市民参加の意義にほかなりません。

専門家主導の議論によって、裁判員が質問したくてもできずにわからないまま評議が進み、また疑問も言いにくいまま議論の流れができてしまうこととなれば、市民参加の趣旨は全うされません。市民参加を実質化するために裁判員主導の評議の実現が必要です。そのために、裁判員に人数を圧倒的に多くすること、市民にわかりやすい審理を行うことは当然ですが、さらに私達は、以下の評議ルールの確立が必要と考えます。

(1) 裁判員が評議の議長となり、裁判官は補佐役に徹するべきである。他方、裁判官は、評議の円滑な進行や判決文作成などのための、補佐役に徹するべきである。

(2) 評議において、有罪・無罪や量刑に関する意見を述べる順番は、裁判員が若い者から順に発言するものとし、裁判官は裁判員全員の発言が終わってからとする。複数の裁判官が関与する場合は若い裁判官から発言するものとする。

#### 評議に際しての説示に関する意見

評議に先立ち、裁判官は裁判員に対し、無罪推定の原則、検察官の実質的挙証責任、黙秘権、適正手続の保障等被告人の権利及び刑事訴訟の諸原則について十分理解できるよう説明する必要がある。

裁判員制度では、裁判官が評議において適宜法律事項を解説したり教えたりすることがあるとしても、当初から評議室で実質的な説示を期待しなければならないようでは、裁判官に教えられながら評議をすることが前提になるので、裁判官と裁判員が対等の関係にはなり得ません。したがって、説示をしなければ、評議は始めから自然に裁判官主導とならざるを得ないこと、また、法廷の傍聴人に対しても説示の内容を明らかにして、評議および裁判員制度に対する信頼性を保証する必要があることを考慮すれば、評議前に説示に対応する解説を済ませ、裁判官と裁判員が対等の関係となって評議に臨むべきだと考えます。なお、「説示」という言葉は、国民主権の観点からなじまないものと考えます。

#### その他、裁判官と裁判員との権限・役割分担に関する意見

裁判員はかなりの多人数での「正」か「誤」の単純な判断を任務とすべきだ。

一般人の良識をどこで判断するのか。現在、いわゆる普通の人が起こす犯罪が多発していると思います。そのため、民間人に裁判官と同等の権利を与えるのはどうかとも思います。

事件が起訴されて、第一回公判が開かれ、人定尋問から最終弁論に至るまで、すべての公判に裁判員が参加して事実認定をするのか、又は何回か開かれた公判記録だけを読んで事件の事実を認定していくのかは重大な問題です。昨年行われた模擬裁判の例をとっても、被告人である息子と被害者である母親の間に、本当の合意があったのかどうかを判断することは本件の結論を導く上では重大な問題ですが、それを裁判員は何から判断するのでしょうか。

裁判官と裁判員とが「対等」の立場で協働することとされているが、裁判員制度導入後数年は「対等」という文言を外し、市民に一定の「役割分担」を委任するといった形とした方が、制度の円滑な運営に近づくと考える。裁判員は常に緊張感、不安感の中で意見を求められることとなるが、そのような状況下で自分の意見が「対等」として扱われるのはプレッシャーではなからうか。発言に過度に慎重となり、主体的な意見形成が阻害される気がしてならない。

## 2 裁判体の構成・評決の方法

裁判体の構成に関する意見

(裁判員の数を裁判員よりも相当に多数にすべきとする意見)

裁判員の数は6名程度とし、裁判官は1名とする。

裁判員の数を職業裁判官1人に対し6人以上にすべき。

最高裁判事と同数になるよう、裁判官3人に裁判員12人がよいと考える。

職業裁判官は2～3人でよく、その10倍以上の市民裁判官を選んでほしい。

裁判官と裁判員の人数は、奇数が望ましく、それぞれ、3人と13人とすべき。

裁判員制度では、諸外国の陪審に近い形の、10名規模の裁判体にしてほしいと思います。

裁判員の人数は10人以上で、被告人には裁判員の再選を求める権利があってもいいと思う。

裁判員の数は裁判官の数よりはるかに多くあるべきで、裁判官2名に対し、裁判員10名以上が適当である。

市民は少ないと責任を感じすぎてプレッシャーが強くなるので、15人くらいが良いと思う。男女は同数とすべき。

広く一般国民が裁判官と共に豊かな感覚を反映するためには、裁判官よりも裁判員の数を相当多くする必要がある。

裁判員制度は、より陪審制度に近くなってほしいと思いますので、私は、裁判官1に対して裁判員4を望んでおります。

評議を独立して実施することを前提に考えた場合、裁判員の数は、社会常識・経験の

最大集約を考慮し、12名とします。

一つの裁判体で多種多様な意見、考え方を持って評議が行われるようにしなければならず、そのためには、10名程度の市民の参加が必要である。

意見の押しつけではなく、それぞれが見えているものを提供し合い、現実的な判断をしていける関係のためには、裁判官2に市民9、11などが良い。

裁判官2名、裁判員12名(20～30歳代の男女各2名、40～50歳代の男女各2名、60歳代以上の男女各2名)とし、8名以上の出席を条件とすべき。

裁判に裁判員として参加したときに、裁判官を相手に自分の意見を述べることは非常に難しいことだと思う。しかし、裁判員数が圧倒的に多数ならばそれも可能だろう。

裁判員制度を少しでも実効性のあるものにするとともに将来的に真の市民参加である陪審制を実現させるという観点で考え、裁判員の数は12名とすることを要請したい。

多種多様な人生経験に基づく市民の良識を裁判に反映させるためには、議論が成立する限りにおいて、できる限り多人数の一般市民の裁判員を参加させることが不可欠である。

裁判員の参加人数も、死刑に当たるような重大な事件においては、例えば裁判官が3名であるのならば裁判員は12名というふうに、きっちりと規定をされることが必要だと思います。

元来、日本人は、少人数であるほど人間関係への気遣いが最優先となり、自由な意見が言えないという傾向にあります。だから可能な限り少数ではなく、たくさんの裁判員が必要です。

裁判員の主体的・実質的関与を確保するという観点、あるいは一般国民の予断と偏見のない判断を生かすという目的にかんがみ、裁判員裁判所を構成する裁判員の数を職業裁判官の数の4倍とすること。

裁判員の数は、裁判官の4倍以上が良いと思います。なぜなら、老若男女の老女老男若男若女が必要だからです。ある事件に関する意見は、時代や性別で大きく違うから、少なくともこの4種が必要だと思います。

12人。素人と専門家である裁判官が協議する際、あまりに市民の人数が少ないと、裁判官の意見にのまれてしまうと思うから。人数が多いと話がまとまらないという意見もあるが、そこは進行役の裁判官がまとめればよいのではないか。

評議は密室で行われる。裁判官が裁判員を誘導したり、意見を封殺したり、発言しづらい状況に追い込むのは簡単である。その影響を少しでも少なくし、市民のイニシアティブで結論を出すためには、裁判員が圧倒的多数であるべき。また、経験、職業、性別、環境、バイアスの異なる人々の多様な意見を反映する観点からも裁判員は多数であるべき。裁判官は1人に限り、裁判員は10人以上が必要。

模擬裁判の経験から、裁判官の人数は2人、裁判員の人数は10人くらいのバランスが良いと思う。法律の専門的な知識のない裁判員たちは自分なりの意見を言うのに緊張を強いられ、裁判官の意見に流される心配があるが、選ばれた裁判員の一人一人が主体的な意見を述べることができなければ、この裁判員制度の意味がない。

法曹としての資質を持たない裁判官による裁判を是正するためには、裁判員の影響力を大きくする以外になく、裁判員は多種多様な経験を持った者を採用する必要がある。したがって、その数は相当数でなければならず、9～12名程度でなければ裁判官と対等に

評議することはできない。裁判員制度を採用する以上、裁判員が実質的な影響力を持つものでなければ意味がない。

市民の多様で豊かな感性を裁判に反映させるためには、裁判員の数がある程度多くないとだめだろうと思います。裁判官3人に裁判員2人といった構成では、偏った感性による裁判がなされてしまいます。また、無作為抽出で選任される裁判員ですから、ある程度数がいないと、裁判体ごとの資質のばらつきが大きくなり、裁判を受ける側にとっては、大変不公平な結果になると思います。裁判員の数は、10名以上は必要と思います。

裁判員制度の成功の鍵を握っているのは裁判員の数である。裁判員の数は多くの経験を集めるためと自由に意見が言える雰囲気を作るためには最低でも9人程度は必要である。英米の陪審が12名とされていることは参考にすべきである。裁判官の数は3人は多い。仮に3人の裁判官の意見が一致してしまえば裁判員がそれを説得するのは容易ではなく、裁判官の意見が多数になってしまうであろう。そこで裁判官の数は2名以下にすべきである。

裁判体の構成については、意見書では、「法定刑の重い重大犯罪」を対象としているので、これを前提とすれば、裁判官3に対して裁判員12が妥当である。裁判員の数は少なくとも裁判官の3倍は必要である。

また、裁判官はプロであることからすれば、裁判官1、裁判員11～12という構成も検討する価値がある。(11は検察審査会の人数、12は日本及びアメリカにおける陪審員の数を参考とした。)

公正な判決を導くため、裁判官のみならず、裁判員同士相互の意見や思想信条、価値観の偏在がないように努めるべきと考えます。検討案では、裁判員は「一般市民から無作為抽出」となっていますが、とりわけ性別・世代別の人員構成には是非とも配慮が必要と考えます。

したがって、理想的な裁判員の構成と人数として、男性・女性同数、かつ、世代別構成 = 20, 30, 40, 50及び60歳代以上よりそれぞれ各1名(5名)をランダム抽出し、合計5×2 = 10名の構成とするのが適当と考えます。

裁判官と裁判員の人数は、裁判官より裁判員の人数が多い方が良いと思う。どうしても裁判官の経験と専門的見解に従ってしまうことが考えられるからである。また、裁判官の人数は、より客観的な意見を得るためにも3人以上が必要と思われる。裁判員については、裁判官の3倍から5倍は必要と思われる。また、裁判員を選ぶ際には、希望者から選ぶことを前提として、事前の登録制をとる必要があると思う。そして、その中から選ぶとともに、事件ごとに一般からも半分ほど選ぶことが必要と考える。人数については15～19人の奇数とし、裁決をとる場合に配慮する工夫も必要である。

裁判では裁判官の数よりも裁判員の方をかなり多くしてもらいたいと思います。なぜなら、法律と裁判の専門家である裁判官よりも少ないか同数くらいでは、裁判に参加する一般市民は裁判官に影響を受けるかその意見に引きずられて、自由に自分の意見を述べ十分に社会的常識を働かせることはできないと思われるからです。法廷に行くと一般の者はただでさえ緊張しますし、いかにも裁判官が偉くておそれ多く何でも分かっているような気になってしまいます。そういう中で素人が裁判官と異なる意見を出すのは相当勇気のいることです。しかし、そういう雰囲気の中で一般市民が少数では、いくらそれが社会常識



と心の中では思っているとしても、とても裁判官の意見に反対する意見を述べて頑張る勇氣は出てこないでしょう。

市民が「責任を全うできる」という考え方よりも、「市民の英知」がどこまで保証されるかという視点はどうでしょうか。単に裁判官を補助したり、裁判の成り行きを第三者に近い立場でみる制度であれば、「市民の英知」は獲得できないと思います。勉強でも問題を解かなければ身に付かないと同様、「犯罪が存在する」という問題を裁判の場で市民が解かなければ、「市民の英知」は獲得できません。そのためには、「市民が悩み、解決する」制度が必要であり、また、うまく言えませんが、「市民が、悩み、解決したことを納得できる」制度であってほしいと思います。「市民が問題を解決する」制度という観点から、人数、判決方法などを議論してはどうかと思います。「犯罪が存在する」という問題を多くの人が解けば、それだけ「市民の英知」は増えることになると思います。そういうことからいえば、できるだけ多くということになるでしょうか。

裁判員は、まったく裁判所に足を踏み入れたことのない市民の中から無作為抽出で選ばれるわけですから、裁判官の理路整然とした意見に対して気後れして素朴な意見を出すことをちゅうちょし、あるいは一度出して批判されたらそれ以上意見が言えなくなる懸念があります。そこで、裁判員の数は、少なくとも裁判官の数の3倍以上必要だと思います。可能な限り陪審制に近づけることが、「裁判内容の決定に主体的、実質的に関与する」ことにつながると思います。もともと「裁判員」という言葉は「裁判官弾劾法」にあって、衆参両議院の議員の中から7名づつを選んで裁判員とすることが規定されているわけですが、この弾劾裁判所は議員という等質の構成員であるのに対し、「裁判員制」の場合は職業裁判官と素人の市民からなるわけですから、数において格段の差をつけないと、実質的な評議になりにくいと思われます。そこで例えば、弾劾裁判所法のひそみに倣うならば、全部で裁判体の構成員を14名とし、そのうち3名を職業裁判官で、残り11名を素人の裁判員で構成するという案も検討に値すると思います。

裁判官の数は1名を原則とし、特に複雑難解な事件の場合に限り2名とすべきである。裁判員の数は9名以上とすべきである。

裁判員制度は、できるだけ裁判員の主体的な事実認定を尊重するため、裁判官は訴訟の進行を指揮することを中心とし、評議においてもできるだけ裁判員の議論を優先するよう配慮すべきである。そうだとすると、法定合議事件であっても裁判官は原則的に1名でよいはずであり、例外的に複雑難解な事件の場合に限り2名とすれば足りる。

裁判員制度が実質的な国民参加の制度となるためには、裁判官の意見に抑圧されて、非専門家である市民の意見が封じ込められることのないような人数構成を確保することが重要である。裁判官と裁判員の経験と知識、立場には圧倒的な差があり、実質的な対等性を確保するためには、職業裁判官に比較して裁判員が圧倒的多数とすべきである。裁判員の数が少ない場合には、経験、知識に加えて圧倒的に優位に立つ地位によって、裁判員の意見を誘導したり、封殺して職業裁判官の思いどおりの結論を導き出すことが極めて容易であり、これでは実質的な国民参加の制度とは言い得ないものになってしまう。裁判の経験を有しない一般市民と職業裁判官の力の社会的影響力の差は圧倒的であり、評議において市民が萎縮することなく自由かつ対等に職業裁判官と議論し、判決に影響を及ぼすには圧倒的多数の裁判員の数が必要不可欠である。また、国民の参加により社会の良識を裁判

に反映させるためには、性別、年齢、社会的経済的地位、経験の異なる多様な人間が参加すべきであり、これらの要素において偏った少数の国民の参加では国民参加の正当性を確保することは不可能である。このような観点から裁判員の数は少なくとも9名以上とすべきである。

(「裁判員の数を裁判官の3倍以上にすべき」とする意見)

「裁判員制度」の制度設計にあたり「広く国民が、自主性と責任感をもって、裁判官とともに、裁判の内容に主体的かつ実質的に関与する」という趣旨に照らしても「多様な市民感覚が十分に裁判に反映されるよう」裁判員の数を裁判官の3倍以上にすべきと考えます。(同旨1004通)

裁判員の数が少なければ 私たちは専門家である裁判官の言うことに反論できません。私たちが自由に意見が言えるように、裁判員の数は少なくとも裁判官の3倍以上にしてください。(同旨31通)

裁判員の数は、職業裁判官の数の3倍以上とすべき。(同旨17通)

裁判員の人数については、「国民の健全な社会常識がより反映される」という目的を立てば、裁判員の判断を尊重できる割合が必要で、職業裁判官と一般市民の関係を考慮して、少なくとも職業裁判官の3倍以上は必要です(同旨4通)。

裁判官は3人、裁判員は9人以上とする。

裁判官2人以上、裁判員は裁判官の3倍以上をお願いしたい。

裁判員制度では、裁判員の数は、少なくとも裁判官の3倍以上とし、全体の数は6人以上とすることとすべき。

裁判員の意見を反映させること、意見のばらつきを避けること、外国の参審制度の例などを考慮すると、裁判員の数は裁判官の数の3倍以上が望ましい。

多くの市民が裁判員制度に参加することで、制度の目的や意義が生かされ、市民の司法への関心が高まることと思います。そのためには、裁判官より最低3倍以上の市民が裁判員として参加する必要があります。

裁判員が、専門家である裁判官に議論を誘導されることなく、市民としての一般常識に基づいて判断できるよう留意されなければなりません。その点から、裁判員の数は、裁判官の数の3倍以上とすべきです。

裁判員の人数について、職業裁判官の3倍以上は必要と思います。理由は、争いのある事件の事実認定について、市民の常識を反映させること及び法廷での攻撃防御を市民に分かりやすいものとせざるを得ないことです。

裁判官の意識改革を進めるためには、裁判員は裁判官の3倍以上必要。死刑にあたるような大きな刑事事件の場合は、全体として25人から30人ぐらいの人数が必要。裁判員の心的負担を少なくするために、数を増やす必要がある。

疑わしきは罰するという裁判を変えていくためには、裁判を今の職業裁判官に任せるわけにいかない。そのためには裁判員制度で裁判員の人数を裁判官の数倍以上の人数にすることが大事である。職業裁判官の誤りを正すには、最低でも3倍以上、9人以上の裁判員が必要。

裁判員制度は裁判員を中心にして、裁判官が補助的な役割を果たすものとすべきであ

り、そのためには、裁判官は1名とし、裁判員はその3倍以上とし、多様な社会層から選出できるように、在留資格者を含めて住民登録台帳を基礎に無作為抽選して候補者を定めることが必要。

国民参加の司法を目指すのですから、無差別抽出の裁判員は裁判官より数が多くなければ効果はありません。全くの素人が裁判官と自由に、また平等に意見を戦わすことがなければ、裁判官の意見に従うだけとなってしまうと思います。そのためには、裁判員の数は裁判官の3倍は必要と考えます。

裁判になじみの薄い裁判員は、評議の中でも職業裁判官の主張に流される危険が高く、職業裁判官による裁判運営に裁判員がただ加わるだけでは、裁判員が本来期待されている役割を十分果たすことは実際上困難である。そこで、裁判官の数を1～2名とし、裁判員の数を少なくともその3倍以上とすべきである。

市民の中には、事件の中心的争点になっていない証拠や主張に疑問を持ち、事件に関心を持つ方があります。市民が日常生活の体験とそれに基づく感覚で見るとは確かに説得力があります。その点から、裁判員の数は、できるだけ多くの市民を参加させるべきだと考えます。また、裁判員が主体的に関与するには、最低裁判官の3倍は必要だと考えます。

裁判官主導ではなく市民の裁判員が主体的に判断するためには、裁判官の3倍以上の人数とすべきである。例えば、2倍では裁判官3人に対して裁判員は6人となるが、過半数は5人であるから6人の裁判員のうち2人が裁判官と同一の意見になると他の裁判員4人の意見と異なる結論になる。これでは市民参加の実が保たれにくい。したがって裁判官の3倍以上の人数が必要である。

一般の国民が裁判に参加する制度に関して不安な点は、自分が間違っただけを言ったらどうしようかということ、人の生死に関わるようなことに関わりたくないこと、こんな人には裁かれたくないと思う人もいること、議論が成り立ちまとまるのかということである。この点については、多数の人が参加することにより、恐怖心がなくなり、自分の意見を言える。についても、人数が多ければ気持ちが軽くなる。裁判員が裁判官の3倍以上というのは妥当な人数ではないか。

戦後の官僚裁判官だけによる刑事裁判は、「人質司法」とか「調書裁判」の傾向が段々強まり、形骸化して絶望的でしたが、その打開策として市民の健全な常識を裁判に反映させるために「裁判員」を導入するのですから、市民が裁判官と実質的に対等になるためには裁判官の3倍以上の人数は必要だと考えます。コンパクトで足りるとの見解は、この制度導入の意義を軽視する誤ったエリート主義に捕われていると評さざるを得ません。是非多くの市民の参加を求めて、えん罪に泣く人を減らさねばなりません。

本来、裁判員制度の導入は、司法に国民が積極的に参加することで、司法に民主主義における自己統治の契機を取り入れることにより、国民の意識と実際の裁判の判決量刑が極端に乖離することを防ごうという狙いがあるものと思われます。この点、民主主義が必ず「真実」に到達するものではないという議論もありますが、一方で、職業裁判官の結論が常に「真実」に達しているのだろうかという疑問も挙がっております。そのような議論を踏まえた上で、現在、裁判員制度に必要な点は、その趣旨から一定数（3倍以上）の裁判員を選任することで、議論を尽くす必要があり、かつ、少数裁判員の議論による他の裁判員の議論放棄（たとえば3名の裁判員であれば、発言に影響力の強い裁判員の意見に残

り2名が黙従してしまう可能性も少なくないでしょう)の可能性は、表面的に国民の意見を反映するという形式をとっていても実質的に得られる効果は趣旨から大幅に逸脱する蓋然性が高いだけでなく、時間と国家予算の膨大な無駄遣いとなるでしょう。さらには、3名の裁判員ということですと、裁判員中の影響力の大きな人物の意見が、実質的な議論を尽くさないまま3名分の意見となって裁判官の意見を覆すということも容易にあり得ますが、これは本来の趣旨とは全く異なる上、さらには実質的には裁判員の中の影響力の強い人物に司法権をゆだねるという大変に危険な状況を招くことにもなりかねません。選挙人名簿による裁判員の選出は民主主義的契機とは無関係であることとも考え合わせますと、3倍以下の裁判員定数は極めて理論整合的に説得力のない制度となりましょう。さらに、3 + 1の実質的な議論の結果であればともかく、最初に結論ありきで、影響力の強い裁判員の主張を後の2名が黙認追認するような形を許容する少数裁判員制度は、上記のような危険に加え、まったく逆のケース、すなわち、影響力の強い裁判員が裁判官の意見を追認し、それに他の2名が追従するような形で議論が進んでしまいうという参審制度の欠点をそのまま受け継ぐという危険な結果もありえるでしょう。日本人の、意見の違いを明らかにして争うことに慣れていないという傾向を踏まえるならば、3倍以下の裁判員制度は、表面上は国民的正当性を備えているように見えながら、実質的には上記のような大変危険な司法制度を産み出してしまうという、もっとも避けるべき状況と言えるでしょう。

御意見の中には、会社の役員会も定数を減らす時代であり、人数が多ければ良い結論に達するというものではないという内容のものを見かけました。これは、まず裁判員制度の本来の趣旨からかけ離れたものであると考えますがいかがでしょうか。裁判員制度の趣旨が本来国民の意見を広く反映するところにあるとするならば、それは、できる限り多くの国民に参加してもらうことを基本としなければならないでしょう。そして、手続的煩瑣と議論に費やす時間は民主主義が支払うコストとして当然のものとして受け止めるべきであり、議論の時間を忌むべきものとして扱うことは裁判員制度を根幹から否定するものと考えます。裁判員制度は民主主義選挙と同じく、自分たちのことは自分たちが主体的にかかわって決めていこうという意思の結実であり、その観点からは、国民の参加を狭めていこうという考えは本来なじまないものだからです。その上で、一定の枠をはめる必要が生じてくるとしても、たとえば集団心理学的にいつて特定の人物に議論を実質的に阻害してしまうような方向付けがなされにくい人数を確保する必要があるのではないのでしょうか。どれだけ多数人数でも特定人による議論の方向付けという事態は想定し得るものですが、現行アメリカ陪審員制度の12名以上あるいは裁判官数の3倍以上という人数はその意味でも多様な国民的意見による健全な議論が予定されるに最低限必要な数字ではないのでしょうか。裁判員制度は会社の経営責任を負う役員会ではなく、裁判員とはまったく関係のない被告人の身体的自由を左右するという意味で大変に重大な責任を負う制度です。導入する限りは議論を実質的に空洞化・形式化させる蓋然性のある少数人裁判員制度はまったく制度趣旨に反するものであり、受け入れられないもので、少数裁判員制度ならば裁判員制度を導入しないほうがかえっていいのではないかと思います。なぜなら、形式的な国民参加による司法追認あるいは、形式的な国民的司法合意による特定裁判員の意見の司法化ほど危険なものはないからです。最低、12名以上あるいは裁判官の3倍以上という数字は、裁判官にとっても裁判員にとっても議論を活発化・実質化させる上で必要な数字といえる

のではないのでしょうか。

( 裁判員の数を裁判官の3倍程度にすべきとする意見 )

裁判員の数は、裁判官3人に対し、裁判員9人が望ましい。その理由は、われわれ一般市民は法に関しては素人であるがゆえ、裁判官1人では対応しきれないと思う。よって3人が妥当であろう。また、裁判員に関しては、数が少なすぎるとは裁判員制度そのものに疑問があるし(少なくともは裁判官が実質的実権を握ってしまい、市民の声が届かない)、9人より多いと議論に時間がかかってしまい、裁判の迅速を阻害してしまうように思われる。( 同旨2通 )

裁判員は、無作為抽出によって選ばれた候補者の中から選任され、裁判官の発言に萎縮することなく評議に参加できることが保障されなければならない。また、社会的な常識が評決に反映されることを、数の面からも担保されるように工夫しなければならない。そのためには、裁判員の数は裁判官の3倍相当が適当と考える。( 同旨1通 )

裁判員の数は、裁判官の数の3倍程度は必要。

裁判官の数は3人くらい、裁判員の数はその3倍の9人くらいが適当である。

裁判官と裁判員の対等性、国民の意見を裁判に反映させるという点から、裁判官と裁判員の比率は1対3でお願いしたい。

裁判官と裁判員の人数比は、地裁では3人对9人、高裁では3人对9人とし、最高裁では大法廷と小法廷の別により、協議の上決定する。

裁判官と裁判員の人数比は、1対3くらいがちょうど良いと思う。ただ数を増やせばいいとはせずに、あくまでも市民の感覚を生かしていくという目的を忘れないでほしい。

裁判官の数は2～3名、裁判員の数は7～8名とすべき。裁判官1名では独断的になるため。裁判員は、市民参加の感覚の多様性を考慮して、バランスとして3～4倍は必要と思う。

裁判員の人数は、特に重罪事件では、一個の裁判体として裁判官3名と裁判員9名の12名で構成する必要がある。ただ事案によってその数を若干減らすことも政策としてはあり得るであろう。

裁判員制度における裁判官と裁判員の数については、適用裁判の範囲にもよりますが、おおむね裁判官1に対して裁判員3という比率を支持します。市民の意見は多様であり、無作為抽出による選出とその採用方法、基準を考慮すれば、法知識の十分な裁判員を参加させるには10人以下の参加では目的を全うできないおそれを感じます。

一般国民から選任される裁判員は、裁判官を補佐するものではなく、裁判手続に主体的・実質的に関与するものである。したがって、自らの意見を表明しやすい環境を確保する必要がある。また、多様で豊かな感覚を有する一般市民の社会常識を「裁判」に反映するためにも、裁判官の数より裁判員の数を多数とする必要がある。具体的には、裁判官の3倍程度は最低限必要であると考えられ、基本的には9名とすべきである。さらに死刑を科す可能性のある事件の審理の場合は12名とすべきである。評決のための評議は、審理終了後直ちに、独立の評議室において、評決に至るまでの間原則として継続して行う。

裁判員制度は国民の健全な社会常識を裁判の過程に反映させることを目的にしているわけだが、社会常識は必ずしも同一ではないので、年齢、性別、社会的な基盤など、でき

るだけ幅広い人材を集めているいろいろな角度から議論を行うことで、広く社会に受け入れられる常識が形成されていくものとする。また、個々の裁判員が専門的な知識と長い経験を持った裁判官の中で、臆せず自分の考えを述べ、主体的・実質的に関与していくためには、裁判官の人数より裁判員の人数がある程度多い方が実際のだと思う。有効な議論を行うための適正人数や裁判員抽出の事務量なども考えると、裁判員の人数は裁判官の3倍程度が適正と考える。

職業裁判官の数は2名（裁判長と判決を起案する裁判官）、裁判員は6名（あるいは5名）とするのが妥当と思われる。ただし、死刑・無期相当事案については、慎重に判断するために裁判官を3名とすることも考えられる。

裁判員制度の下でも職業裁判官3名による合議事件も残ることから考えれば、職業裁判官の数を3名とし、多くの市民を裁判員とすることも考えられるが、3名の合議体で職業裁判官の意見が一致すれば、市民が相当数参加しても共通の議論の場が形成されることは難しいと思われる。裁判員法廷が、裁判員の意見を十分に引き出すために評議を尽くすべきことを考えると、裁判員の数が陪審に近いほどに多くすることは相当でない。裁判員法廷は、職業裁判官1人に代えて市民6名（あるいは5名）を入れて法廷を構成する（死刑・無期事件は慎重に審理するために職業裁判官1人を加える）と考えることができよう。

裁判官を含む複数の裁判員で審議することになるわけですが、裁判官1名と複数の裁判員で行う場合に、特に留意する必要があるのは、裁判官が証拠採用や量刑基準について自分の判断基準で事件を決しようとする意志が強い場合は、合議の場においてそれなりの発言をすれば、そのようになる可能性が強くなるということです。また、裁判員の中になりに強いリーダーシップをもって発言する人がいると、全体がその人の意見に引っ張られることも予想されます。

2名以上の裁判官と複数の裁判員で審議する場合には、裁判官1名の場合に危惧されるようなことが比較的少ないのではないかと考えられます。裁判官と裁判員の比率は1対3位が適切かと思われまます。つまり、裁判官1名の場合は裁判員3名（合計4名）、裁判官2名の場合は裁判員6名乃至7名（合計8名乃至9名）位が適切かと思われまます。事件の内容にもよるでしょうが、比較的類似性のある事例の場合は、アメリカの陪審員制度のように多数の裁判員を配置する必要はないように思われまます。なぜなら、裁判員に選任される一般人は、年齢その他の条件がまちまちであるため、あまりに多数になると単に審議の時間が長くなり、結論を導くのが困難になる可能性が強くなるからです。

しかし、最終的には裁判所規則に定められた方法により平均的（単純な数の平均ではない）な判断を出して、それがその合議体の最終決定になることですから、心配するような突飛な結論にはならないのかもしれない。

（裁判員の数を裁判官の1.5～3倍、又は5人から10人程度とする意見）

裁判員の数は、2、3人では少ないと思うしあまり多すぎると話し合いがまとまらないので、6人ぐらいが良いと思います。（同旨2通）

国民の代表として少なすぎではダメだと思うし、12人以上では話がまとまらないと思うので、7～9人ぐらいが適切と思う。（同旨2通）

重要なのは、裁判官と市民が対等に話し合える環境づくりだと考えまます。そのために

は、裁判員の数は裁判官の2倍以上にするべきです。(同旨2通)

裁判員の数が余り多くても、多くの意見で評決までの時間がかかりすぎるし、余り少なくても裁判官の意見に押されて、単なる飾り物になってしまいます。裁判員5人、裁判官2人の7人くらいが適当かと思います。(同旨1通)

市民裁判員が実質的に関与できる人数としては、2倍くらいが一番現実的ではないかと感じる。

裁判員の人数は5～10人の間とし、裁判長が検察官及び弁護士と相談の上決定することとすべき。

裁判官と裁判員の人数は、5人くらいがよいと思う。裁判官は2人、裁判員は3人くらいが適当である。

裁判員の人数は裁判官の2倍以上必要だと思う。裁かれる側としては、同等の人数では、民意が反映されているとは思えないだろう。

裁判員の数を9名とすることは、訴訟経済上問題があり、5、6名が適当。その内の2名は、法的知識のある司法書士、行政書士にする。

裁判員の人数は最大5名くらいが適当だと思う。あまり多くても意見の集約が難しい。また、逆に少なくとも、一般市民の意識が薄くなる。

裁判員が少なすぎると裁判官の意見に対して抵抗できないし、多すぎるとまとまらないと思うので、7～9人くらいが適当だと思います。

6～8人くらい。裁判官よりは多い方がよいと思います。裁判官には権威があるので、それに圧倒されて説得されないように。意見が率直に言いやすいのはこれくらいの人数かと思います。

裁判員には基準を設けず、いろいろなバランスを考えて、5人くらいを選ぶのがよいと考える。10人では無駄なおしゃべりが多くなるのも、黙り込んでいる人が目立たないのも心配である。

裁判官と裁判員は知的権力において平等でないので、裁判員は対等に発言することが困難である。一方、裁判員が多すぎると裁判官の知識を活用した評議を行うことが困難となる。結論として、裁判員の数は裁判官の2倍以上3倍までが適当である。

司法の専門家と法知識には不慣れな市民との力関係を考えると、裁判員は裁判官の倍以上は欲しいと思う。裁判官側もその個性に大きく左右されるので、裁判官も複数必要だと思う。また、考え方や感じ方の違いから、男女比にも配慮が必要だと思う。

私の体験の中では、1割か2割くらいの方が、温厚で、教養とか学歴がなくても平均的に公平かつ冷静に発言したり物の見方をする。10人いれば1人や2人が貴重な意見を一言言えればいいわけですから、人数からいうと、やはり5人から10人くらいが必要ではないかと思う。

人数については、合議が有効に機能するように少人数にすべきである。そのためには裁判官2人、裁判員3人が妥当であると考えます。裁判官は互いに独断的進行を防ぐために複数に、そして、裁判員は多くなると説明などに多大な時間がかかることを防止するために裁判員の人数は裁判官の人数の1.5倍程度にすべきと考えます。

裁判員の人数について、裁判員制度が形骸化せず、良好な市民感覚が裁判官の専門的知識に引きずられることなく裁判の結果に反映できるように、ある程度の人数がいた方が

良いとの意見に賛成するが、もう一つ、個人的な価値観による偏りを避けるためにも、1～2人の少ない人数ではなく、7～9人の裁判員で臨むことが良いと考える。

裁判員制度が重大事件に適用されるのであれば、裁判官は3人、裁判員は少なくとも6人は必要となる。広く社会経験や一般常識を反映させ、公平・公正な意見を形成するにはアマチュアの裁判員は多い方が良いが、プロとアマが知識と経験を持ち寄って徹底した討論による合議を期待するには合議体の人数にはおのずと上限があろうし、プロの独走を防止するためにもアマを2倍にしては如何でしょうか。

市民の多様な意見を裁判に反映するために、裁判員の数は裁判官よりも相当多くする必要があると考えます。裁判員数が裁判官と同数もしくは裁判官より少ない場合、裁判員である市民が裁判官と同等かつ匹敵するような意見を表現することは難しいと考えます。特に法律論においてはその差異は顕著であり、裁判員の精神的、時間的な負担を考えれば、裁判員が多いことは精神的な負担軽減効果も得られます。そのため裁判員数は裁判官より必ず多く、できれば2倍から3倍は必要と考えます。

市民参加型の「裁判員制度」をより良く機能させるには、裁判員の数は職業裁判官よりも多くすべきです。その理由として、まずは、日本の民主主義が成熟することが挙げられます。「裁判員制度」が導入されれば、市民は生きた裁判をしかも職業裁判官と共に評議します。市民には、自分たちが制度を担っているという意識が芽生えます。そうすると、市民が司法に主権を持ち、民主主義が成熟します。そのためには、より多くの市民に「裁判員制度」に参加してもらわなければなりません。よって、裁判員の数は、職業裁判官よりも多く、裁判官の2倍か3倍が適当であると考えます。

重大事件であることを考慮すると裁判官の数は3名が一応の基準となる。その場合に、裁判員の数は裁判官より多いことが最低限必要である。今回の立法趣旨が、裁判員を加えることにより、より国民の意識に近い柔軟な判断を出すことにあるとすれば、裁判官の判断に影響を与え得る数が必要であるが、法律家ではない市民が裁判官に影響を与え得るためには人数が裁判官より多いことが必須である。他方で、判決に上訴を許す制度であるから、判決理由は簡潔にしる必ず記載されることが必要となる。そのためには争点ごとに十分な合議が必要となるから、あまり多数の裁判員は好ましくないとはいえる。この点でいわゆるコンパクト論は正しい側面があるが、それが裁判官より少ない数の裁判員を意味するとすれば裁判員制度の趣旨を忘却した暴論であり本末転倒と言わざるを得ない。このような見地からは裁判官3名に裁判員6名程度が適当であろう。(なお4名から9名までの多様な意見もあった。)あるいは裁判官2名に裁判員6名との構成も考え得る。訴訟指揮をする裁判長と争点整理や起案をする主任裁判官がいれば、右陪席の役割は裁判員が果たすことも可能だからである。

(その他、裁判員を裁判官よりも多数にすべきとする意見)

人数は、法的専門家と道徳論の素人が対等の立場とすれば同数以上が必要と思う。

市民が入ることにメリットをおいているのなら市民の数を多くした方がいいのではないか。

偉そうにして浮世離れしている裁判官に一般市民の声を聞かせるためには、裁判官より市民が多い必要がある。



今までの裁判官は一段高いところにあつて我々と同じ目線で議論できるのか疑問だから、裁判官より市民の方が多い方がよい。

国民の司法参加という大きな理想に基づく制度であるのに、裁判員を「お客様」扱いにしたり、「お荷物」扱いにしたりするおそれがあるので、裁判員と裁判官が実質的に対等で、しかも十分納得のいく評議を通じて、妥当な議論に達するためには、まず裁判員に数による優位を保障する必要があると思う。

裁判員は職業裁判官よりも多数にする必要がある

法律論に関しては、素人は法律家に及びませんが、刑事事件の事実関係の認定に関しては、法律家も素人もその能力に差はありません。刑事裁判に民意を反映させるという改革の趣旨を生かすならば、職業裁判官1に対して裁判員2、職業裁判官2に対して裁判員3というように、裁判員の数は職業裁判官の数よりも多くすべきだと考えます。合議裁判の場合、裁判官室を出た職業裁判官は、裁判長を先頭に右陪席、左陪席の順に縦列を作って法廷へ向かいます。長幼の序を重んじる日本社会の美風であるとも見ることができますが、実態は、この姿に象徴されるように上下関係がハッキリ現れています。すべての裁判官がそうだとは思いませんが、刑事裁判に民意を反映させるという意味で裁判員制度を導入するならば、裁判員の数は職業裁判官の数よりも多くしなければ、新しい制度を導入する意味がありません。

日本弁護士連合会では、司法制度改革で裁判に参加できる市民の数を裁判官の3倍以上にする必要があると考えているようですが、私は反対です。もし、裁判官が3名だとしたら、裁判員は9名となり全体で12名となります。この数ではあまりにも多すぎます。数が多くなると、人間というものは、個人としての自立、自覚がなくなり、どうでもいいやとか、その場の雰囲気染まって安易に結論を出したりするものです。数が多いことが必ずしも良いとは限りません。裁判を市民の力で正すことができるなら、何も3倍にこだわることはないと思います。私案ですが、裁判官2名（どうしても2名は必要。交代や引継等を考慮）に対して裁判員3名（評決権は裁判官と対等）で十分ではないでしょうか。その裁判員に選ばれた市民は、本人がいろいろな理由で辞退の申し出があったら辞退を認めるようにします。引き受けた裁判員は、全知全叡を振り絞り、真剣にジャッジを下します。そのようにすれば、裁判官の評決とおりにするには、裁判員のうち最低1名の賛成が必要になります。裁判員3名が、同じ評決なら、裁判員の評決とおりになります。これにより、市民参加の実現が可能となります。

（裁判員と裁判官を同数程度にすべきとする意見）

裁判員と裁判官の人数割合は1対1が良い。（同旨2通）

裁判員に選ばれる国民の側の負担も考慮すると、裁判員の数は裁判官の数と同数程度とすべきである。

裁判員の人数は理想的には多い方がよいが、実務的には、多数は無理な面があるのではないか。裁判官と裁判員の人数比は3対3、3対4くらいで良いのではないか。

裁判員の実質的関与を確保するためには、裁判員の数を2名以上とする必要があると考える、裁判官又は裁判員のみの多数で決定できないようにするために裁判官は同数とする。

裁判官と裁判員との間で十分な意思疎通を行い、実質的に充実した評議を行えるようにするためには、裁判員の数をあまり多くしすぎることは相当でないと考えられる。対象事件の範囲を重大事件とすると裁判官の数は3人となるが、これを前提とすると裁判員の数は3～4人程度が相当か。

刑事裁判で裁判所を構成する裁判官と裁判員の数は、裁判員が加わる以上、裁判員を多くした方が実質的に意味があるとする説、これに対し、法律に精通した裁判官を多くして訴訟を促進すべきだとする説がありますが、私は法律の厳正な適用と健全な社会常識の確保、さらに合議体の評決は多数決で決することから考えて当然のことながら、裁判員は裁判官と同数とすべきであると考えます。

裁判員の数については、裁判官と同数とするのが一番良いのではないかと。その理由は以下のとおり。(1)裁判官と裁判員はあくまでも同等の権利義務を有することが前提条件である、(2)裁判官においても一人一人の価値判断は異なるものである、(3)日弁連の提案のように3倍の裁判員を構成したにしろ、議論を尽くしたところ内容的に希薄なものであれば本来の目的を達成することができない、(4)裁判員制度検討会のいうコンパクトなものが適当である、(5)十分にしかも早期に結論を決定し早期解決を図ることが重要である、(6)人民裁判ではないということ十分に理解しておくことが必要である。

裁判体を構成する職業裁判官の人数をどうするかは、対象事件をどうするかということとも絡んでいきますが、すべての法定合議事件について裁判員を参加させるのは相当でないと考えられ、また、法定合議事件の中に3人の職業裁判官が関与する事件と職業裁判官が1人又は2人しか関与しない事件とを併存させ、しかも、より重大と思われる事件について職業裁判官が少数しか関与しないというのは、合理性があるとは思われません。そうすると、職業裁判官の人数は、現在と同じく3人とするのが良いと思います。

次に裁判員の人数ですが、裁判員制度を採り入れる以上、それが期待に添って機能するものでなければならぬことは当然であり、そのためには、国民の負担はできる限り少なくすることが望ましいと思います。また、裁判員制度の目指す職業裁判官と裁判員との協働を実現するためには、裁判員が職業裁判官に臆することなく意見を言える程度の人数であることが必要であるとともに、裁判体全体の人数は、数人程度の比較的少数であることが望ましいといえます。

以上の点を踏まえて検討すると、職業裁判官3人に対して裁判員はこれと同程度とするのが適当ではないかと思えます。

対象事件は、法定刑の重い重大犯罪とすることが予定されており、現行の法定合議事件の中から更に選別されるものと予想される一方、裁判員の関与しないこととなるその余の法定合議事件については、従来どおり3名の裁判官によって構成される裁判体で審理されることになるであろうから、両者の間で均衡を図る必要があること、現在でも、年代や経験がそれぞれ異なる3名の裁判官による裁判体は、いろいろな角度からの意見を活発に交わすことにより、合議の妙を發揮し、結論の妥当性を担保していると考えられること、判決書を裁判官が作成し、しかも、そこに示された理由は、今後も当事者に対する説得及び上訴の検討のために大きな意味を有すると考えられ、そのような理由を記載するに足りる程度の充実した合議を効率的に行うには、おのずと裁判体の人数も限られたものにせざるを得ない。

るを得ないことからすると、裁判官の人数は3名、これに裁判員を数名加えるという構成が望ましいと考える。

この点、裁判員が、法律専門家でなく、たまたま裁判に関与するだけの立場にあることからすると、裁判員が裁判官と対等にわたり合って、忌憚無く議論していくためには、裁判員の人数を裁判官よりも相当程度多くしなければならないという意見もある。しかし、多くの論点を含む事件がまま存在し、合議は各論点ごとに行うことからすると、例えば10名もの裁判員がいた場合、合議を主宰する裁判長が、裁判員各人の意見を聴き、論点ごとの議論をまとめた上、裁判体として最終的な事実認定及び量刑の判断に到達させるのは、並大抵ではなく、相当程度の時間を要してしまい、裁判員に対して過大な負担をかけることにもなりかねない。また、論点そのものは比較的単純であっても、人的にあるいは時間的に錯綜する複数の証拠の評価を行う必要がある事態は、否認事件の裁判では日常的に生じるのであり、これらの証拠評価をめぐって、10名もの裁判員が関与して、合理的な期間内に実質的な合議が果たして可能であるのか甚だ疑問である。

さらに、従来の判決書に記載されている理由は詳細過ぎ、そこまでの細かい論点ごとの検討や証拠判断は必要でなく、よりラフなもので足りるから、裁判員の人数を多くしても問題はないという意見もあろう。しかし、判決書の理由は、上記のとおり、当事者に対する説得と上訴の観点から重要であるばかりでなく、裁判官が判決書作成の過程で、自己の心証や判断を厳密に検証する上でも必要不可欠な作業であり、これをおろそかにすることは、事実認定及び量刑を誤ることにつながるおそれがあるから、上記意見には賛成できない。

裁判官の数については、法律問題に関して裁判官のみが決定権を持つべきであると考えられ、かかる点からは通常の法定合議事件と同様の陣容が必要となること、裁判員を交えての合議を行うに際しては、現在以上に裁判官による合議資料の作成や判決書の作成に手間がかかる可能性があり、役割分担の必要も生じることなどからすると、やはり裁判官の数としては3名とする必要があると思われ。その場合、裁判官が適切な配慮を行いつつ合議を進めていくことができ、裁判員も合議を円滑に進めるのにより適した人が選任されるようになれば、裁判員の数は2名程であっても前記のような適切な合議を行うことが可能かもしれませんが、裁判官の側に合議を進める際の適切な配慮が不十分である場合もあり得ること、関与した裁判員が意見を表明することが極めて苦手であったり特異な考え方を有したりしている可能性もないわけではなく、裁判員の数が余りに少ないと健全な社会常識を汲み取るという裁判員制度の長所を十分に生かしきれないおそれが生じるとも考えられることなどからすると、刑事裁判におけるある程度の人員面、施設面の拡充ないし裁判員対象事件以外の事件の合理化等が行われることを前提として、適切な合議が行われるための人数として3人ないし4人の裁判員というのが相当だと考えます。

なお、裁判員につき、健康、家庭、仕事等の関係でのやむを得ないと認められる事情がある場合、頑なに出頭を拒否する場合、当事者や証人等の関係者であるなど除斥ないし忌避されるべき事情が明らかになった場合等に審理の途中で不出頭とならざるを得ないこともあるでしょうが、新たな裁判員が書面を中心に心証をとったり、審理をやり直したりすることがないようにする必要があり、欠員が生じても補充せずに審理を続けるとするか(そのときには極端な場合には裁判員がいなくなってしまうことも考えられますが)、あるい

は数名の補充裁判員を置き、欠員が生じたら入れ替わるとする（補充裁判員の審理中のモチベーションを高めるためにも、欠員が生じなかった場合であっても補充裁判員は合議で意見を述べることはできるとすることも考えられると思います。その場合には正式な裁判員は2名程度とすることも考えられなくはないと思います。）などの方策を検討しておくべきと思われます。欠員補充をしない、若しくはあらかじめ定めた補充裁判員を越えての補充はしないとの制度を採用した場合、組織的犯罪やテロ事件等の審理の中で、裁判員が様々な働きかけを受けるなどし身の危険を感じるような事情が生じ、すべての裁判員が審理から退くような事態となった場合には、そのような事件が事実上裁判員対象事件から外れることになるという運用になることも考えられます。

実質的な評議をするためには、両者合わせて6～7名までが限界だと考えます。また、裁判官と裁判員の割合は、裁判官3名に対し、裁判員3～4名が適切だと考えます。以下、理由を申し上げます。

現在、地裁の合議事件においては、判決までに、結論を決めるための評議（「合議」と言います）を少なくとも1回は行っています。その際、裁判官3名のほかに、司法修習の一環として、部に配属されている司法修習生（2名から4名程度）も議論に参加させることがよくあります。こうした場合、これくらいまでの人数であれば、個々人の争点に関する理解度を把握し、理解の不十分なところを補いながら、それぞれの人にきちんと意見を述べてもらうことが可能です。各人も、結論だけでなく理由も述べなければならないことを自覚しますから、緊張感を持って、他人の意見にも耳を傾けます。

しかし、それを超える人数になってくると、例えば、10名くらいの司法修習生を相手に問題研究をやるときなどに感じるのですが、各人の発言の機会が少なくなり、全員が緊張感を維持することは困難です。特定の人だけが発言するということも多くなります。しかし、これでは十分な合議はできません。また、裁判員の負担を考えると、合議の時間も限られてくるでしょうから、その中で実質的な話し合いをするためにも、人数はおのずからコンパクトなものになると思います。

裁判官の人数については、合議事件のうち特に重大なものを対象とすることや、審理中の異議などに対する判断を迅速に行う必要があることを考えると、3名が相当だと考えます。

なお、一部に、裁判官と対等に評議するためには裁判員が人数的に大きく上回る必要があるとの論調が見受けられますが、本質的なところで誤解があると思います。合議は、お互いが異なる立場から意見を戦わせ相手を論破するという「ディベート」ではなく、事件の妥当な結論を得るために、争点についてお互いの意見を出し合い、十分話し合おうという、いわば「文殊の知恵」的なものです。そして、そのためには、どこまで中身のある合議ができるかにかかるわけですから、人数の勝負でないことは明らかです。論調の根底には、裁判官があらかじめその結論を示し合わせて、裁判員に結論を強制するのではとの危惧感があると思われますが、心外です。もし、そのようなことになれば、それこそ司法の不信をまねくだけです。私としては、何が争点であるかを裁判員にきちんと理解してもらった上で、できるだけ率直な意見を出してもらい、納得できる結論に到達するまで十分話し合うことが必要だと考えています。そして、そのためには、あらかじめ裁判官側から事案の概要や争点について分かり易く説明するとともに、裁判員が発言しやすいような雰囲気

気を積極的に作り、意見もまず裁判員から言ってもらうなど配慮していきたいと考えており、多くの裁判官も同じ考えだと思います。

一つの裁判体における裁判官の数は3人が最も妥当と考えます。裁判員が関与する事件が法定刑の特に重いものとされていることから、合議事件の裁判官数を下回るのは望ましくなく、また、手続の進行や証拠に関する判断は、原則として裁判官のみの評議で行うことになるので、裁判官の数は奇数である必要があるからです。

裁判員の数については3人が妥当と考えます。裁判員が3人であれば、裁判員同士の意見交換がしやすく、裁判官への質問や評議の場での意見表明も気後れすることが少ないと考えられること、評議の過半数が4となり、裁判官又は裁判員のみでは多数を形成できないこと、裁判員が主体的・実質的に評議に関与し、実効性ある評議をするには、裁判官及び裁判員各3人の合計6人が限度と考えられることが主たる理由です。

裁判員が自由に意見を述べられるようにするためには裁判官の数を大幅に超える数であることが必要との意見がありますが、確かに、大勢の中の何人かが活発に意見を述べるということはあり得ますが、全員が主体的・実質的に関与することが困難になり、裁判員全員に法的概念や手続等を理解してもらうための裁判官の負担が過重になったり、一部又は多数の裁判員の理解が不十分なまま評決せざるを得ないということになりかねないと思います。

私は、各地の裁判所で司法修習生を指導してきましたが、ほとんどの場合、裁判官3人の部屋に修習生が3人という組み合わせで、まれに、修習生が2人、4人、5人ということがありました。私は、修習生指導の一環として、一つの事件（準抗告事件や争点が限られた訴訟事件）を巡って、裁判官と修習生が全員で意見交換（評議）するという方法を試みることもありましたが、修習生2人の場合が最も効率的であるとともに、裁判官を含む5人全員が議論に参加することができ、修習生が4人を超えると、1人か2人が極端に発言が少なくなりました。修習生が3人の場合は、進め方に工夫が必要ですが、全員が意見を述べ、かつ、かみ合った議論をすることがなんとかできたように思います。修習生と裁判員を単純に同視できませんが、評議の具体的なイメージとしては参考になると思われる。

ところで、裁判員の選任に関連しては、補充員（予備裁判員）の問題があります。検察審査会の経験からすると、正式に審理に関与した裁判員が、健康、家庭又は仕事上の緊急あるいは重大な事由により、審理に出席できなくなるということは十分に考えられます。また、審理の途中で、特定の裁判員を審理から除外すべき事情が発生又は判明するということもあり得ます。私は、このような場合に備えて、あらかじめ補充員（予備裁判員）を選任し、常に裁判員とともに審理に立ち会ってもらっておく必要があると考えます。

補充員（予備裁判員）の数は、裁判員が3名の場合は、事案や予定審理期間により、1名ないし3名が相当と考えます。裁判員の数が増えるにしたがい、審理欠席の可能性が高くなるので、補充員もそれに応じて多く用意しておく必要があります。

審議会意見は、「対象事件は、法定刑の重い犯罪とすべきである。」とし、その範囲については、「例えば、法定合議事件、あるいは死刑又は無期刑に当たる事件とするなどとも考えられる」としている。そうすると、現在の法定合議事件以上の事件を念頭に置くことになるが、対象事件の裁判官の数を1人ないし2人とする意見もあるようである。

しかし、裁判官のみで取り扱う現在の法定合議事件が残ることとなった場合に、その事件は3人の裁判官で審理し、それよりも法定刑の重い事件を裁判官1人ないし2人と裁判員で審理するというのはいかにバランスを欠いており、裁判官3人という数は、裁判体の質を落とさないために減らすべきではないと考える。

裁判員の数等について、審議会意見は、「裁判員の主体的・実質的関与を確保するという要請、評議の実効性を確保するという要請等を踏まえ、この制度の対象となる事件の重大性の程度や国民にとっての意義・負担等をも考慮の上、適切な在り方を定めるべきである。」としている。

ここで、私たちの合議の実際について紹介すると、おおよそ次のとおりである。すなわち、事実に争いのある事件、例えば、証人の供述の信用性いかんによって有罪、無罪が決まるような事件については、証人の供述に関して、その証人の立場はどのようなものか、その証言内容が具体的かつ詳細なものかどうか、証言内容に不自然、不合理な点はないか、供述の経緯はどのようなものであり、証言内容に変遷はないかどうか、証言内容が他の証拠と整合するものかどうかなどの多角的な観点から慎重に吟味し、その信用性を判断していく。また、直接証拠がなく、間接事実によって事実を推認していくような事件については、証拠からどのような間接事実が認められるか、認められる間接事実からどのようなことがいえるのか、また、それらは相互にどのように関係してくるのか、それらの間接事実を総合した場合に犯罪事実の存在、被告人と犯人の同一性等についてどこまでのことが推認できるのかなどについて慎重に検討する。

このような合議は、証拠調べの都度随時行われるし、証拠調べが終了し、論告、弁論、被告人の最終陳述を聴いた後には、最終的な合議が行われる。合議の際には、上記の点について裁判官相互の意見の交換が行われ、証拠の評価等について意見が分かれる場合には、更に詳細に議論をし、意見がまとまらない場合には、更に証拠を検討することとした上で合議を続行し、最終的な結論が得られるまで議論を続ける。裁判所法77条では、評決は過半数の意見によることとされているが、最後まで意見の対立が残ることは稀であり、議論を重ねる結果ほとんどの場合意見の対立は解消する。そして、事実に争いのない事件については直ちに、事実に争いのある事件については上記のような合議を経て有罪であるとの結論となった場合に、刑の量定について合議が行われる。犯行に至る経緯、動機、犯行の態様、結果、犯行後の状況などについて、詳細に検討を加えた上、同種事犯の量刑動向をも参考にしながら、公平かつ社会的正義に適った刑の量定となるよう合議を重ねるのである。

以上のように、現在の実務においては、かなり精緻な合議を重ねて判決に至っており、その内容は判決に理由として示されるのであるが、審議会意見は「裁判員の主体的・実質的関与の確保」と「評議の実効性の確保」ということを指摘しており、さらに、判決書について、「判決書には実質的な理由が示されることが必要である。裁判員が関与する場合でも、判決書の内容は、裁判官のみによる裁判の場合と基本的に同様のもの」としている。この意見は、現在の合議の在り方を否定するものではなく、現在と同レベルの十分な実効性のある評議が確保されることを前提としつつ、裁判員の主体的・実質的な関与を確保し、評議の内容が判決理由として示されることを期待しているものと思われる。

評議の実効性の確保という点からは、個々の論点について、単に結論だけでなくその理

由を含めて意見を述べ合い、それに対して更に議論を重ね、最終的な結論に至ることが必要であるが、余りに大きな裁判体では各構成員は結論を述べるだけで終わりかねず、相互の議論も十分に行われず、実質的な評議を行うことは困難である。このような観点からすると、裁判官3人に対して裁判員2人ないし3人が参加して裁判体を構成するのが最も適切であるように思われる。また、裁判員の主体的・実質的関与の確保という点からも、裁判員の数が余りに多すぎると、1人1人の責任の度合いが希薄となり、無責任体制に通じる危険性がないとはいえず、その意味でも裁判員の数は上記程度が適切なのではないかと考える。

なお、裁判員の主体的・実質的関与という点から、裁判員がプロの裁判官に対して気後れしないようにするために裁判官の数よりも裁判員の数を中心に多くすべきだという意見もあるが、そのような懸念は、よく論点を整理して提示した上でまず裁判員に意見を求めるなど、評議の進め方を工夫することによって解消することが十分可能である。

(裁判官を裁判員よりも多数にすべきとする意見)

裁判員の人数が多いのは良くない。2人程度が良い。

裁かれることを思ったとき、大きな不安を感じました。裁判官を多数として、一般人を少数にお願いします。

3人の裁判官で構成する現行の合議体に、裁判員を1人加えるだけにする。

そして、裁判員は意見を述べることができるにとどめ、裁判員に評決権を認めるべきではない。なぜなら、裁判所の事実認定の現状は、判断にさほど誤りがあるとは考えられず、まれに、非常識でないかと思われる事例が散見される程度である。したがって、それを是正するに必要な限度に一般人の能力を活用すればよい。

評議を実質的・実効的なものとするには、あまり多い人数では無理である。数名程度がよい。また、裁判員の負担は相当大きく、あまり多くの裁判員を構成員とすると、全体として国民の負担が重くなり過ぎることになる。さらに、裁判官と裁判員とは法壇上に並ぶことになるが、法廷の実情から多くが並べないという物理的制約もある。

ところで、裁判員の関与する事件は、法定刑の重い重大事件である。これは、法定合議事件の一部になるであろうが、法定合議事件は、現在の制度では3名の裁判官が審理に当たっている。裁判員の関与する事件において裁判官の数を3名より少なくすることは、裁判員の関与しない法定合議事件の場合との関係でバランスを欠くことになって好ましくない。また、憲法上、被告人は、裁判を受ける権利を保障されているが、これは裁判官による裁判を受ける権利を保障する趣旨であると解される。この観点からすると、裁判官が裁判員よりも多数であることが、憲法の趣旨により適合するものと考えられる。そうはいつても、裁判員を1名のみとしたのでは、裁判員を導入する趣旨を必ずしも十分に生かせないことになるであろう。そこで、国民の司法参加の意義と憲法適合性との調和を考えると、裁判官3名に対し裁判員は2名とするのがよいという考えに至るが、この意見が我々の間では多数を占めた。この意見によれば、構成員は奇数であり、評決は単純多数決によることができ明快である。また、多数意見には少なくとも1名の裁判官が入っていることになり、裁判官による裁判を保障する憲法の趣旨にも合致する。評議の多数意見には必ず裁判官が入っておりその裁判官が意見をまとめて判決書を作成することができるという意味で

現実的でもある。

これに対し、少数ではあるが、裁判官と裁判員とが評議し、多数意見が少なくとも1名の裁判官の意見を反映していれば、裁判官による裁判といえるというのであれば、例えば、裁判官3名に対し裁判員3名の場合でも、憲法上の問題はないといえるのではないかとの意見があった。すなわち、この6名による構成で、単純多数決による評決制にした場合、4名以上が有罪であると判断しないと有罪にならないし、量刑は4名までが賛成するまで順次刑を下げることによって決まることになり、被告人にとっても納得できるものになる。有罪判決には理由が必要であるが、4名以上が有罪と判断しなければ有罪とならず、4名の中には、最低1名の裁判官が入っているので、前記のとおり裁判官によって判決書を作成しやすいといえるし、裁判官による裁判といえる。この説は、仮に裁判官3名が有罪で、裁判員3名が無罪の評決をすれば、有罪とはできず、これは裁判員のみ意見によることになるが、しかし、それは被告人に有利な判断であるので、裁判を受ける権利を害することにはならないとの考えである。この裁判官と裁判員が同数の制度は、評決への影響力という点においても裁判官側と裁判員側とが同等であるから、裁判官と裁判員が協働し合って審理、判決に当たるという裁判員制度の趣旨により合致するとの意見であった。

なお、専門家の裁判官に対し非専門家の裁判員の発言力が弱くなるとの理由によって裁判官より多い人数の裁判員にすべきであるとの意見があるが、裁判員が専門家でない一般国民であるといっても、責任感と使命感を持って職務に当たれば発言力の強弱は問題ではないと考えられるし、そもそも発言力の強弱を測れるかどうか自体に疑問があり、それを基に裁判員と裁判官の人数を決めることなど不可能であろう。重要なことは、裁判員も裁判官も同じ価値を有する1票を評議において行使する制度とすることである。それぞれの役割分担を果たしつつ、協働し合って、同等の評決権を行使することに意義があるのではなからうか。

(その他、裁判体の構成に関する意見)

ディベートとは違うのであり、12人の意見をまとめるのは困難な気がする。

裁判員の人数は、あまり多くを配置するのは、今の裁判所の法廷内の規模から改築・増築等の問題が生じ、予算との絡みから無理ではなからうか。

陪審員制度を導入するとしたら陪審員の人数を多くしないと危険だと思います。陪審員の人数を多くすれば間違っただ判断をする確立が低くなると思います。

裁判員の数は、評決をするのであれば偶数が良いと思う。奇数であると、5対4など、たった1人の差で評決が覆ってしまうが、偶数であれば2人以上の差がつくので、偶数が良い。

少人数の裁判員を何らかの基準でピックアップして裁判に参加させることは各裁判員独特な個人意見が反映されやすくなり、判決が現行のように裁判官の裁量のみを正とするやり方に変わらなくなる。危険が伴うのである。したがって、裁判たるものは、あくまで民主的に行い、事件について社会全体が共有できる仕組みを作る方が平等なのである。

個人の尊厳は何時いかなる時も守られねばならない、国家は人民の公僕であってその逆ではない。以上は国連憲章と世界人権宣言に明文化されている。日本においてもこの個人の人権が確実に守られるように知恵を出し合っていかなければならないと考える。この基本



的理念が明確になれば、個々の問題、例えば裁判官を何人にするかなどおのずと決まるだろう。

陪審員制度は、裁判官が法律の適用を行う前に、その事実を認定させるために、一般の陪審員を刑事事件の裁判に参加させることで、この趣旨を考えると、陪審員の選定と事件の判断する内容によって、年齢差、男、女の感覚、その他の状況判断の相違も、多数の人々、また、老若の平等な扱いで人選すべきだと思います。したがって、50名くらいのより多人数の陪審員の判定を下す人を参与させることが大切に思います。

裁判員制度における裁判官と市民の人数比および評決方法をめぐる議論では、科学的知見を取り入れた議論をすべきだと思います。アメリカの陪審研究を始め、社会心理学、特に集団意思決定研究の分野では、陪審の評議過程、および評議内容、評決方法が評議に与える影響などが大変精力的に研究されています。それはカルヴァンとザイゼルの「アメリカの陪審」のみでなく、現在も続けられています。このような知見を参照せずに、常識や想像のみで議論を進めていくと、人間の実際の行動にそぐわない制度ができあがってしまうのではないかと危惧します。これらの知見を積極的に参照し、必要ならば新たな実験を企画するような慎重さを持つ必要があるのではないかと思います。

#### 評決の方法に関する意見

(評決は全員一致にすべきとする意見)

市民裁判員が主体的に評議を行い、十分な議論によって結論を下すため、評決は全員一致とすべきである。(同旨2通)

評決方法は全員一致が望ましいと思う。多数決方式だと1人でも多ければ有罪・無罪となってしまう問題がある。

十分な市民の議論が尽くされないまま裁判官主導の結論が出されることを回避するため、評議は全員一致を目指して行うものとし、単純多数決制は絶対に導入しない。

評決は、原則全員一致とすべきである。但し、死刑選択の場合を除いて、一定の要件のもとで特別多数決制とすることも可とすべきである。さらに、一定の場合に、裁判員だけで事実認定を決定する独立評決制を設けるべきである。

裁判員制度が刑事裁判に限定されていることからすれば、多数決は避けるべきである。「疑わしきは罰せず」の原則を徹底し、そこに市民の判断、感覚が生かされるべきである。併せて、一審無罪の場合には検察側控訴も禁止すべきである。

評決は、死刑、無期懲役に相当する重罪事件は全員一致が必要である。多数決主義は刑事裁判に求められる有罪の証明度の高さからいって相容れない。もっとも事件の軽重によっては、全員一致原則を緩和した方がよいケースもある。

裁判の評議・評決方法は、裁判官、裁判員全員一致が望ましい。多数決方式では評決は早いけどほぼ半分に分かれてしまった場合、一人でも多いから有罪、無罪というのはおかしい。また、全員一致であっても裁判員が裁判官の発言に従ってしまうおそれがあるため、最初は裁判員のみが有罪か無罪かを発言してもらい(フィリップ等を書いてもらいそれを自分の前に出して議論しても良いと思う)、自分がなぜその結論に至ったかを述べ、その後には裁判官と一緒に議論し、結論を出してほしい。これは裁判員同士でも長いものに巻かれてしまうのを防止する効果もある。

評決は、全員一致によるべきである。多数決では、審理が終了した時点での各裁判員の心証によって事実上結論が決まってしまうことになりかねない。各裁判員がお互いに心証や疑問点を述べ合い、全員一致に向けて議論を尽くすことを通じて、合理的疑いを超える有罪の確信に至るか否かを検証できるのである。

そして、有罪であれ無罪であれ、全員一致に至らないときは、「評決に達せず」として公訴棄却となる。この場合、検察官による再起訴が無限に許されることは、被告人の地位を著しく不利におくことになる。これに対しては、何らの証拠の追加もない再起訴を認めない見解、再起訴の回数を制限する見解、公訴時効停止の効力を認めない見解、公訴棄却でなく免訴とする見解、などが考えられる。

(評決を特別多数決にすべきとする意見)

新しい陪審員制度は、2分の1以上ではなく3分の2以上の多数決とすべきである。

裁判官と裁判員の評決の公正を図るため、評決に当たっては裁判官と裁判員を区別し、それぞれについて例えば3分の2以上といった制限を設ける必要があると思う。

(評決を単純多数決にすべきとする意見)

評決の方法は、裁判員と裁判官とは同等の評決権を有するものと考えるので、単純多数決でよいものとする。

裁判員の関与しない合議事件との均衡や、従来も単純多数決で格別不都合が生じていないことからすると、評決の方法は、裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定をすることはできないという前提を付した上で、単純多数決でよいとする。

評決の方法は、基本的には単純多数決でよいと思いますが、国民参加の趣旨からすれば、職業裁判官のみで有罪を決し得るとするのは好ましくないだろうと思います。また、憲法の規定に照らせば、憲法は職業裁判官が関与しない裁判を許容しているとは考えられませんから、裁判員のみで有罪とすることはできないこととすべきであると思います。そうすると、裁判体の構成について職業裁判官と裁判員を同数とすれば、単純多数決でよいが、両者の人数が異なる場合には、少なくとも職業裁判官及び裁判員各1名を含む多数という変則的な多数決によることとなります。

裁判官3名に対し、裁判員2名又は3名で裁判体を構成し、評決は単純多数決によるのが相当であるとする。裁判員の数が増える場合、裁判官と裁判員一人一人の評決権を同価値とするときは、裁判官の意見が必ずしも判決に反映されない事態が考えられ、そうすると憲法上の疑義を生じかねないと思われるので、裁判官数を増える裁判員数とすることには問題があるとする。裁判官数を増える裁判員数としても、評決においては単純多数決制をとらず、必ず裁判官が一人は賛成することを要とする特別多数決制によれば、憲法論を回避できる面があるものの、この場合は評決が複雑になりすぎることと、実質的な合議をするためには数名程度がよいと考えられることなどを総合すると、やはり前記のような結論になる。

(その他、評決の要件に関する意見)

評決については、「裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定をするこ

とはできないようにする」との原則に立って厳格な要件を定めるべきである。(同旨19通)

「少なくとも、裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定をすることはできないようにすべきである。」という審議会意見は、「被告人に不利な決定をすること」があたかも悪であるかのような前提に立つもので、被告人に有利・不利を問わず「事案の真相を明らかにし刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現する」(刑事訴訟法第1条)という刑事裁判の目的を知らない見解である。

評議評決のルールづくりは、その必要性を感じるが、「裁判官または裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定をすることはできないようにする」ことにはいささかの疑問を感じる。あくまでも裁判官、裁判員ともに非常に重要な責任を課せられており、あくまでも公平中立を旨として事に当たるべきもので、その結果が仮に被告人に不利なものであってもそれは当然に許されるべきものと思われる。その結果が一般社会通念上から判断して妥当と理解されることが絶対条件であろうことはもちろんであるとともに、必要条件であろう。裁判官から裁判員に対していささかの圧力があってはならないし、それがみじんもないということが前提である。

(評決は裁判員が独立して行うべきとする意見)

裁判員制度を少しでも実効性のあるものにするとともに将来的に真の市民参加である陪審制を実現させるという観点で考え、有罪・無罪の事実認定の評決においては、裁判官は法律的な助言は行うだけで評決は裁判員だけで行う独立評決制を採用することを要請したい。(同旨3通)

評決については、裁判員のみで行う独立評決制度とし、全員一致をめざして評議を行う制度とするべきです。なお、裁判員が有罪と決定した場合であっても、全裁判官が一致して無罪と判断した場合は、無罪とする制度とします。(同旨1通)

裁判員のみで行う独立評決制度を採用してもらいたい。(同旨1通)

裁判員制度では、評決は裁判員のみで行い、推定無罪を覆さないように裁判官が最終的に判断することとすべきである。

裁判員のみによる独立評決制度を選択できる余地を認めるべきである。ただし、法定合議事件について裁判員制度自体の辞退権を保障する制度設計を前提とすべきである。

評議や評決、量刑の決定等に際して裁判員の意見が十分に反映される仕組みが必要。例えば、評議の議長は裁判員がし、独立評決制を採用すべき。最初はとまどう市民が圧倒的と思うが、だからといって裁判官主導の評議を行えば、次第に裁判員制度そのものが形骸化してしまうのではないか。大切なことは、市民が主体的に評議に関わることができるようにいかに条件整備をするかという観点から設計されなければならない。

有罪・無罪の評決は裁判員の独立評決とし、推定無罪の原則が維持されるように裁判官が最終的に判断する方式とされたい。

有罪・無罪の評決方法については、裁判員各自の責任ある独立した最終判断が保証されるように裁判員のみで行い、別途行う裁判官の判断が評決と同じであれば評決どおり判決し、評決と裁判官の判断が異なる場合には、有罪とするには合理的な疑いが残るものし、無罪判決とする方式が、疑わしきは罰せずの原則に合致し、最も合理的であると考えます。

また、独立評決制であれば、評議において裁判員に疑問点を残したまま評議を進めることが無意味であることを裁判官は十分に理解するでしょう。したがって、分かりやすい裁判が必然的に実現されるはずで

(その他、評決の方法に関する意見)

裁判員制度の導入による国民の司法参加に賛成するが、誤審を増やさないために最終判断は裁判官にゆだねるべき。(同旨3通)

有罪・無罪の決定及び量刑の判断に当たっては、裁判員の意見を裁判官が尊重する制度とするか、又は人数により裁判官の比重を重くした方が無難のように思います。裁判員に量刑等の決定権を強く持たせることには疑問があります。

最終の判断は裁判官に残しておくべきであって、裁判員の考えが最終判断になるという方法は採らない方がよい。裁判官と裁判員は審理の経過の場面ごとに共に評議して各々の知識と経験の共有が図られれば、審議会が説明する「国民の裁判の過程への参加によって、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになり、司法はより強固な国民的基盤を得ること」とする目的は達成されると考えられる。

評決の方法については、多数決を前提としない方が、裁判員制度の趣旨にふさわしいと考えます。迅速な裁判が期待できないとの意見もあるようですが、スピードがすべてに優先するのであれば、職業裁判官による現行制度の方がより効果的ははずです。しかしその現状はその期待を大きく裏切るものです。つまり遅延の理由は制度よりもその運用方法、また、裁判官の定数不足、最高裁の在り方に問題があるようです。「連日的開廷」も効果的な方法とは思いますが、これを実現するための諸制度の検討も含め早急に取り組むべきです。

### 3 裁判員の選任方法

公平な選任方法を求める意見

裁判員の決定にあたっては、思想、信条に関係なく、公平、公正に選任するようなシステムを作る必要があります。

問題は選び方です。学歴、貧富、職歴に左右されることなく、一般社会人として一応常識を備えた人なら結構ではないでしょうか。ある一部の層に偏ることなく、公平を期して選出されることを特に希望します。

性別、年齢比等に特段の配慮を求める意見

裁判員を選任する場合、性別、年齢比に偏りがないようにすべきである。(同旨1通)

裁判員の男女比も検討すべきではないかと思う。

裁判員の男女比を同等又はそれに近いものとするべきである。

裁判員の年齢は、若者から老人まで幅広く指定して選んだ方がよいと思う。

裁判員の選出方法にも問題は多い。性的犯罪が多少でも関わる場合の男女の比率は重要であるし、無作為選出は当りはずれのバクチのように感じられる。せめて各年代男女一

名づつの選任を希望したい。

無作為選出が大前提であるが、幅広い意見を集約し、偏った意見を回避するためにも生活環境の違う幅広い階層から選出することが重要であり、一般的には、年齢階層別、男女別に均等に選ぶことが妥当と思う。

裁判員の選定について、一般国民から無作為抽出とあるが、男女比率を平等に半数ずつ出すこと、少なくとも一方に偏らないこと、現在の居住地に1～2年は居住しているものに限ること、やる気のある人を選ぶこと、そのために、意欲のない人、どうしても嫌だという人に拒否する権利を認めることが必要。

陪審員の選定条件については、事件、発生した場所の住民に優先して参加していただき、人選は、小学生、中学生、高校生、大学生、一般男女、60歳以上の方、年齢範囲、男、女、広範囲から選出することによって、子供の見解、大人の見解は年齢差によって違うと思いますし、21世紀は自己責任の時代であり、子供の時代に裁判の世界を体験することは、世の中の善悪を知ることにより、自己の人格形成に役立つと思います。また、教養を高めることになると思います。学生の選別は、教育委員の方と学校の先生に選出していただくと良いと思います。小学生は1年生から6年生、各2名、計12名。中学生は1年生から3年生、各2名、計6名。高校生は1年生から3年生、各2名、計6名。大学生は、司法科1年生から4年生、各2名、計8名。一般は老若男女、主婦、サラリーマン、経済、経営者を選択、計18名。合計50名。裁判に各分野の人に参加していただき、正確に正直で純粋な気持ちの評価が出ると思います。

無作為抽出を基本にすべきとする意見

裁判員の選出は国民の中から抽選で選ぶことにする。

選挙人名簿から抽出した者を順次指名し、検察・弁護側双方に一定の人数まで拒否権を与えることとしたらどうか。

裁判員は、原則、無作為抽出とすべきである。制限を設けると司法に対する民主的コントロールという趣旨を没却する。

事件ごとに、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体として選任します。当該事件に関する利害関係者や、類似の事件の関係者などは選任すべきではありません。

裁判員の選任は、選挙人名簿から無作為に抽選するが、当選者に、裁判員制度の理解、判断の公正、意見陳述の適格などを照会の上、指名を確認するものとする。

裁判員制度では、裁判員の選定は、無作為抽出された数倍の候補者の中から、検察側、弁護側が、それぞれ半数ずつ、候補者に簡単な質問をすることによって選出して行うこととすべき。

裁判員の選任については、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体として、欠格事由のある者、除斥、忌避理由のある者を除外するほか、いわゆる専断的忌避も認めてもよいのではないか。

裁判員の選任方法は、なるべく陪審に近い形がよい。裁判員に選ばれたら拒否できないというのではなく、進んでやるという意識までもっていきたい。裁判員の対象年齢は20歳から65歳ぐらい。

ランダムによる3通り（選定された人の説明書つき）のうち、ワンセットを選ばせる

か、あるいは、アメリカのように、多人数を該当者として選び、弁護人によって必要人員になるまで順次選ばせる。

裁判員の資格は、原則として、無作為に選ばれた有権者でよいが、裁判員の重責を考慮すると、市民として信用され得る人物（税金や国民年金を滞納しない者、自己破産などの経験のない者など）であることが妥当である。

意見書のとおり、裁判ごとに、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とし、その母体の中から、当該裁判の関係者（検察官、弁護人、被告人）が納得する裁判員を選定し選任する。原則として、当該裁判員はその事件の判決まで担当することとする。

裁判員の選任について、国民の幅広い層から選出するには選挙人名簿から無作為抽出し、さらに資質の高い人を選ぶのに選任委員会による選考を加えるのがベストでしょうが、広く国民の支持を得られる選考というのは、技術的には運用が難しいと思われるので、欠格事由・除斥事由等で対応するのが現実的ではないでしょうか。

対象者の基本的要素は、まず、納税者（完納者）とする。選挙権を持つ者とする。前科者も該当者とする。破産者も入れる。障害者も入れる。すべてに対して、公正な抽選を行う。地域、年齢、性別等をインプットしたコンピュータにて行う。作為的メンバー構成にならないようにチェック機関も作る。選定された者は、病人以外は拒否させない。

裁判員の選び方について、検察審査会と同じように選挙人名簿からランダムに抽選で選ぶ案があるようですが、選挙人名簿からの抽選自体は良いのですが、その前提に除外すべき人を決めておく必要があると思います。例えば、前科のある人、税金を何年も納めていない人、破産者等の人たちは裁判員には不適格と考えます。法の運用は健全なる社会通念が基本と考えております。

裁判員の選定は無作為抽出がベターである。現在、国民の司法参加制度には調停委員会制度と検察審査会制度があります。調停委員の選抜方法は志望者を募る方法で行われ、検察審査員の選定方法は無作為抽出によって決められています。特定の政治団体あるいは宗教団体に所属する者だけが応募してくる事態を想定すれば、裁判員の選定は、公平を確保すると同時に、刑事裁判に民意を反映させるためにも、後者の無作為抽出という方法がベストとまではいえないにしても、よりベターであるといえるでしょう。

裁判員の選任については、裁判員は事件ごとに選任されること、選挙人名簿からの無作為抽出による候補者の選出を基本とし、公開の法廷での公正な選任手続が必要です。弁護士（被告側）の立ち会いと選任拒否権を与えます。欠格事項などを設けるのか、また、受任を拒否する正当な理由などについては、裁判員予定者の生活権を含む人権を守る立場から検討が必要です。大切なことは、選出過程はすべて記録することです。そして公開の法廷で、刑事訴訟法の諸原則と手続について、裁判所による裁判員への適切な事前の説明をすることです。そのためにも、リアルタイムによる記録の作成が必要です。

裁判員候補者選任の母体は、選挙人名簿とし、そこから無作為抽出した者を具体的事件ごとに選任すべきである。なお、具体的事件における裁判員候補者の選任に至るまでの間は常に無作為抽出で選任すべきである。裁判員候補者には、資格要件、欠格事由、除斥事由、辞退事由（免除事由）を設け、理由付き忌避及び理由無し忌避の双方を認めるべきである。さらに、具体的事件における裁判員候補者に対する当事者の質問権を認めるべきである。なお、在日外国人の問題に関しても留意すべきであり、選挙人名簿に登載されて

いない在日外国人についても具体的に裁判員候補者に加える工夫がなされるべきである。

母体の裁判員は無作為抽出で選出するとしても、あまりにも不適切な裁判員は排除されなければならない。その選出方法は、公平な委員会を作って選抜することも考えられるが、その委員会の構成をどうするかという難問があり現実的ではない。例えば、男女同数の合計14名の裁判員候補から事前のアンケートと個別質問で検察官と弁護人に各2名の理由不要の忌避と各1名の理由付き忌避を認めて、残った8名の中から、裁判員6名と補充員2名を決定する方法などが考えられる。この手続はかなり時間を要することも考えられるから、第1回公判期日の前に終了しておくことが望ましい。なお裁判員が経験を積んで発言の余地が広がるという意味では一定の任期制にするという諸外国の例も参考とすべきであろう。

裁判員の選任方法は、まず選挙人名簿から無作為に一定の人数を選出する。その被選出者を母体として、一定の欠格事由に該当する者を除き、忌避されるような立場の者も除く。一定の期間継続して裁判に立ち会うことが義務となる裁判員にはかなりの負担を伴うことから、書面調査などを実施して、健康上・工作上・家庭上の理由など合理的な理由により裁判員としての任務を果たせない者の辞退を認めるかどうかについて審査するなどして、実質的に裁判員としての任務を果たせる者を絞る。このような審査を経て、例えば、1事件について5、6名程度の裁判員候補者を事件ごとに選び、その上で検察官又は弁護人に対して各1名の専断的忌避を認めて、最終的な裁判員を選ぶのを相当と考える。なお、最後に残った3、4名について抽選で2名ないし3名の裁判員を決め、残る1名を裁判員が欠けた場合の補充員とするのがよいのではないかと考える。

今のところ、裁判員は国民の中から無作為に選ぶということだと思いますが、それは基本的な方法として採用するとしても、それと同時に、自己申告制というのか、自分で裁判員になりたい人が、申し込んでその中から選ぶという方法も併用できないものでしょうか。市民の中には、裁判に関心がないという人もいますが、裁判に積極的に参加したいという人もいます。これまではそのような人は、裁判官になるしか方法はありませんでした。しかし、大学の法学部で勉強して司法試験を受験してという一般的なコースに、様々な事情から裁判官をあきらめた人もいます。もし、裁判員に積極的にになりたいという人がなれば、関心が低い人が選ばれるよりもより厳密な裁判が可能になるのではないのでしょうか。もちろん、選ぶにあたっては、その人が適性があり、公正であるかなどチェックしなければならないと思いますし、また、どのぐらいの割合、頻度で選ぶかなど考える必要はあります。しかし、社会の中で苦勞して生きて、その中で法律を勉強したような人が裁判員になれば、より公平な裁判が期待できると思います。

審議会意見は、「原則として国民すべてが等しく、司法に参加する機会を与えられ、かつその責任を負うべきであるから、裁判員の選任については、広く国民一般の間から公平に選任が行われるよう、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とすべきである。」としている。この点を前提としつつ、公平な裁判所による公正な裁判を確保できるような適切な仕組みについては、検察審査会法に定められている欠格事由(5条)、就職禁止者(6条)、除斥事由(7条)、辞職(8条)の各規定や刑事訴訟法に定められている除斥(20条)、忌避(21条)の各規定を参考にしつつ、制度設計を考えていく必要がある。その場合、裁判の審理・評議に実質的に関与し、判決に対して責任を負う裁判員としては、ど

のような者が一般的に適格とはいえないのか（欠格事由）について十分に検討する必要があると思われるし、検察審査会法に定める就職禁止者の範囲や辞職事由の範囲が裁判員制度としては広すぎはしないか（例えば、検察審査会法では、60歳以上であることを辞職事由としているが同様でよいのか。また、同法では、公務員は就職禁止者に当たるか、辞職事由があることになるが、裁判員制度でも同様とすることは意見書の前記趣旨に合致するのか。）などについても検討する必要があると考える。

選挙人名簿から無作為に抽出されたものを母体とし、法定された欠格事由該当者が除外されること、法定の事由に該当する場合は辞退が認められることについては異論は少ないと思われます。

問題は、上記の欠格者及び辞退者を除く裁判員候補者から裁判員を選定する手続をどう設計するかですが、無作為抽出を前提とする意見書の趣旨、公平で良質な裁判の実現、選任手続の簡便さ、裁判員候補者の負担と名誉感情等の諸点を総合して検討すべきものと考えます。

一つの裁判体の裁判員と補充員を選出するに際し、その2倍もしくは3倍の数の候補者を一堂に集め、検察官と弁護士が、法で限定された事項について発問し、その応答を聞いた後、理由を示すことなく、裁判員にふさわしいと考える者を、裁判員と補充員の数に満つるまで指名して選定する、というのが私の意見です。選定の具体的な方法としては、検察官と弁護士が、それぞれ指名を相当とする者に投票し、裁判員は1票2点、補充員は1票1点に換算して、点数の多い方から順次裁判員、補充員とし、同点者が出たときは、抽選で決定するという方法、検察官と弁護士が、最初に指名する側を抽選で決した上、交互に指名して選定するという方法が考えられます。

無作為抽出した者の中から選任委員会が選任すべきとする意見

裁判員が、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体として選任されることとした場合、一裁判官の立場から最も危惧されるのは、「他人の意見に頑として耳を貸さない人」「一度言い出したら絶対に自説を曲げない人」「理屈が通じない人」が裁判員として選任される事態である。すなわち、裁判官及び他の裁判員との合議を通じて、自己の意見を検証し、柔軟に対応するという姿勢がそもそもなく、いわば合議に極端に不向きな人達である。このような人達が裁判員に選任された場合、とりわけ1つの裁判体に複数のこういう傾向の裁判員が入った場合、合議は混乱を極め、時間ばかりを浪費し、迅速な審理の要請に反する結果を招き、さらには、良識ある他の裁判員も、堂々巡りの合議に嫌気が差して、決して納得のいく内容ではないにもかかわらず、自説を曲げない特異な裁判員の意見に屈服してしまい、裁判体として公正妥当な結論に到達しないことも考えられる。

さらに、適正な事実認定や量刑を導き出すための合議に参加して、実質的に意見を交わすためには、自己の意見を筋道立てて述べることのできる能力や合理的な推論を働かせる能力等が必要であると思われる。このような観点からすると、裁判官の除斥・忌避制度に準じた裁判員の非選任制度を設けたり、欠格事由を定めるのみでは不十分ではないかと考える。そこで、無作為抽出した者の中から、できるだけ資質の高い裁判員を選任するため、選任委員会を設けるという考え方に賛成である。仮に非選任制度や欠格事由で対処するにしても、上記に指摘したとおり、合議に極端に不向きな人達が選任されないようにするこ



と、合議を実質的に行える能力を有した人達を選任することという2つの要請をも満たすことができるように、非選任制度や欠格事由を定めるべきものとする。

裁判員制度は国民一般の良識を裁判に反映することを目的とするものであることからすれば、選挙人名簿から無作為で抽出することは十分理由のあることと思いますが、同時に、裁判員は、その任務にふさわしい能力・識見を有する者でなければならないことも当然です。無作為抽出によった場合には、一定の除外事由を設けるとしても、なお能力・識見において裁判員としてふさわしくない者が少なからず含まれてしまうことを避けられないと思われます。そこで、裁判員制度の上記の目的に沿い、かつ裁判員としてふさわしい者を選任するために、裁判員選定委員会というような第三者機関を設けて、無作為で抽出された者の中から更に裁判員としてふさわしい者を選別するのが相当ではないかと思いません。

そして、このような方法によって選任された裁判員は、裁判員としてふさわしいと認められた者ですから、これに対して、当事者に対し専断的忌避権を認めるべき理由はないと思います。専断的忌避制度は、裁判員としてふさわしい者の選別を当事者にゆだねるものということができ、その意味で、裁判員の選任方法を上記のような選定委員会方式によらないで無作為抽出とする場合には専断的忌避権を認める必要がありますが、専断的忌避制度を導入することは訴訟の戦術的要素を強めることとなり、適当ではないと考えます。

裁判員の負担を軽くするという点では担当事件を1件のみとすることは有効ですが、そうすると、裁判体を構成する職業裁判官は、1件ごとに裁判員に対し訴訟手続等を説明し、理解させることが必要となり、その負担はかなり大きくなるのではないかと思います。できれば、任期を定めて、その間に担当した事件は終了まで担当させることが望ましいと思います。その場合、余り長い任期では裁判員の負担が大き過ぎることになりますし、反面余り短い期間では担当事件を1件とした場合と同様の問題が出てきます。任期内に選任された事件は終了まで担当することとするならば、任期は6か月程度でもよいのではないかと思います。

#### 無作為抽出以外の選任方法にすべきとする意見

被疑者又は被告人の家族を裁判員に1人迎えたらどうか。

無作為抽出ではなく、ある程度知識のある人から選ぶべき。

裁判員の選任は、何らかの基準を設けた上での推薦とすることが妥当。

餅屋は餅屋と申します。現在の司法関係者から裁判員を起用するのがよいだろう。

無作為抽出だと、不適格な人が陪審員・裁判員になるかもしれないので不安である。

選任については、制度の実効性が確保できる人材を選任する制度を確保すべきである。

裁判員となる人は、一定の法学教育を受けた「有資格者」の中から選ばれるべきだと思う。

裁判員には、大学教員及びOBを活用し、一般社会人の中からは識見の高い者を選定すべき。

裁判員は希望者をあらかじめ登録し、無作為抽出と希望者を半々とし、合計人数は奇数とする。

選挙人名簿からアトランダムに選ぶことは疑問であり、他人事にまったく無関心な人

に裁判員は任せられない。

公平で公正であるべき裁判で、裁判員を無作為抽出することには問題がある。精神科医による適正審査が必要。

裁判員の選任は、公募と任命の二本立てとし、心身健康な日本人成人で、大学卒業又はこれと同等の者の中から選ぶ。

無作為ではなく希望者を中心に選出すべき。無作為抽出とするのであれば、選挙で投票しない人には参加させるべきでない。

裁判員は、ある程度の識見を有し、社会的に信望のある人物でなければならないので、裁判員の認定制度を設けるべきである。

無作為抽出として出頭義務を課すことは妥当でない。地裁の管轄単位で登録制度にしておき、その中から抽出して選ぶことが適当。

裁判員の選出方法に関しては、制度が浸透するまでの10年間ぐらいは、無作為抽出のみでなく、候補者の中に一部有識者を入れてもよい。

日本国民の一般、少なくとも半分ぐらいは全く良識のない人が多い。無作為に選ぶよりも推薦人のあるような人を。大切なのは人間性で、法律以前に良識が社会の潤滑油である。

最初は無差別に抽選で選ぶのではなく、自分の意見を言える人、議論のできる人、気持ちを引きずらない人たちにやってもらい、制度が定着した後に抽選で選ぶことにすればよい。

裁判員の選出方法として、各種モニター募集方法に準じた応募方法で、過去30年間事件事故を起こしていない人物で、地域でPTA等の役職経験者、国勢モニター委嘱経験者等で宗教色のない人を選ぶとよい。

裁判員は、その地域の裁判所で裁判する際、民間人として、質実剛健にして、一定の知識を持った人を選定する。選定にあたっては、知事推薦又は一般公募で審査して採用する。そして、一定期間の研修会を実施する。

裁判員に選ばれる者は公正で中立な判断ができなければいけないので、無作為にリストアップをしないで人物本位で選出した方がよい。裁判は人の生命財産に影響するので、ふさわしい人物を選出しなければいけない。

裁判官の3倍は裁判員をおいてほしいが、今の日本でこれだけの人数を毎回集めることは不可能だと思うので、裁判員の半数を、裁判に興味があり、自分からやりたいという人にやらせた方がいいのではないかと思います。

裁判員を一般市民からアトランダムに選ぶ方法には疑問があり、反対です。裁判員としてふさわしくない人を選ぶおそれがあるからです。人を裁くということは大変重大な行為ですから、やはり裁判員は何らかの基準を設けて選ぶべきだと考えます。

無作為抽出は、選ばれる方から見ると誇りより苦痛に感じる人が多い。家庭の事情、仕事等を考えると出頭可能な範囲は、公務員、学生、主婦又は定年退職者になるので、半数を無作為抽出の中からの希望者とし、半数は公募による応募者の中から選出した方がより効果が上がると思う。

裁判員制度の必要性を感じます。ただし、「裁判員をアトランダムに選ぶ」ことには反対です。全く法律を読んだこともない人、事件に無関心な人が自分の事件の裁判員だっ

たら不幸を絵に描いたようなものです。初めは、司法書士、行政書士等法律を勉強したことがある人を選ぶべきではないでしょうか。

何らかの基準で選出された裁判員は、常識程度の講習を受け、ある程度の知識を身につけておくことが必要と考えます。正と悪の区別がはっきりでき、その理由付けがはっきり言える裁判員でないと、ただ感情論だけで判断されることになってしまう。講習を終了し、一応の資格を有する裁判員の中から、無作為に抽出するのであれば問題は少ないと考えます。

日本においても陪審員制度導入の場合、刑事裁判で陪審員を選ぶときの人選が問題。今これだけ日本人や外国人の犯罪が多発すると、陪審員を国民から無造作に選ぶと過去に犯罪を犯した人も選ばれることも考えられるし、日本人は陪審員に選ばれた場合、秘密を守らず陪審員に選ばれたと自慢する人間も出てくる。これが暴力団の刑事事件などでは陪審員の買収につながることも出てくる。陪審員を選ぶ場合はある程度の裁判の知識も必要であり、また色々な刑事裁判をどれだけ傍聴して裁判の知識を持っているかも重要な要素であり、また陪審員は社会的常識を常に持っていることも大切である。

あらかじめ選任されることを許諾する資格者等を募り、裁判員候補者名簿を作成し、必要に応じ、その中から抽出することを提案する。裁判員の選任に当たっては、裁判員として選任される者の負担の軽減と安全の確保を最優先の課題として考慮すべきである。審議会意見には、「選挙人名簿から無作為に抽出した者を母体とし・・・」とあるが、選挙人名簿からの無作為抽出では能力的、制度的に問題があると考えられる。また、義務を課すとも、裁判員就任拒否の多発が推測され、就任拒否があった場合、再度抽出して選任する必要が生じるなど、かえって、裁判事務に遅滞を生じる要因となるおそれもある。

米国のように陪審制の趣旨や精神が根付いているような社会とは異なり、均質であり全体調和を旨とする日本の場合には、意見の変更や付和雷同的判断を避けるためには、多少異なった手続が必要ではないか。すなわち、米国のようにアトランダムに陪審員をピックアップする方式ではなく、一定のスクリーニングを設けて、陪審となるべき人の資質や適性のある程度判断した上で任命するようなシステムが必要ではないだろうか。「人を裁く」という厳粛な事実に対してそれなりの見識と意欲を持った人を選定するという作業は、安易に他人の意見に同調せず、自己の判断と見解を信じて主張する、すなわち己の全人格を賭けて評決に取り組むという姿勢を貫くためには必要なことである。

一番の問題は、裁判員の選定方法であると考えられる。司法への市民参加を果たすべき重要な事項であるが、果たして適任者を選べるのか。刑事訴訟手続は複雑で、部外者には容易に理解することが難しい。また事実認定の困難な事件が増加している。ある程度の刑事法についての法的素養がないと職業裁判官とともに裁判体を構成し、実質的に関与することは困難であろう。

一方、一般市民の大方は、裁判所や裁判手続には無関心であり、到底その任に耐えないような人も多い。選挙人名簿からの無作為抽出をベースとする方法は、平等主義を徹底させるものであるが、適任者を選ぶ方法としては必ずしも適切でない。調停委員の任命のように、適任者をピックアップする方がよいかもしれない。

裁判員の任命については、介護保健法のケアマネージャー（介護専門員）の選任の例に倣ったらよいと思う。

ケアマネジャーの選任は、医療、介護、保健衛生に一定の資格、又は学校を卒業した者で都道府県の実施する試験に合格した者を任命している。

したがって、裁判員になる資格として、性別、年齢にとらわれず(ただし、検察審査会法第5条、第6条の欠格条件は援用するものとする)、次の各項に該当する者に都道府県単位で全国一斉に採用試験を実施し、それに合格した者から採用する。試験科目は、一般教養、憲法、民法、刑法とする。

1. 大学の法学部を卒業し、10年以上の社会経験を有する者
2. 大学の法学部の講師、助教授、教授の職にあった者
3. 裁判官、検察官の職にあった者で5年以上の社会経験を有する者
4. 弁護士、司法書士の職にあった者
5. 裁判所書記官、検察事務官の職にあった者
6. 裁判員資格審査会が適当と認めた者

試験を受けて裁判員の資格を得た者は、この制度に熱心でやる気が十分にあると考えられる。

私は、裁判員を選挙権を持つすべての市民より無作為抽出で選ぶということについては反対との意見をとりたいて考えています。全市民の中から無作為抽出で裁判員を選ぶということは、法律を理解できない人たちが裁判員として選ばれてしまうという危険性があるということです。私は、もし、自分の身内が凶悪事件に巻き込まれたとして、その犯人が裁判にかけられるとすれば、きっちりとした公正な裁判で裁きを与えていただきたいと考えます。そして、もし裁判員制度が導入されていたならば、それなりの人物が裁判員として選出されなければ、その判決にも納得ができないと思います。裁判員制度を導入する意義の一つは、官僚的になりすぎた裁判官の判断に、一般社会の常識ある判断を導入することだと思いますが、選ばれた裁判員が常識に欠ける人間であったり、冷静な判断のできない人間であるならば、意味のないものになってしまうのではないのでしょうか。

しかし、裁判員制度そのものについて反対というわけではありません。そこで私が考えたのが、裁判員候補者登録制度というものです。選挙権を持つすべての市民は役所に届出をすれば、裁判員候補者としての登録ができ、裁判員候補者はその中から無作為抽出で選ばれるというものです。これであれば、登録自体はすべての市民に権利として与えられているわけですから、納得感のあるものになると思います。そして、裁判員候補者に登録しようという人は、ある程度、司法に興味を持っている人、ニュースをちゃんと見ている人に限られるでしょうから、裁判員の質がある程度保たれると思います。

#### 裁判員の欠格事由、免除事由等に関する意見

人生経験が未熟で十分な判断能力が備わっていない20代を裁判員とすることはふさわしくないので、30歳以上の選挙人から選定すべきである。(同旨1通)

法曹関係者、隣接法律職が裁判員になることを避けるべき。

予断排除のため、被告人と同一地域の人は選ばない方がよいと思う。

被告人の関係者が選任された場合、偏った裁判になるおそれがある。

医師だけでなく、その他の医療関係者が裁判員になることも避けるべき。

選出の方法は、選挙人名簿からの選出など、ある程度の基準は必要。高齢、病気、出

産等の辞退事由を設けるべき。

被告人又は被害者が外国人である場合もあるのだから、裁判員制度を導入するのであれば、外国人も対象とすべきである。

裁判員の選考に当たっては、弁護士、元判検事、文化人、大学教授、宗教家、有識者と称する人を入れることは絶対に避けてほしい。

陪審員は20歳代～70歳代までの男女の12名であるべきだ。国籍は、選挙権・被選挙権問題がクリアしない限り、日本人のみであるべきだ。

選挙人名簿から選出されるとのことですが、選挙権のない在日外国人はせっかくの良い制度も蚊帳の外になりますね。国籍と犯罪は無関係と考えますがどうでしょうか。

裁判員制度は、前科・前歴・逮捕歴がある人は除外でしょうか。日本国憲法の中で法の下での平等を定めているのですが、この辺の問題点はどうかクリアするのでしょうか。

選挙人名簿から無作為に抽出した者を裁判員の母体とすることに賛成であるが、裁判員候補者から公証人を除く旨の規定を置くのが相当である。公証人の経歴、執務の実情等から裁判員となるのは適当でない場合が多いからである。

#### 裁判員の資質について

適格者（1．法の番人の補助として幅広い人間性に基づく職業倫理の確立した人格者で目的意識を明確に共有する節度ある論議のできる者、2．心身共に健全である「唯法是真」たる信念を逸脱せざる者、3．信教、容姿、言語、風俗、習慣、生い立ち、生活環境、思想、性格、健康状態、個人的性癖、貧富等の違いを甘受し、総合的判断と決断力を持った、異常性や反社会的思考を冷静に矯正する上での柔軟な考え方ができる者）

不適格者（1．触法精神障害者又は以前に当該障害のあった者、2．高次脳機能障害者若しくは以前に当該障害のあった者、3．拘留以上の犯罪歴のある者、4．国家転覆に関連した集団、企業、組織、集会に属した活動、若しくは思想に参画し、又は過去に参与した者、5．広域暴力団に所属若しくは類似した反社会的暴力活動に加盟又は所属、あるいは所属した経歴のある者、6．日本国籍を有しない者、7．未成年者、8．後見を必要とする者、9．統合失調症であった者又は現在当該病症にある者、10．一般的に有名人、著名人と言われる中でいわゆる「目立ちたがり屋」「追っかけ人類」「違法、異常、異をてらい世人の関心を弄ぶ者」、11．当該犯罪事案に関連類似した企業若しくは個人の職業に密接に関係する同業、同種の商行為に従事若しくは開業中の者、12．以上のほか、依頼すべき本人が、専門裁判所職員ならびに当該裁判員候補選考委員会において適当でないと思料する資料により判断できる者）

#### 裁判員の非選任（忌避）に関する意見

裁判員は被告人を選択し忌避することはできない。

選定結果については、弁護士のチェックを受けさせる（被告人保護のため）。

忌避制度のうち、とりわけ理由なし忌避制度を確保することが、公正な裁判員を選任する上で不可欠である。

裁判員の選任方法のうち、特に理由なし忌避申立てに対しては、公判の審理に入る前に、無用の混乱をきたすことがあり得るため、それを避ける方策が必要である。

裁判員の選任手続は、手続自体に伴う裁判員候補者の負担を軽減するため、召喚前の

調査，質問等を活用することや，召喚後の手続に工夫を加えることなどが検討される必要があるが，出来るだけ適任者を確保するという視点で，検察官・弁護士双方からそれぞれ2名程度の非選任（無条件忌避）制度を導入すべきである。その方法は，非選任者の名誉保持のために，本人に秘密に行われるなどの工夫が必要である。理由のある忌避は当然である。

#### 裁判員の保護に関する意見

脅迫などの心理的，対外的問題を防ぐために，裁判員に選任された者の名前が漏れないよう対策をとってほしい。（同旨5通）

例えば，暴力団員が裁判にかけられた場合，裁判員やその家族が脅迫されるおそれがある。（同旨4通）

裁判員の安全，守秘義務を守る。（同旨1通）

お礼参りを防ぐために，裁判終了後の裁判員の徹底した保護が必要だと思う。（同旨1通）

裁判員に対する犯罪は，それにより利益を得る関係者を含め，重罪にすること。

買収が懸念されることから，この点に配慮の上，罰則の強化を設けるべきである。

裁判官が権力とぐるになって市民を痛めつけるのを防ぐためといった意味であれば，命懸けの仕事になり，選ばれても保障がないと応じることができるかどうか今は何とも言えない。

裁判員に十分に職務を果たしていただくため，裁判員に任命されたことに伴う種々の負担を軽減するための手当て，暴力団事件などの裁判員になった場合のプライバシー保護といった点を考えていただく必要があります。

#### 裁判員の守秘義務に関する意見

裁判員が秘密を守れるかが問題。また，メディア等からの情報に影響を受けないようにすることも必要。（同旨1通）

守秘義務は，裁判員の心のケアの障害になり得るので，心的障害を負った裁判員が適切なカウンセリング治療を受けられるよう，守秘義務が例外的に緩められるべきです。

裁判員が買収される，あるいは合議の結果を外部に漏らすというようなことがあると，裁判員制度のみならず，司法全体の信頼に重大な影響がでることは必至です。強い清廉義務や守秘義務を裁判員に課すとともに，その違反者，裁判員に対する買収行為や取材行為に及んだ者に対しては厳しい刑事制裁を課すことにより，不正等の防止を図る必要があると思います。

意見書では，裁判員が裁判官と同様，評議の内容等職務上知ることのできた秘密に関して守秘義務を負うとされている。裁判員がその職務期間に守秘義務を負わせるのは当然であるが，職務終了後にまで守秘義務を厳格に課せられる必要はないと考える。裁判員はある一つの事件を担当するために，市民の中から無作為に選ばれたに過ぎない。職務終了後は一般市民に戻るのだから，裁判官と同じ義務を負わせる必要はないと考える。守秘義務は，裁判員制度が実際にどのように運用されているのかを知るための大きな障害となる。裁判官と裁判員の間には事件情報等で違いがあり，そのなかで裁判員の対等参加が実際に

どのようになされたのかを検証し、その問題点を改善していく必要があるが、裁判員経験者からの直接的検証は守秘義務によって妨げられることになる。例えば、職務終了後も陪審員に守秘義務を課すイギリス陪審制では、陪審員への直接的な調査活動そのものが不可能とされている。職務終了後の守秘義務が緩やかなアメリカと比べて、イギリスでは報道規制と守秘義務によってマスコミや研究者による陪審の調査はほとんどなされていない。裁判員制度はイギリスの道を歩もうとしている。関係者による直接的検証を妨げる守秘義務が、裁判員制度そのものを社会的に定着させ、発展させるための妨げとなることを恐れている。一般市民である裁判員に裁判官と同じ厳格な守秘義務を課すことによって、裁判員による裁判官への批判的意見が外部に出ることが封じられるばかりでなく、裁判員を現状の裁判官と同じ立場に置くことによって、裁判員制度を現行の裁判官制度と同様に社会から切り離された制度として維持しようとする意図が感じられる。裁判員の対等参加を保障するための評議のルールと、それが社会的に検証可能となる緩やかな守秘義務は、裁判員制度を改革に値する制度として発展させるために不可欠であると考えられる。

#### 旅費・手当等の支給に関する意見

日当や交通費等を支給することが必要。(同旨7通)

出廷するために仕事などを休む場合の補償が必要(会社側の理解も必要だが)。(同旨1通)

お金の問題を国民が納得いくように解決してほしい。

日当、交通費等の金銭的なこと。必要経費。例えば、裁判にかかる日数によって3段階くらいでも金額を変えること。

自分が仕事をしている場合、やはりその補償がきくかどうか、一番の問題ごとである。その補償がきかないのなら、参加はできないと思う。

選任者は厚遇する。具体的には高額報酬を出す。遠方者には、中程度以上のホテル、食事及びリラックスできるように対策をとる。場合によっては近隣者も対象にする。

裁判員の手当てに関しては、裁判員に選出される人々は必ずしも職業を持った人々ばかりではないし、職業人として得ている報酬も個人ごとに異なるので、「休業補償」という性格のものでは説明できない部分が発生すると思う。また、裁判員が選挙人名簿から無作為抽出され、特別な理由がなければ辞退できない制度である以上、裁判員に支払われる「手当て」は、裁判員が否応なく背負わなければならない責務に対して支払われるべき「報酬」と考えるべきだと思う。さらに、その額は、裁判員が裁判官と同等の権限を有する以上、裁判官の報酬額をよりどころとすべきで、裁判員が裁判官の3倍の人数である場合は、裁判員1人当たりの報酬は裁判官の3分の1とすべきである。

裁判員の日当の金額は国民の全年齢平均賃金を基に算出すべきであり、毎年年初に全国一律に金額を決定すべきである。旅費は実費を支給すべきである。営業補償や高額収入の補償は不要と考える。裁判員への就任は国民が等しく負担する義務だからである。

重要なことは、裁判員に関する費用を被告人有罪の場合に訴訟費用として被告人に負担させてはならないということである。

裁判員制度の利用につき被告人の辞退を認めないという立場に立てば被告人に費用を負担させることは矛盾であって許されないことは当然であるが、被告人による選択権ないし

辞退権を認める立場に立っても、被告人に負担させるべきではない。

そもそも刑事裁判は、国家が被告人に刑罰を科すための裁判費用なのであるから当該被告人が裁判費用を負担させられるのは不当である。現行法でも、国選弁護人の費用は被告人に負担を命ずる場合があるが、裁判官や書記官の費用を負担させることはない。

さらに、戦前の陪審法は、請求陪審の場合被告人に陪審員の費用を負担させる制度であったため、被告人による制度利用の制約になっていたといわれている。

裁判員の出頭について使用者が妨害してはならないことを明記することは必要であるが、その実効性を確保するためには、妨害行為に対して労基法 119 条と同じく罰則を規定することも検討すべきである。

その他、裁判員の出頭を確保するための措置に関する意見

いきなり選任されても日常生活や仕事に支障が生じるので、十分に余裕をもって通知することが必要。(同旨 18 通)

仕事・学校を休むことが公に認められるシステム、例えば、有給扱いにする、仕事を休んだことによる解雇を不当解雇とするなど、出席しやすい環境の整備が必要。(同旨 17 通)

長期間拘束されないかどうか不安。(同旨 2 通)

自分が裁判員になる場合は、仕事や家庭に不安があります。また、拘束期間・時間が長いと不安になりそうです。(同旨 2 通)

判決終了後は、裁判員の心のケアが必要。(同旨 1 通)

市民が日常生活を離れて裁判員として活動することとなれば、様々な支障や犠牲、損失が生じます。裁判員に十分な日当を提供するとともに、育児休暇等と同様な休暇制度を確立し、裁判所内に託児所を設けるなどの配慮が必要となります。(同旨 1 通)

極論ではあるが、裁判員の責任を和らげる方策を考える。

選任された者が出頭する日を指定できるようにしてもらいたい。

会社勤め等の人に対しては、気持ちよく協力してもらえよう、会社等にも表彰を行う。

裁判が長期間にわたることもあるし、平日に裁判が開かれた場合に仕事はどうなるのか、不安を感じる。

日当の保障、裁判員のプライバシー保護、障害者及び高齢者に対する配慮、託児所等の設置、裁判においてわかりやすい言葉をつかうことなど配慮してもらいたい。

短期集中審理の条件づくりと裁判員(候補)を受け入れる社会的条件整備が必要です。司法教育の充実や、託児所、障害者用設備、休業による手当の保障、経費の支給などの対策が検討されるべきです。

重大な事件の場合、公判が数十回にも及ぶのにそれに一回も欠席しない裁判員がいるかどうか。法務省が厚生労働省に言って労働基準法の改正をすべき。裁判員の場合、法廷に出廷する場合は出社と同等とする。

裁判員制度ができたからといってすぐに会社が理解してくれて休暇を保障してくれるのか。また、中小企業はぎりぎりの人数でやっているところがほとんどなので、この不況下では理解してくれる会社が少ないのでは。



裁判員は、公開の法廷に立ち会い、少なくとも有罪・無罪及び量刑の決定に關与するわけですから、原則として書面審査のみで終わる検察審査員をはるかに超える負担を負うこととなります。裁判員制度の設計において、その負担をどれだけ軽くできるかは非常に大切な問題であると考えます。

市民が容易に参加できる環境を整備すべき。旅費・日当の支給はもちろんのこと、公的休暇制度、保育・高齢・障害者対応の施設、設備を充実してほしい。守秘義務を課すこと、身の安全を守ることも必要。

裁判員制度は国民にとっては直接的にメリットがあるわけではなく、むしろ大きな義務負担となるものであり、当初は国民経済的にもマイナス面が予測されるので、職業を持ち能力のある国民が裁判員として義務を果たしやすい環境を設定する工夫が期待される。

裁判員が一定期間集中して審理に参加できるように社会的な保障が必要である。参加するための物理的・財政的な保障、日常生活を離れるにあたっての身分保障を制度として確保しなければならない。また、裁判員に選出されたことによって、社会的に不利益を被ることのないことを保障されなければならない。

裁判員にかかる精神的ストレスについて、精神科医や心理学者などの専門家を交えて検討すること、「裁判員はストレスのかかる仕事だ」ということを何らかの形で国民に知らせておくこと、凄惨な状況に敏感で心的障害を受けやすい人が、できるだけ裁判員から免除されるシステムを検討すること、裁判員が顕著な心的障害を被らないよう、心的障害を受けにくい裁判の進め方や裁判中裁判後の心のケアについて検討すること、及び裁判員が心的障害を負ってしまった場合、治療にかかる負担は国が保障することが必要。

裁判員の選任方法については、選挙人名簿から無作為に抽出する方法が良いと思うが、選任された人が寝たきりのお年寄りだったり、入院している人や海外に出張に行っている等の理由により裁判に出られず人数が揃わない場合はどうするのか。また、選ばれた人が裁判に行かなかったらどうするのか。裁判員は強制なのか。もし拒否したらどのような罰則等があるのか。会社員は裁判員を理由に休日を取れるが、パートやフリーターは休めばその分の給与は出ないのであるからそのような人たちにどのような補償をするのか。そういったことも議論してほしい。

選挙人名簿からの無作為抽出とのことですが、実際、サラリーマン等が選択された場合、そのサラリーマン(一般社員)には、拒否権があるのか。無作為の民間人を投入するに際して、(例えば会社の役職上重要な管理職などが)裁判に出た際会社側や個人への保障(時間拘束における保障)はあるのか(裁判員で出廷した際は、国が個人に保障する公休扱いにして良いなど)。現状の選挙投票率の低さを見ても解るように、この辺をはっきり決めていただいてもおかないと、良識ある国民の大多数を占めるサラリーマンを裁判員として出廷させることは不可能だと思われます。(法学部の教授や法学を学ぶ学生、自営業者の中から選ぶというのでは、主旨にある公平性ではないと思います。)

一定期間集中して審理に参加できるように社会的な保障が必要である。それは本人だけでなく、家族や周りの人々の理解がなければならない。参加するための物理的・財政的な保障、日常生活を離れるに当たっての身分保障を制度として確保しなければならない。また、裁判員に選出されたことによって、社会的・経済的に不利益を被ることのないことを保障されなければならない。その意味では、裁判員に選任された本人だけではなく、そ

れをとりまく社会の制度的な援助と理解がなければ、裁判員制度の実効性は確保されないのではないかと思う。また、想定されている裁判事案が、重大な刑事事件とされていることから、ある場合には裁判員の身の安全にも配慮することが必要になってくるのではないか。

実際に裁判員を務めることとなった場合に、安心してその任務に専心できるような環境づくりが大切だと思います。身の安全は当然のことながら、負担の軽減についてもきめの細かい配慮が必要です。例えば有職者であれば、休業や休職もやむを得ないわけですから、その間の給与の保証や会社内での地位の保全なども重要ですが、たとえ同じような肩書きであったとしても会社の性質や実際の仕事内容が全く一致するわけではないでしょう。また、主婦などは時間的に拘束されないように思われがちですが、小さい子供や介護が必要な家族がいれば状況は大きく違います。一口に負担の軽減といっても、人々を取り巻く環境は千差万別であり、裁判員候補者として召喚されれば、原則として出頭義務を負うということになるとすれば余計、裁判の迅速化は当然のことながら、この問題に対するきめ細かい検討がなければ、市民の間に広く積極的に受け入れられる制度とはならないと思います。

裁判員の出頭確保は、最終的には国民一人一人が裁判員制度導入の趣旨を理解し、これに賛同してくれることに期待するほかないのであろうが、制度設計に当たっては、出頭事務を担当し、共に裁判体を組むことになる裁判所からも、裁判員に選任された者ができる限り出頭しやすくなるよう環境整備をすることを強く望みたい。今の審理の仕方を改め、争点整理を徹底した上、連日開廷を実施して争点に絞った集中審理を実現し、できる限り審理期間を短くして裁判員の負担を軽くする必要があることはもちろんであるが、それ以外にも、例えば、裁判員に選任され、職場に出勤できなくなる者が、それを理由に職場で不利益な取扱いを受けることがないように制度的手当をしておく必要があるのではないかと考える。労働基準法7条は、「使用者は、労働者が労働時間中に、・・・公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。」と定めているが、果たしてこの規定のみで十分なのかも検討する必要があるように思われる。以上のほか、特にアイデアがあるわけではないが、出頭確保及びその環境整備については、今から関係者が知恵を出し合い、真剣に検討しておくべき重要な課題であると思われる。

国民の司法参加を取り入れる理由として、民主主義と並べて論じられるが、現行憲法下における民主主義は国民に職業の選択の自由を保障する。国家公務、民間企業のどれを選択するのは個人の自由意思に基づいており、各自それぞれの役割期待を担っている。裁判官として裁判というものに関わりを持つ仕事を望み選択した者と強制されてその役割期待と責任を課せられた者の心の有様は決して同じとはいえないと思う。納税義務や選挙に参加する義務と違い、裁判への参加は労働義務であり、検察審査会という国民にのみ与えられた義務とも違う。一般国民は裁判が難しいという理解の下、その難しい任務を自らが果たし得ない代わりに、裁判官へ高い報酬を支払う事で任務を付託している。一方付託した国民は、それぞれの立場から、別の角度で選択をした仕事を通じて国民としてできる役割期待を担っている。自分を含めた国民が安全に生活する事を目的として、道路や線路を作っている人、日本経済を支える為に働いている人等々、それぞれの立場で支えている。国民の一人一人がその自覚に基づいて生活している中、一方の果たすべき役割を否定する

ことになりはしないだろうか。アメリカでは、陪審員に選ばれた場合、一部の階級の人達は、故意に偏見を示し、忌避してもらえるように働きかけるとの発言も見られる。自分の仕事にプライドを持って臨んでいるとしたら、この気持を私は理解できる。また、国民の参加といっても一定の人達への対応はどのようになされるのであろうか。小さい子供を抱えている人達の中には子供の面倒を見てもらえる人と見てもらえない人がおり、寝たきり老人を抱えている家庭等、環境により簡単に参加できない人達のケアはあるのだろうか。参加できないケースとして認める方向での解決は簡単と思われるが、国民に平等に参加させる裁判員制度を発足させるのであれば、参加を希望する意思がありながら参加できない環境下にいる人達の意味も尊重できる体制が必要であり、そのような者への環境の整備も政府の役目と考える必要が生じると思う。

裁判員の出席を確実にする必要がある。この問題は、理念よりも実態面が大きく影響するので、現行の検察審査会法（同規則）の問題点を指摘することによって説明します。検察審査会法第9条及び第10条によれば、各市町村選挙管理委員会で選ばれる検察審査員候補者は、各検察審査会ごとに年間400名います。検察審査会事務局では、各市町村選挙管理委員会から送られてきた候補者名簿を基にして年4回に分けて選定しています。1回の選定につき100名の候補者の中から10名ないし12名を選ぶ（検察審査会法第13条）こととされています。選挙管理委員会で候補者を選ぶ時点ではその地区に居住していた候補者も、検察審査会での選定時までにはタイム・ラグがあるため、国内あるいは国外へ転勤してしまったり、病気で入院しているケースがあります。現状は、こうした者も除外することなく選定していますから、候補者は選定されても出席することが困難です。また、これらのケースとは異なりますが、例えば、一人で商売をしている者などは、選定された場合には、審査会議に出席するために商売を休まなければなりません。所得補償がないので、出席すれば生計に影響します。実際問題として、こうしたケースに該当する者は、欠席したら過料に処す（検察審査会法題43条）という罰則規定があっても、過料を払っても出席しない、というよりも出席できないのです。逆に、定年退職をして最も出席しやすい60歳以上の者は、辞職できるという矛盾した規定（検察審査会法第8条）があります。100名の候補者がいるのですから、はじめから出席できない者を除外して選定すべきであり、そうした者を除外したからといって、選挙管理委員会で無作為抽出しているので、その精神に反することにはなりません。以上の点を考えれば、裁判員の選定につき、その裁判期間中には急病や親族の不幸などの急な出来事以外はすべて出席できるという者を選定すべきでしょう。繰り返しになりますが、選挙管理委員会で候補者選定は無作為抽出によっていますから、裁判所での選定で、すべて出席できるという者を選ぶことは、この精神に反することにはならないし、裁判員の出席を確実なものにするためにも必要なことだと考えます。

#### 裁判員に出頭義務を課すことに関する意見

裁判員の事情に応じて就任を辞退することを認めるべきである。（同旨9通）

裁判員候補者に出頭義務を課すことは権利の侵害である。（同旨1通）

事前の候補者登録、審査、証人、拒否権が与えられるべきで、強制招集には同意しない。

裁判員に選ばれた人が欠席を認められるのか、どの程度の理由で欠席を認められるのかをはっきりしてほしい。

裁判員就任の義務化には反対である。裁判員就任の義務を課しても、到底その出席確保は難しく、円滑な裁判の進行は望めそうにない。とりわけ、長期出張の多い職業、建築職人や特定プロジェクトのような完成まで昼夜土日も通してやるような職業、予算編成作業のように無定量に職場に拘束される公務員、救急医や看護師のように緊急対応や交代制の職業を持つ者にとって、裁判員は心身共に過重な負担を強い、労災死亡すら招きかねないのである。また、人の生理に反し、家族と共に過ごす時間を奪う深夜開廷や、ニューヨーク市のような24時間コンビニ法廷も考慮すべきこととなる。

審議会意見は、「裁判員選任の実効性を確保するためには、裁判所から召喚を受けた裁判員候補者は出頭義務を負うこととすべきである。」としている。

そもそも裁判員が出頭しなければ裁判体を構成できないから、裁判員に出頭義務を課するのは当然のことと思われるが、出頭義務を課し、不出頭については罰則を置いたとしても、出頭確保が十分にできるものではないであろう。このことは、検察審査会法に検察審査員等の不出頭について罰則の規定があり、検察審査会制度が発足して50年以上が経過しているにもかかわらず、現在もなお、検察審査会事務局の職員は検察審査員等の出頭確保に日夜懸命の努力をしている実情にあることから明らかと思われる。

#### 裁判員制度と報道の在り方に関する意見

メディアや裁判当事者から裁判員のプライバシーと安全を守ることは極めて重要な課題です。メディアと協定を締結し、裁判員の住所・氏名・職業等をメディアや裁判当事者に知られないようにするための徹底した措置・配慮を十分に行ってください。

松本サリン事件のような例を考えると裁判員事件については報道規制が必要となるのではないかと。裁判員裁判の対象となる重大事件については男女の別と年齢、事件の概要等にとどめ実名報道を禁止することによって冷静な裁判員裁判が可能となると考えられるからである。

一般市民が裁判に参加する場合に各種の事件報道が予断と偏見を与える可能性があり、事件報道の規制を検討すべきであるという主張に対して不安を感じる。近年の日本では一部マスコミの偏った報道、過剰な報道をきっかけにいわゆるメディア規制法の成立が図られ、場合によっては政府がマスコミ報道を自由に規制できるかのような印象が広がっています。今回の司法制度改革においても報道への厳しい視線が感じられます。公益を逸脱した不適切、不公正な取材、報道が排除されるのは当然ですが、公人に対する取材規制はされるべきではありません。裁判員制度は国民の良識を土台に運用されることを期待されています。その良識を形成するためには、議論すべきテーマを国民に広く知ってもらい、各分野、各階層での議論をより深めることがまず第一歩です。そのためにこそジャーナリズムは存在するのであり、その公正な報道が実現して初めて、適切な形で国民の公序良俗が形成されると考えます。裁判員制度が象徴する民主的国家の実現、進歩のためには、あらゆる議論を封殺することなく、良識を醸成するシステムが不可欠です。言い換えれば、報道の自由が守られてこそ、裁判員制度はよりよきものとして成立するのであり、それなくして公正な裁判制度は成立しないものと確信します。

現在の、ワイドショーおよびタブロイド紙を中心としました「有罪」「死刑」こそ司法の正義であるかのような、逮捕起訴の時点からの有罪を前提としたリンチに近いような報道は裁判員制度にはまったくなじまないものと考えます。あのような有罪原則？を前提とした報道の洪水に浸された状態の裁判員による評決に本来の司法を土台枠組みとした判決が期待できるかという重大な疑問があります。それは、裁判員制度がもつ問題点ではなく、むしろ異常といえる逮捕 - 起訴 - 有罪原則にのっとった報道（とりわけ一部のマスコミによる）にあるでしょう。テレビの報道について申しますならば、イギリスでは事実関係をニュースが伝えるのみで、いわゆる日本のようなテレビのワイドショーによる事件報道は全く一切ありません。ニュースによる事実報道といくつかの冷静なジャーナリズム番組があるだけで、そのような番組がこの刑事犯罪の被告人を有罪を前提としてセンセーショナルに取り上げることはありません。（サラ・ペインの事件ですら日本のワイドショー報道に比べると抑制的だったといえるでしょう。テレビではほとんど事実関係の報道とコメンテーターのきわめて短いコメントが述べられるのみでした）。それは被疑者・被告人の権利を保護する必要があるだけでなく、陪審員制度における予断排除の原則を担保するためです。タブロイド紙の報道はセンセーショナルではありますが、最近起きた児童殺害事件では、当初から予断排除と被疑者の人権を重んじて事実関係以上に有罪を想定させるようなセンセーショナルな報道は司法当局から牽制されました。したがって、基本的に事実関係だけが報道される結果となっています。私が裁判員制度に望みますのは、国民の主体的司法参加が民主主義的形をとった司法リンチとならないような（近年ボトムズやピットなどが懸念しておりますように）、裁判員制度のみならず、司法制度全体が変わっていくことだと考えます。その意味で、無罪推定の原則、予断排除の原則を徹底するためにも、事件報道のあり方はしっかりと踏み込んでいくべきものと考えます。マスコミによる異常な「有罪前提」「死刑こそ正義」という情報とスローガンの洪水にのまれている日本の状況は、ヨーロッパではほとんどの国で廃止されている死刑制度の存続と執行再開の状況を併せて考えますと、喜んで良いものかどうか分からなくなってくることもあるからです。事実審理とは関係なくはじめから有罪死刑という結果ありきで裁判員が裁判に臨むなら、さらに、その状況をマスコミが利用して死刑判決に国民及び裁判員を誘導することがあるなら「裁判官の判断を覆して俺が犯人を死刑にしてやった」という裁判員が出てこないとは限らないのです。それは裁判員制度の問題ではなく、死刑制度存続及びあのような異常なマスコミ有罪確定報道に問題があると考えます。テレビによる刑事事件報道の存在意義は、被害者だけでなく（テレビ・タブロイドによる異常にセンセーショナルな事件報道のなかには被害者の人権が大きく蹂躪されている場合もあります）被疑者被告人そしてその家族の人権を大きく侵害しており、その必要性よりも人権侵害の危険のほうが勝っている可能性があり、さらに、裁判員制度の運用によっては誤判による死刑執行もあり得ないこともあるでしょう。裁判員制度導入に際し、報道の自由を妨げない範囲での刑事事件（とりわけ重大な生命侵害事件）における被疑者・被告人報道、とりわけ近年顕著な有罪 - 死刑確定視報道の規制の導入について私としては重大な関心を寄せております。

#### 裁判員選任後のオリエンテーションに関する意見

裁判員の選出は、無作為抽出としても、選定手続修了者を年間裁判員要員として一定

期間，裁判員についての研修を受講させるべき。(同旨2通)

裁判員に，一般的な刑の概念を分かりやすく説明する。

裁判員に対して，ある程度裁判の流れについて説明を受ける機会が与えられるようにする。

裁判員に法律的な判断や量刑まで職業裁判官と同じ権限を与えるのであれば，一定期間の研修や一定期間の任期（これによって裁判員としての教育が可能となる）が必要と考えられます。

選任された，裁判員は，まず一定の期間，刑事裁判についての基本的な考え方の講習を受けて裁判に臨まなければならないと思う。人権を侵害する危険性があるからである。そして証拠から事実を認定する際には，自由心証主義でどんどんと経験則や知識を裁判官にぶつけるべきである。

裁判官・裁判員の偏見克服の研修が必要だと思います。ジェンダーバイアスの問題も含めて，協働するためには研修が必要です。高裁所在地に司法総合センターをつくり，裁判員の選任作業や，被害者支援のための支援者の研修，犯罪者の更生のための支援についての研修も併せて行える施設とする。

裁判員に刑事手続の基本や証拠と主張の違い，無罪推定原則等をあらかじめ説示する必要性はあるが，公判担当裁判所が直接詳細に行くことは好ましくない。裁判員が裁判官から指導される立場となるおそれがあるためである。そのため基本原理等の教養は，第1回公判前の選出手続後の段階で，選出された裁判員と補充員に対して別の裁判官がビデオ等を活用して行うこととすべきであろう。なおこの説示の内容は黙秘権告知等と同様にルール化が必要である。

裁判の進行については，我々市民は法に素人であるため，現在の裁判を傍聴してもはっきりと分からないのである。よって，今回の裁判員制度下の裁判は，被告人，裁判員，傍聴人にも分かりやすい裁判をしてほしい。特に裁判員は有罪・無罪を決めるのに何をやっているか分からなければ意味がない。まず，裁判を始める前に裁判員を召集し，裁判の流れを書いた分かりやすいレジユメを配布し，これからどのような裁判が行われるかを説明し，次に，裁判当日は裁判員にどのような事件でどのような取調べでどのように自白等をしたのか等を分かりやすく書いたレジユメを配布し，裁判を進めていく（この際のレジユメは被告人等のプライバシーに配慮した内容であり，またそのレジユメはその日の裁判が終わるたびに回収するのが望ましい）。

裁判員が公正な判断者として参加するためには，無罪の推定や予断排除の原則や伝聞法則などの刑事訴訟の基本原則と，事実認定の対象となる事件の構成要件（争点）を，事案に即して分かりやすく説示することが必要である。とりわけ，マスコミ報道等を通じて入手した情報によって心証を形成してはならないこと，合理的な疑いを超える有罪の心証に達しない限り有罪の認定をしてはならないことを，十分に説示することが不可欠である。

説示の内容は，いずれも当事者が意見を述べる機会を与えることが必要であるし，異議申立ての対象とすべきことも必須である。

こうした手続も，厳格な審理手続を必要とする事件を前提に，原則的な制度設計を確立すべきである。

あまり議論されていないように思われますのが，裁判員に対する説示です。一部の議

論に、「国民に負担をかけすぎないように。」との趣旨のものがみかけられましたが、確かに、負担減の配慮は必要でしょうが、本来的に、裁判員制度は国民の義務であるとともに権利の行使というところを広く広めていく必要があります。そして、それは裁判員が実際に裁判に臨む前に何らかの形で裁判員の意義と重要性を裁判官が深く説示する場面で最も説得力を持ち得るのではないのでしょうか。裁判員は突然個々の日常の業務から一被告人の身体的自由を左右する立場に変わるわけですから、その重みと価値をそれぞれが深く認識する過程が審理に入る前の段階で必要でしょう。ワイドショーで事件を見ている立場から、実際に被告人の立場、被害者の立場、証言者の発言、事件状況を十分に吟味して、十分に考え抜いて、被告人の未来を決定しなければならない大変に重みのある重要な立場に突然変わるわけです。そのような意識の変化のなかで審理に主体的に参加する意識と集中力が備わってくるのではないのでしょうか。さらには、裁判官と裁判員のあいだに「司法」を共に行うのだというという一定の土台が、裁判官の説示や裁判員制度に対する質疑応答などの時間を持つことで養われるということもあります。これは、裁判官が議論をリードするためのものでなく、お互いに任務の重要性を確認しあうという意味で大変重要なプロセスであり、ぜひ裁判員制度においてもさらに今後十分に議論されたいところだと思います。

事件の整理という点からは、イギリス裁判において評決前に行われるサマリーと呼ばれる裁判官による事件事実のまとめ（誘導があってはなりません）裁判員の理解を確認するためには一助となる場合があるでしょう。

裁判員候補者・裁判員に対する十分な説明・オリエンテーションを制度として実現することを要求します。裁判員となって有罪・無罪や量刑を決めることは、人の一生を左右する行為であり、裁判員の責務は重大だと思います。自らの判断が誤ったために他人の一生を台無しにする結果となれば、それは大きな後悔を残すこととなるでしょう。かといって、裁判官の判断にただ従うだけでは、市民参加の意義は無いこととなります。素人である市民が、適格な判断をなし得るよう、審理に先立って十分な説明が行われるべきであり、また、審理の最後・評議の前にも、争点の整理も含め十分な説明が行われることが必要です。

裁判員の役割や無罪推定の原則、証拠の制限に関するルール、自白に関する補強法則、法律適用など、刑事裁判を的確に判断し裁判員の職責を全うするのに必要な知識はすべて評議前に説明されることが重要です。

1) まず、裁判員候補者が十分な説明を受けないまま選定手続で排除されることのないよう、候補者に対するオリエンテーションが実施されることを求めます。

2) 次に、裁判員選定後、審理開始前と審理終了後に、アメリカの陪審制度における「説示」と同様の十分な説明を実施することを求めます。

また、裁判員選定後審理開始前と審理終了後の説明は、当事者立会いのもと、公開法廷で行われるべきであり、説明内容はペーパーにして評議室にも持ち込めるものとし、評議の指針とすべきです。

もし、このような説明が公開法廷で行われず、評議の際に裁判官から適宜「教えられる」ことになれば、評議における裁判官と裁判員の対等性は失われ、裁判官主導の評議になってしまうこととなります。

裁判員が飾り物でなく主体的に参加するために、公開法廷での十分な、わかりやすい説明が制度として是非実現されるべきです。

その他、裁判員の選任に関する意見

関連する審議会意見に賛成。

裁判員の抽出などに、信頼がおけるようにすること。

裁判員選定手続におけるインタビューにおいてプライバシーが侵害されないよう、質問内容によっては非公開で個別にインタビューするなどの配慮が必要です。

裁判員は、人生の多くの経験と体験を積み、人の機微を極め、甘いも辛いも極めた人徳のある人を選び、人生経験の浅い司法専門家と共に考え大岡裁判的なことも必要である。裁判員の選び方を考えるべきである。

裁判員の選任については、資格要件、欠格事由など、基本的人権、差別などデリケートな問題があるし、さりとてあまりにも無知、非常識な者や被告人との縁故者などが関与することにも疑問があり、非常に難しいことと考えるので、慎重審議、検討が必要と考える。

裁判員の選任についてですが、今の案では、選挙人名簿から選ぶということになっています。そうすると日雇い労働者の人たちとかホームレスの人たちが選ばれません。住所もないし税金も納めていない…。私としてはもう21世紀にもなっているのに、その人たちを仲間はずれにするのはやめてほしいと思います。皆さんと同じ日本の空気を吸っているのですから。

話し合いで長期化を招くのは良くないと思うので、効率よくするため裁判員は事件全体ではなく事件のうちの事実認定単位に行えばよいと思う。例えば、正当防衛の成否や、自白の任意性の有無、情状などは特に一般人の常識を反映させる意義が大きいので、これらを対象とすると良いです。こうすると、かなり限定されてもはや「裁判員」の定義から外れてしまうかもしれませんが、裁判員の負担もなく、時間もそれほどかからず、守秘義務の範囲も狭く、ある程度の問題点は解消されるような気がします。

裁判員の選定は極めて困難である。

裁判員は、事件ごとに6人とか9人とかのかなりの人数が必要であり、地方都市の裁判所でも、おそらく一月に最低でも20人～30人程度は選定しなければなるまい。その人たちは、どこから、どの様にして選定するのか。「広く国民参加を」というのだから、選挙権者から無差別の抽選で選ぶことが考えられよう。まさか陪審時代のように、納税額や学歴・性別で選ぶわけにはいくまい。全国津々浦々まで基本名簿を作り、抽選で山間僻地からも多数の裁判員候補を裁判所に呼び出して、さらにその中から不適格者らはずし・・・・などなど・・・それらの手続や労力、時間、経費等を考えると、それだけでも莫大な国費がかかるが、いいのか。

選定された人々は、裁判員として裁判に立ち会えるのか。

選定された人々は、自分の仕事を放り出して、連日裁判所まで出頭することになるのが、遠い島、山奥から何時間もかけて、毎日、全員が裁判所へ出頭できるのか。急用もあろうし、急病になる裁判員もあろう。また、その間の日当や収入は幾らになるのか。小島や山奥から何時間もかけて出頭してきた人に、最低でも1日1万円以上は支払うべきだろう。



「国民の義務だから安く」といわれたのでは、勤労者は付き合いきれまい。「日当稼ぎの遊び人」や「閑をもてあます意識過剰なオバさん」、軽薄な「厚化粧のねえちゃん」なら、面白がって裁判員を希望するかもしれない。また、補充の裁判員も出頭するであろうから、都会の裁判所では、連日数十人の裁判員らが右往左往して裁判所内を埋め尽くすことであろう。会社員などは10日も20日も会社を休めるのか。乳幼児を抱えた主婦や、試験直前の学生は・・・、などと考えると、多くの裁判員を法廷に縛り付けることは、到底無理であろう。外国で問題化しているとおり、能力のある人ほど、適当な理由を付けて裁判員を回避するであろう。

#### 4 対象事件の範囲

##### 全般的な意見

対象事件は重大な事件や争いのある事件とし、被告人の選択権又は辞退権を認めるべきである。このことが、国民の負担を軽減しつつ、真に厳格で公正な裁判手続を実施する裁判制度を実現することになる。(同旨1通)

被告人の認否による区別、裁判の辞退は認める方がよいと考える。

刑事裁判では裁判を受ける被告人の権利・防御権が最大限に重視されるべきことから、裁判員制度を重大事件のほか、否認事件にも導入すべきであり、被告人の選択権も認めるべきである。

裁判員制度の対象事件は、法定合議事件(裁判所法26条2項2号)及び、被告人が裁判員制度による審理を選択した事件とする。さらに、法定合議事件であっても、被告人が裁判員制度による審理を希望しない場合には、職業裁判官のみによる審理を選択できる自由を認めるべきである(被告人が選択した事件も含める)。

対象事件を法定刑の重い重大事件に限定することに賛成。また、公訴事実に対する被告人の認否による区別を設けないことに賛成。なお、被告人が裁判官と裁判員で構成される裁判体による裁判を辞退することは認めるべきである。「素人に裁かれたくない」被告人もあるはずで、そのような被告人に制度を強要しても、裁判に説得力を喪失させることになりかねない。特殊な事件について、例外的に対象事件から除外できるようにすることに賛成。

裁判員制度の対象事件は、原則として法定合議事件と、その他の事件で被告人が選択した事件とし、ただし、法定合議事件については被告人の辞退権を認めるべきである。

司法への主体的な国民参加を確保する観点からは、裁判員制度の対象事件をできるだけ広く・多く認めることにも意義があるが、多数の事件について9名以上の裁判員の参加を確保することは、予算措置の面でも国民の協力の面でも当初からこれを確保することは容易でないと思われる。

そこで、裁判員制度を新たに導入しようとする現段階では、公正・厳格な審理手続と裁判員の主体的参加による判断が真に求められる事件類型として、「争いがある事件であって被告人が選択した事件」に絞ることが、慎重な制度設計を実現する上で最も賢明であると考えられる。

ただし、審議会意見書が、「争いの有無を問わず重大事件を対象とする」という原則的枠組みを提案していることを尊重するならば、少なくともこれに対する被告人の辞退権を確保すべきである。これによって裁判員による審理・判断を求める必要性が比較的低い自白事件などが事実上対象から除外されることになり、その結果、裁判員による慎重な審理・判断が要求される事件を前提として原則的な制度設計を行うことができる。さらに、法定合議事件以外の事件でも被告人の選択により裁判員制度の対象とすることが容量的にも可能となる。

辞退権を認めることに対しては、戦前の陪審法の経験から辞退が増加して裁判員制度の利用が衰退するという批判がある。

しかし、戦前の陪審裁判の利用が減少した理由は、陪審の答申に拘束力を認めず、裁判官が答申を不当だと認めたときは、「陪審の更新」によって他の陪審の評議に付すことができたこと（陪審法95条）、陪審評決に基づく判決に対しては、法令違反等の上告が例外的に許されただけで、被告人も控訴が許されなかったこと（陪審法101～104条）、請求陪審の場合は陪審員の費用の全部又は一部を被告人が負担しなければならないこと（陪審法107条）、戦時下において被告人のために陪審裁判の手間をかけることが憚られる社会状況となったこと（昭和18年に停止された）、などが原因であると考えられる。何よりも、選択制を認めるアメリカにおいて陪審制の利用が活発である事実を照らせば、選択権・辞退権の存在を利用減少の理由とすることの誤りは明らかである。新たに裁判員制度を創設するときは、利用する価値のある制度を設計することが重要であって、利用を強制することによって定着させようとするのは本末転倒である。

「対象事件は、法定刑の重い重大事件とすべきである」という意見に賛意を示す意見

対象事件は、法定刑の重い犯罪（法定刑2年以上の犯罪から）とすべきである。

対象事件は、さしあたり刑事重大事件を対象にするのが妥当だろう。市民が関心を持ち、マスメディアでも取り上げられる案件がこれにあたる。

法定合議事件までを基本とし、国民の関心の高い事件、例えば一定の公務員の犯罪、表現の自由、悪質な事業者違法行為等についても対象とすべきである。

費用を含めた国民の負担を考えると、対象事件をすべての法定合議事件としたのでは余りにも多すぎるといえるべきです。対象事件を一定の範囲に限定すべきことは当然であり、「法定刑の重い重大犯罪」に限定すべきものとする審議会意見に賛成です。その場合、「法定刑に死刑又は無期刑のある罪に係る事件」とするのが分かりやすく、適当ではないかと思えます。

法定合議事件を基本的に対象事件とすべきとの考え方もあり得るが、国民の関心の高い事件を対象とすべきとの観点からは、法定合議事件でも公文書偽造罪や営利目的覚せい剤所持罪など必ずしもこの要請にはそぐわないものもあるので、前記の観点からは、死刑又は無期懲役・禁錮刑を法定刑として含む罪や故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪を対象事件とするのが相当と考える。

「対象事件は、法定刑の重い重大犯罪とすべきである。」との審議会意見に賛成する。本来すべての事件に裁判員が関われば良いとも考えられるが、すべての裁判に裁判員が関わるとすれば、裁判の審理時間の長期化、費用の増大化が懸念され、組織犯罪やテロ事件

に限らず、一般の小さい事件でも刑事事件は危険が伴うものであり、裁判員制度の導入が前提であるとすれば、危険だからこの事件では除外する等の制度ではなく、如何に裁判員の安全を守れるかの制度構成を検討すべきである。

新制度を導入する裁判の範囲については、日本社会の現状を考慮すれば、現行の「法定合議事件」の範囲とするのが適当と思います。ただし、その他の事件についても国民生活の変化に合わせて判断すべきもの、たとえば法律制定時に前提とした社会が大きく変化し、法の趣旨そのものに疑念が抱かれ、また、法律の前提に明らかな知識不足や事実誤認、無理解があると思われる法律が多数あります。こうしたものについては、訴訟当事者の意見によって裁判員制度が適用される余地も検討されるべきだと考えます。

審議会意見は、対象事件の範囲について、「国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい『法定刑の重い重大犯罪』とすべきである。『法定刑の重い重大犯罪』の範囲に関しては、例えば法定合議事件、あるいは死刑又は無期刑に当たる事件とすることなども考えられる」としている。法定合議事件の中には、薬物の営利目的による所持犯や運転免許証を偽造してサラ金から金をだまし取ったというような事件も含まれており、このような事件が国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい事件といえるのか疑問がある。新たな国民参加の制度を円滑に導入するとの観点や国民の負担の観点からも、特に重大な事件に限定するのが相当であり、例えば、死刑又は無期刑を法定刑として含む罪、あるいは、法定合議事件のうち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のうちいずれかとするのが妥当と考えられる。

対象事件の範囲については、法定合議事件の中から、死刑又は無期刑を法定刑として含む罪、あるいは、法定合議事件のうち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のいずれかとするという考えに賛成である。多くの国民は、現実には自己が裁判員として刑事裁判に関与することになった場合、自己の家庭生活や仕事について一定の制約を受けるとともに精神的負担を感じる事が予想され、裁判員としての選任が当該国民に負担を及ぼすことは、明らかであるから、最初から対象事件を広くして国民の負担を大きなものとするのは、制度設計として望ましくないと考えられる。

さらに、裁判員に対する危害や脅迫的な働きかけのおそれと考えられるような組織的犯罪やテロ事件などは、裁判員の負担が過大になること、心理的圧迫から正しい意見が述べられないおそれが強いこと、裁判員の身の安全を確実に守ることは困難であること、万一、裁判員が被害に遭うような事態が発生すれば、他の事件についても、裁判員としての国民の協力を得られにくくなることからすると、これらの事件を対象事件から除外することに賛成である。

加えて、将来、仮に対象事件を拡大することを検討するのであれば、複雑困難で、証拠書類や証拠物が多数にわたり、大勢の証人調べが必要になる経済事案等については、裁判員に与える負担が過大となることや、証拠物等に直接当たって例えば金銭の流れにつき綿密な検討を加えることと裁判員を加えた合議とはなじみにくいと思われることからすると、この種事件も、対象事件から除外すべきものと考えられる。

裁判員対象事件の範囲は、少なくとも当初はある程度限定したものとすべきと思われる。法定刑に死刑又は無期懲役刑を含む罪の事件とするか、法定合議事件であって人が死亡するに至ったもの（少年法20条2項と同様の文言とすることも考えられますが、その

場合には危険運転致死罪が含まれるのか否かは明確になるよう希望します。)とするなどの適切な限定を行うべきと考えます。なお、被告人が裁判員対象事件以外に、裁判員対象事件でない事件も起こした場合に、非対象事件に争いがなくその審理についてさほど裁判員に負担をかけるものでないときや、裁判員対象事件と密接に関係するとき(例えば保険金目当ての殺人事件と保険金詐欺)などには併合審理とするのが原則でしょうが、裁判員対象事件と関連しない非対象事件について争いがある場合等で、その審理について相当の負担が見込まれるときなどについては分離した上で審理するのが妥当なこともあると考えられ、また、共犯者の一方が裁判員対象事件であるが、他の一方が故意の関係等で裁判員非対象事件となった場合、併合審理をせずに別個に審理を進めるのが相当でしょうが、共通証人を調べる必要等が生じたときに併合する必要が生じることもあり得るところ、これらの処置は現行法のもとでは本来は運用の問題となりますが、裁判員対象事件として審理するか否かにより、裁判員、当事者及び裁判所の負担が大きく異なり、それぞれについて様々な利害が生じることや両事件の間で審理手続上の差異が生じることもあり得、併合した場合の審理方式について調整が必要な事態も考えられるので、このような併合や分離に関する指針が法律か規則で定められることが望ましいと考えます。

少なくとも、発足当初は、法定刑に死刑・無期刑を含む特に重大な事件に限るべきと考えます。

推進本部のほうでは、できるだけ早期の実施を考えておられると思います。しかし、多くの裁判所では、事件が急増している状況であり、裁判員制度が始まった場合、規模の小さな裁判所で同じ時期に裁判員制度の適用のある、しかも否認の事件が重なった場合には、審理が停滞しかねないと思います。また、量刑のみが争点となる事件については、裁判員制度の適用のある事件とそうでない事件とで審理期間にそれほど差は出ないかもしれませんが、難しい否認事件の場合に、裁判員制度の適用のある事件が集中審理で早期に判決に至り、適用のない事件が長期間かかるというのでは、新たな矛盾を生み出すこととなります。結局、後者についても集中審理を行い、早期に判決をする方法に変えていかななくてはならないことは、「刑事裁判の充実・迅速化」のところで指摘されるとおりだと思います。そのためには、裁判官、書記官等の人員増加も必要ですが、直ちに実現できるという性質のものではありません。また、新しい制度の施行当初は、試行錯誤的な面が出ることは避けられず、国民の制度に対する理解も十分とはいえないと思います。

このような状況下で、最初から多くの事件を裁判員裁判の対象とすることは現場に混乱をもたらしかねないと思います。当初は国民の関心も高い、特に重大な事件から始め、その間、制度をさらに整備しながら、体制を整えるとともに、制度についての国民の理解、自覚を涵養することが大切だと考えます。そして、制度が軌道に乗った段階で、裁判員制度の適用の対象となる事件を広げる必要性を再度検討すればよいのではないのでしょうか。

裁判員が関与する事件の範囲については、大別すると、法定合議事件、法定刑に死刑・無期を含む事件、故意の犯罪行為により人を死亡させた事件が考えられます。

対象事件の範囲をどうするかは、裁判制度としての機能、政治制度としての機能、裁判所・検察庁及び弁護士会の人的・物的体制並びに財政上の見地からの実現可能性等の観点から決定されるべきことと思われませんが、私は、長崎の現状に即して意見を述べたいと思います。

長崎地裁で刑事合議事件を扱っている本庁と佐世保支部における平成13年の新受事件の罪名と被告人数で見ると、が本庁39人、佐世保9人、が本庁14人、佐世保3人、が本庁5人、佐世保1人となります。

本庁及び佐世保支部とも3人の裁判官が一つの刑事合議体を構成していますが、本庁の右陪席裁判官は、刑事単独事件のほか破産事件を担当し、左陪席裁判官は令状事件と不動産執行事件を担当しています。佐世保支部では、左右の陪席裁判官は民事部の陪席を兼ねるほか、民事部総括を含む3人とも破産や家裁事件を担当し、右陪席裁判官は平戸支部をてん補しています。

また、長崎の検察庁も人的体制に比して多忙であり、大きな事件の捜査・公判のため他の検察庁から応援を得ているということですし、長崎市及び佐世保市とその周辺の弁護士も大変に多忙であり、その数もここ数年で急増するかは不明です。

このような状況からすると、現在の人的・物的体制がある程度増強されたとしても、本庁及び佐世保支部とも、の事件をすべて裁判員制度で審理するのは著しく困難と思われます。次に、の事件の範囲とすると、本庁の年間14人で月に1人強（佐世保支部では4ヶ月に1人）の被告人の事件を審理することになり、ぎりぎり実現可能な数字のようにも思われます。しかし、週2、3回の開廷ペースを長期間続けるような複雑困難事件が1件でも継続すると、長崎、佐世保の裁判所、検察庁、弁護士は、いずれも危機的状況に陥るものと思われます。したがって、事件数が少なすぎるという問題はあるものの、地方の実状からいえば、の事件の範囲で裁判員制度を出発させ、人的・物的体制の増強の度合いを見ながら範囲を拡大するというのが最も堅実な方策と思われます。

裁判員が担当する事件は、法定刑に死刑又は無期懲役刑を含む事件で人の死の結果が生じたものに限定するのが相当である。このような事件の中でも裁判員が関与するに適さない一定の犯罪は除外できる旨の規定を置くべきである。また、他事件を併合するかどうかは、事件の関連性や量刑判断のための併合の要否等の事情を総合考慮して、裁判所が決めることができることとする。そうでないと、重大事件とは関連性の薄い例えば窃盗の否認事件などを併合して審理し、裁判員に不必要な負担を強いることになりかねないからである。

重大な事件に国民の量刑感覚が反映されると、それが他の事件にも影響を与えることになり、刑事裁判全体に国民の量刑感覚が反映されることにつながるので、あまり多数の事件を対象事件としなくても、裁判員制度を発足させる意義は十分にあると考える。もし対象事件の範囲を広げてあまりに多くの事件に裁判員が関与することになると、国民全体としての負担が大きいことと裁判官の負担も大きいことから制度が破綻することにつながりかねないし、他の刑事事件の審理にしわ寄せが出て、多大な支障をきたすこともあり得る。裁判員が関与する事件については、集中的な審理が必要で、連日的開廷が望まれる。その審理に当たり、例えば実況見分調書などを調べた場合、裁判官は、その記載内容を事前に分かりやすく裁判員に説明して、審理の準備をしておく必要が生じるようなことも多くなるように思われる。評議についても、主任裁判官の作成する合議メモに基づいて評議することになるが、これまで以上に分かりやすい合議メモを作成し、裁判員にも理解してもらいながら評議することになる。裁判官と裁判員とでなす評議は、これまで以上に時間をかけることになるであろう。いずれにしる、裁判員の関与する事件を優先的に審理するなど

その審理に裁判員が関与することのメリットを最大限引き出すとともに、他方で裁判員が関与しない事件の審理が遅れるなどのよくない影響はできる限り少なくしたい。このような事情の下で制度を立ち上げ、スムーズに実行に移すには、まず国民の意見を吸収しやすい事件に絞って実施することが望ましい。制度が軌道に乗り、裁判官の数が増え、施設も充実するなど制度基盤が整い、裁判員制度が現実によいものとして定着した段階で、制度を見直し、裁判員の関与する事件を拡大するか否かを決めるのがよいと考える。それゆえ、最初は事件を絞ることが相当である。

「対象事件は、法定刑の重い重大事件とすべきである」という意見について、これと異なる見解を示す意見

導入当初は、重大な刑事事件を対象とすると審議会意見書で確認されていますが、運用状況をみながら、早期に、その他の刑事事件や、民事事件・行政訴訟にも拡大するよう検討すべきです。(同旨1通)

選定の方法を誤らなければ、一般事件にこそ陪審員をと思う。

憲法違反の主張がなされる事件は裁判員制度の対象とすべき。

重大事件以外の刑事事件については裁判員の制度も有効かもしれない。

陪審員制度は、どの段階から導入すべきか。僕は簡裁・少年事件から導入すべきだと思う。

重大な犯罪事件から始めることは疑問であり、もう少し普通の事件から始めるのがよいと思う。

裁判員制度については、重大事件だけでなく、すべての事件に広げるよう考えていただきたい。

裁判員制度による審理を希望する被告に、重罪のものだけということではなく実施できた方がよい。

重大刑事裁判だけといわず、できれば、家裁、地裁にも取り入れていただきたいと、早くこの制度改革を成立していただきたいと思います。

裁判員制度による教育・学習効果は計り知れない。社会の問題を自分の目で見るという意味では、いろいろな事件に触れられる機会があったほうがよいと思います。

慣れない職務の一般人は苦痛で専門家に従うようになる、ニュースにより国民世論が騒ぐ事件では世論の代弁者として職務するが、ニュースにならない事件は苦痛そのものである。

意見書では対象事件を法定合議事件に限定することが想定されているようであるが、国民の司法参加の観点からみると狭きに失するので、長期1年を超える有期の懲役又は禁錮に当たる事件については、被告人の請求により裁判員裁判所の裁判を受けることができることとする。

国民が裁判員として取り扱う対象事件は国民の関心の高い事件を取り扱うべきである。特に国民の社会常識を反映できるような事件から取り扱うことで、裁判員制度に対する国民の関心や理解を得られやすい。まず新しい制度としての裁判員制度が国民に広く理解を得て、根付くものにしなければならないと考えます。

裁判員制度は重大な刑事事件から導入するのではなく、裁判員制度は軽微な刑事事件

から試験的に導入し、行政事件・民事事件にもそのうち必ず導入する。司法制度改革審議会の意見書では、裁判員制度は重大な刑事事件から導入するようになっている。しかし、実際運営しないとどうなるかわからない裁判員制度を、慎重な検討を必要とする重大事件について、「試しにやってみる」というのは、リスクが大きすぎるので、やめるべきだ。

対象事件は、国民の関心の高い事件を対象にすべきで、死刑・無期懲役、故意の犯罪行為によって人が死亡した事件、汚職事件、贈収賄事件などを対象とし、沢山の書類・証拠資料の解析を必要とする経済事犯等及び長期間裁判員を拘束することになるような事件は除外すべきではないでしょうか。また、例えば裁判員に対する危害や脅迫的な働きかけのおそれが考えられるような組織的犯罪やテロ事件など特殊な事件については例外的に対象事件から除外できるような仕組みを設けたら良いのではないかと。

#### 公訴事実に対する被告人の認否による区別を設けることに関する意見

裁判員制度の適用される裁判は、被告人が否認した事件に限るべきである。

一部の「重大犯罪事件」だけでなく、犯行の認否を争う事件で被告（弁護側）が希望する事件はすべて適用すべきです。

対象事件を法定合議事件のような事件に限定することとし、認否による区別は設けないという審議会意見に賛成できません。法律家から見て軽微な事件であっても、被告人にとっては重大な事件です。しかも、とりわけ重要なのはえん罪であると争う否認事件であり、この種事件にこそ裁判員である市民の常識が反映されるべきだと考えます。

否認事件か否かにより区別することについては、捜査段階で認めていても公判で否認することはさほどまれではなく、その逆の場合もあることから、捜査段階の供述状況で判断するとすれば対象事件の範囲に過不足を生ずることになり、公判廷での認否を聴いてからでは、裁判員の選任が遅れることになって、適当でないと考えます。

#### 被告人が裁判官と裁判員で構成される裁判を選択することに関する意見

被告人に裁判員による裁判を拒否できる権限を付与すべき。（同旨4通）

被告人は裁判員の裁判を辞退できないようにした方が良い。（同旨1通）

裁判員制度が定着するまでは、被告人が裁判官だけの裁判を選ぶか裁判員参加の裁判を選ぶか選択することができるようにする。

法定刑の重い重大犯罪を対象とし、被告人は裁判員による裁判を辞退できないとされている点には疑問を感じる。職業裁判官のみによる裁判を望む被告人もいるはずで、選択の余地のない一括的な変換は、被告人の「裁判を受ける権利」をかえって侵害することにならないか、また、一般的に重大事件となれば市民感情は「重罪へ」という方向へ流れる可能性が強いと思います。市民参加によって、かえって「疑わしきは被告人の利益に」の原則が破られることにはなりはしないかとの危惧もあります。

裁判員制度を導入するのは、裁判員の参加する裁判の方が職業裁判官のみによる裁判よりも制度として良いという前提ですから、当事者に参審裁判によるか従来型裁判によるかの選択権を認めることは相当でないと考えます。また、このような選択権を認めることは、裁判員制度の定着を阻害し、裁判員制度に対する信頼性を損なうおそれもあります。なお、裁判員制度の持つ憲法上の疑義を避けるために被告人に選択権を認めるとの考えも

ありますが、被告人に選択権を認めたから憲法上の疑義が解消するというものではないと考えます。

特殊な事件について、例外的に対象事件から除外することに関する意見

組織的犯罪やテロ事件などについてどうすべきかは難しい問題ですが、裁判員の顔を被告人や傍聴人に知られないような方法を講じた上で裁判員を参加させるのが本来の姿であろうと思います。

裁判員法廷は、まず法定合議事件の範囲で出発するのが相当であるが、事件の種類、規模から相当長期の審理が予想されるなど、裁判員の負担が著しく重いと考えられる事件については、検察官及び弁護人の意見を聴いて、裁判官のみによる審理が可能にする途を残すのが実際的ではないかと考える。裁判員が危害を加えられるおそれのある事件も同様である。

審議会意見は、裁判員になる者の負担の観点から、「裁判員に対する危害や脅迫的な働きかけのおそれが考えられるような組織的犯罪やテロ事件など」特殊な事件については、対象事件から除外できる仕組みを設けることも検討の余地があるとしている。上記のような危害や働きかけのおそれのある事件が現実存在する以上、そのような除外は必須のものと考えられる。

また、裁判員となった者の負担という観点からは、例示されたような事件以外でも、訴因が多いなどの理由により連日的開廷を実現してもなお開廷回数に多数を要し審理期間が長期に及ぶことが明らかな事件については、何らかの方策を講じるべきであると考え。仮に、審理に30開廷を要する事件があったとした場合、文字どおり連日開廷を実施し、裁判員に6週間にわたって連日裁判所に出頭してもらうのか、週3開廷で10週連続して毎週3日ずつ出頭してもらうのか、週2開廷で15週連続して毎週2日ずつ出頭してもらうのかになるが、どの方法を選択するとしても、仕事をもち働いている者等にとっては、いかに環境整備を整えたとしても、かなりの負担となることは否定できない。

対象事件の範囲を開廷回数の観点からみた場合、どの辺りまでが裁判員に負担を求め得る限度であるかについては、にわかには決し難いが、いずれにしても、連日的開廷（最低週2回以上の開廷を意味するものと思われる。）を実現したとしても、審理期間が相当程度長期となることが予想される事件については、一般の裁判員に長期間出頭を求め続けるのは、現実にはほとんど不可能なことのようと思われる。したがって、開廷回数が一定限度を超えることが予想される事件については、それでもなお出頭可能な特別の裁判員を選任する手続を設けることとするか、それが不可能な場合には、対象事件から除外するなどの方策を講ずるべきでないかと考える。

その他、対象事件に関する意見

裁判員制度について、いきなり重大事件から導入することは適切かという問題があり、軽微事件からの導入もあり得るが、裁判員に過重な負担をかけないという視点からは、多くの軽微事件からの罪種選択の問題が避けられず、その場合の基準作りも困難と考えられる。

裁判員制度の具体的制度設計を考える基本的視点としては、国民の司法参加を通じて



官僚的刑事司法を改革する視点と、司法制度の人権擁護機能を強化する視点があるが、さらに、予算措置や人的基盤などの現実的制約を考慮して実現可能性のある制度を設計することが必要である。

こうした観点からすれば、法定合議事件は年間4000件にのぼることから、そのすべてを対象事件として、さらにその他の選択事件を加えるとすると、これだけ多数の事件について裁判官の数（1ないし2名とすべきである。）に対して圧倒的多数の裁判員（少なくとも9名以上とすべきである。）を確保することの困難性、これに対応する裁判員制度用の法廷を一挙に建設または改造することの困難性、大多数の自白事件については証人尋問中心の厳格な審理を求める必要性が低いことなどの問題があり、こうした予算措置や人的・物的基盤の制約からあるべき裁判員制度の実現が困難となるおそれがある。

なぜなら、仮に4000件の対象事件を実施しようとするならば、裁判員を1～3名程度に制限することになりかねない（これでは実質的な国民参加の制度としての裁判員制度とは言えない。）し、あるいは、対象事件を死刑または無期に当たる重大事件（年間約2000件、否認・自白を問わず）に絞るとか、社会的関心が高い事件に絞るという方向に向かう恐れがあるからである。さらに、大多数の自白事件を前提として制度設計を議論すると、裁判員による公正で充実した裁判手続が簡略化されるおそれがある。

こうした方向で修正を重ねるならば、裁判員制度は、実質的な国民参加の制度とはいえずなくなるし、現在の刑事司法手続を抜本的に改革する意義が大幅に後退することになる。

そもそも、裁判員制度の導入を必要とする背景は、否認事件を中心とする公判審理における予断排除の不徹底や、裁判官の調書偏重意識・治安偏重意識などの問題が根幹にあったはずである。

そうだとすると、裁判員制度の導入が最も求められる事件とは、厳格な審理手続を確保すべき否認事件や官僚的意識に傾きがちな事件類型であるし、市民の主体的参加を確保するためには、裁判員の人数は裁判官よりも大幅に多数を占めるべきであるし、公正な判断を確保するためには、審理手続における予断排除の原則や伝聞法則の徹底が必須であるといえる。

したがって、さまざまな制約の中で実現可能な裁判員制度を設計するのであれば、公正・厳格な審理手続の確立と裁判官数を大幅に上回る裁判員の人数の確保を優先的課題として位置づけ、こうした制度設計を必要とするような事件類型とそれを可能とする事件数を対象事件として設定すべきである。

## 5 公判手続の在り方

### 公判手続全般にわたる意見

裁判は、公開を原則とし、判決を早くだし、使用する用語を判りやすいものにし、裁判員は自由に意見が述べられるようにする必要がある。

裁判員が関与する事件の公判手続をどのようにすべきか。裁判員は、具体的事件ごとに選任され、毎回、公判の審理に立ち会い、必要に応じて証人尋問・被告人質問をし、裁判官の合議に出席して意見を述べるように制度化すべきである。

裁判員の関与する事件の公判手続は、裁判員に分かりやすく、しかも迅速なものでなければならぬ。まず、準備手続の中で、争いのない事件は量刑中心に審理するように、争いのある事件はその事件の争点が明確になっているようにし、証拠調べも証人尋問中心にする。そのためにも実況見分調書など客観的証拠や争点以外の証拠は伝聞法則を排除するなどして、迅速な審理ができるようにすることが望ましい。そのために、第1回公判期日前の準備手続の段階で証拠開示も認め、開示証拠の範囲も拡大するのが相当である。

評議において、裁判員と裁判官は対等であり、裁判員が裁判官の意見に影響されることなく議論を尽くすためには、事件そのものはいまでもなく、裁判についての十分な説明と、裁判員にわかりやすい訴訟進行と評議、評決及び判決が必要です。特に、評議や評決の場所や方法等について、裁判員が萎縮することのないよう配慮することが重要です。従来の分厚く難解な証拠書類に頼るのではなく、直接主義・口頭主義の徹底を求めます。直接主義、口頭主義は裁判に多忙な時間を割いて参加する裁判員にとっても有効であると考えます。

従来の裁判のように膨大な調書をそろえるやり方をしても、それを裁判員が読むことは不可能であるから、公判前の証拠開示や直接・口頭主義による公判運営が必要。そのためには、これまでのような刑事事件の捜査方法を変えなければならない。自白を半ば強要したり、長期間拘束しながら捜査を進めるやり方等に対して見直しをする必要がある。単に裁判のやり方を変えたらいいという問題ではない。また、公判廷を改造して裁判員が裁判官とともに公判に参加する物理的条件を整える必要がある。

さらに、公判の審理内容に裁判員が集中できるよう速記録をとる人を別途確保することなどの工夫が必要である。

証拠調べは、原則として、調書ではなく、法廷における尋問の結果によって心証をとる制度とすべきです。今までの職業裁判官による裁判のように、捜査段階で作られた供述調書を中心として心証をとる方式の裁判から、抜本的に切り換える必要があります。そうしないと、市民が裁判に主体的、実質的に関与することにもならないし、また被告人の防御権も保障されないと思われます。刑事訴訟法のいわゆる伝聞法則の厳格化も必要です。さらに、捜査段階で取り調べに際して、必ず録音テープやビデオテープに取調べ状況を記録しておいて、後日、これをいつでも見ることが出来る「可視化」が必要です。加えて、弁護人が取調べに立ち会うことのできる権利なども認められるべきです。

争いのある事件と争いのない事件の手続を区別すべきである。争いのある事件では、有罪・無罪の認定手続と量刑手続とを区別すべきである。集中審理・連日開廷を可能ならしめる制度を確立すべきである。例えば、物理的に法廷を拡張するとか、裁判所以外の施設を法廷として利用することも考慮すべきである。

また、すべての証拠が公判前に開示され、それを検討し立証の準備をするための十分な準備期間が保障される必要がある。被疑者、被告人の防御権を十分保障するために、勾留制度の改革や接見交通権の実質的保障の確保等が必要である。一般市民が審理に関与するためには、証拠調べは原則として調書ではなく法廷における尋問により心証をとる方式で行われるべきである。このためにも、審理の進め方や弁論等についても、一般市民にわかりやすい形に改める必要がある。また、伝聞法則の厳格化、捜査の可視化も不可欠である。

争いのない事項についてまで人証によることは、いたずらに審理に長時間を要するこ

とになって相当ではなく、基本的には現在の証拠法を基礎としつつ、裁判員の負担をできる限り軽くし、かつ裁判員が実質的に裁判に関与できるよう、分かりやすい集中審理を図る必要があります。

具体的には、争点を明確にする、争いのない事項については要領を得た内容の合意書面を活用する、証拠を厳選する、争点に関連する書証は関連部分を朗読する方法により取り調べる、同一証人の尋問は連続して行う、などの工夫が必要であろうと思います。そして、その前提として、証拠開示、争点整理、審理期間の法定等集中審理を実現するための手当てが必要になってきます。また、手続の整備に当たっては、第1回公判期日前に、争点を整理した上、証拠請求とその意見の聴取及び証人採用決定ができるようにすべきものと思います。

私どもは、現行裁判の改革点として、争点整理までの第一段階と事実認定以降の第二段階に整理し、裁判員は、第二段階から参加することが望ましいと考えます。

第一段階としては、最終意見書が提唱している「新たな準備制度の創設」があります。さらに加えて、勾留段階から公判開始までの被疑者の人権確保のために捜査の公開制、公平性、弁護権の確保等が不可欠であることを主張します。

第二段階において、裁判員が参加し、裁判官と協働しますが、準備手続を担当した裁判官は、事実認定において裁判員との同一性を確保するためにも公判に関与すべきでないと考えます。さらに加えて、裁判員が公判における審理に実質的に参加するために最終意見書のいう「直接主義・口頭主義の実質化（活性化）」を実現し、公判において、証拠・証人を直接調べて評価し、当事者の口頭弁論による主張・立証に耳を傾け、裁判官と同じ条件で心証を形成することが大切であります。

評議前段階で裁判官の説示をすることとし、説示内容は具体的で分かりやすい表現であること、また、文書化の検討を望みます。

裁判員の参加する審理においては、法廷において心証がきちんと取れるような、分かりやすい審理の仕組みが不可欠である。そのためには、まず準備手続段階において、きちんと争点と争点でない部分を明確にして、公判の審理においては、争点を中心に充実した証拠調べが実施されるようにしなければならない。事実関係について争いのない場合でも、量刑上重要になる点を準備手続段階において整理しておく必要がある。争いのない事実については、実務上ほとんど活用されていない合意書面を活用することも検討してよいと思われる。

法廷において心証がきちんととれるようにするためには、検察官の冒頭陳述を争点に重点を置いたコンパクトなものにする必要があるし、弁護人も、被告人側の主張をコンパクトにまとめた書面（検察官の冒頭陳述に対する認否という形でもよい。）にして、提出することとするのがよいと思われる。

証人尋問に際しては、当事者からあらかじめ尋問事項書を提出させるようにすれば、理解の助けになるであろう。

争いのある事件においては、記憶保持や裁判員の負担軽減のためには、連日的開廷による集中的な証拠調べが当然必要となってくる。

争いのある事件と争いのない事件の手続を区別すべきである。

裁判員制度の原則的な制度設計は、争いのある事件を前提として厳格な審理手続と裁判

員の主体的参加を確保すべきことが重要である。

なぜなら、国民の司法参加を通じて現在の刑事裁判の形骸化を抜本的に改革するという裁判員制度導入の意義を考えれば、争いのある事件について厳格な審理手続と裁判員の主体的参加を実現することをまず目指すべきだからである。そして、これとの対比で、争いのない事件の審理や量刑判断にも国民の健全な常識を反映させるという要請から、メリハリのある審理手続を定めるべきである。

上記手続の区別は答弁期日において行うものとすべきである。

事実関係を争い厳格な審理手続を求めるかどうかの答弁は、被告人が弁護人との十分な意思疎通を行いその助力を得て行うことが不可欠である。

また、答弁期日の前提として、被疑者の国費による弁護制度、検察官の手持ち証拠の全面開示、十分な接見交通権の確保、十分な準備期間の確保等が保障されなければならない。

争いのある事件では有罪・無罪の認定手続と量刑手続とを区別すべきであり、争いのない事件では簡略な有罪認定手続と量刑手続を行うものとする。

争いがある事件における事実認定手続は、予断排除の原則、伝聞法則、合理的疑いを超える有罪証明など、厳格な審理手続が要求されるのに対し、量刑手続は、量刑資料の多様性や専門性を重視すべき一種の非訟事件的性格がある。したがって、審理の進行を明確に区別する必要がある。

争いがない事件における「簡略な有罪認定手続」の具体的方法については、検察官と弁護人及び被告人が作成する合意書面を補強証拠としてこれを朗読する方法、検察官の冒頭陳述の内容を弁護人及び被告人が争わないことにする方法、被告人質問を先行する方法などが考えられる。

争点整理の徹底、争点に絞った証拠調べの実施、連日的開廷の原則化が必要であることは、既に指摘されているとおりである。司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会における議論では、「書証については、裁判員に対し、部屋に戻って記録を読みというようなことは考えない方がいい。法廷でできるだけ心証をとるということを基本にしなければいけない。」との意見が出されている。確かに、裁判員に裁判官が日々行っているような記録検討まで期待するのは、時間的かつ心理的に酷であるし、記録検討は裁判員にとって不慣れな作業であるから、この意見は正しいと思われる。そして、上記の争点整理の徹底等は、口頭主義・直接主義の実質化を実現する有効な方策であると考えられる。

しかし、いかに争点整理を徹底して、争点に絞った証拠調べを連日開廷して行ったとしても、心証を形成するに当たっては、証人の証言の一貫性の有無、複数の証言間の合致又は齟齬、被告人の供述の変遷、被告人の供述と客観的証拠との合致又は齟齬等についての綿密な検討が不可欠である。そして、いかに記憶力の良い裁判員であっても、法廷で一度証言や供述を聞いただけ、あるいは、証拠書類の朗読ないし要旨の告知を聞いただけで、これらの証拠関係を把握することは困難であろう。

そこで、裁判員に記録の検討までは求めずに、かつ、裁判員にも、証拠関係の綿密な検討を踏まえた合議に実質的に参加してもらうための方策が必要となる。具体的には、裁判官が、証言及び供述の対照表や、客観的に明らかな事実ないし争いのない事実の時系列表などを作成して、裁判員に呈示することが考えられる。しかし、連日開廷の上、裁判官がこれらの合議資料を作成することは、相当の負担となると思われ、工夫を要するところで

ある。当事者の協力を求めたり、現在はほとんど利用されていない合意書面を活用することなどが考えられよう。

これに関連して、裁判員の関与する裁判においては、裁判員に対して有罪の心証を与えるという理由から、供述調書の類は一切、裁判員に読ませてはならないと主張する論者もみられる。しかし、裁判員の関与した裁判だからといって、一切の供述調書を利用できないとする理由はないし、これを法廷で朗読した後、さらに公判廷での証言や供述との対比等の必要性から、正確性を期すため、場合によって、裁判員自身が閲読することを認めることは差し支えないと考える。それが整理された内容であることから、裁判員が無批判に信用するおそれがあるというのであれば、裁判官から、供述調書は捜査官が供述者の供述を整理して記載したものであることなど、所要の注意を与えれば足りるであろう。

冒頭手続等は特に現在と変わらないと考えられる。しかし双方の冒頭陳述の内容は、分かりやすいものが要求されること間違いない。

証拠物等と最小限の同意書証の取調べも現状どおりである。ただ、準備手続で作成された合意書面の朗読はこれまでの合意書面利用方法とは全く異なるものである。

裁判員の証人や被告人への質問権は、争点に集中するために必要最小限とし裁判長の許可にかからせることが適当である。また訴訟指揮に対する異議は迅速性が必要であるから、裁判員が参加することは適当ではないが、証拠決定に対する異議については心証形成に影響するので、裁判員が参加することとすべきである。

いわゆる二号書面が安易に採用されているとの批判が弁護士会に強く、廃止論も根強い。他方被告人の面前であることを配慮して証人が明らかな虚偽供述をする場合もあるので、不可欠性等、要件をさらに絞って存続させることも考えられる。いずれにしても、裁判員裁判では安易に供述書面が証拠となることを避ける必要があるから、322条と同様、書面は記憶喚起や矛盾指摘のために書面の内容を引用して質問に用いることができ、その引用内容が立証に不可欠かつ特信性が認められる場合は、その引用内容そのものに証拠能力を認めることとする扱いが妥当である。この場合、2号書面そのものが証拠となる場合は供述者死亡等の供述不能に限られることとなる。

今回の審議会の議論では代用監獄や取調べの可視化についてはほとんど議論されていない。そのため自白調書について任意性や取調べ経過が争われることは避けたいが、密室内の出来事の認定は現在でも困難であるから、裁判員にその認定を要求することは不可能を強いることになりかねない。また仮に自白調書が採用された場合に、重大な事件ではその通数も多いから裁判員がこれらを比較検討することも困難である。仮に自白調書を絞って提出すれば、その自白経過の全貌がわからないためかえって誤った認定を招くおそれも生じる。基本的には、捜査官が自白内容を法廷で供述し、その内容に任意性と信用性があれば証拠能力を認めるドイツ方式が適当である。これに対して、ドイツ方式では自白調書の詳細な検討が不可能となり、捜査官の整理された供述による自白の評価はかえって真実究明を困難とするという有力な異論があった。しかし、弁護人が自白調書の全面的検討をすることは、前記証拠開示の結果十分可能であり、その検討から捜査官の供述を弾劾することはできると考えられる。書面による過度の自白偏重のおそれを考えるとドイツ方式も考慮に値する。

論告弁論は、裁判員に分かりやすくするため、冒陳よりも図面や表、ビデオや写真等を

多用したビジュアルなものになるであろう。

評議を効率的に行うには、論告弁論を基礎とする争点整理が必要であるが、これを主任裁判官が作成すると裁判官主導との批判が生じかねない。評議が秘密とされるため、争点整理を職業裁判官が裁判員を無視して勝手にするのはないかとの不信感も強いと考えられる。そこで結審後に主任裁判官の争点整理案をあらかじめ検察官・弁護人に示して合意を得て、調書に記載するなどの争点確定手続を創設しておくべきである。

判決は確定された争点についての簡潔な証拠評価と理論的結論を記載するのみのものとなるので、事案にもよるが、作成に長時間を要しないと考えられる。

判決宣告は従前と異ならないと考えられる。

#### 直接主義・口頭主義の実質化に関する意見

一般国民が審理に関与するためには、証拠調べは、諸外国で行われているように、原則として調書ではなく、法廷における尋問により心証を取る方式で行われるべきである。このためにも、審理の進め方や弁論等についても一般国民に分かりやすい形に改める必要がある。また、伝聞法則の厳格化、捜査の可視化も不可欠である。(同旨25通)

私たち市民が、裁判員としての役割をきちんと果たせるために、私たち市民が難しい調書を読まされるのではなく、法廷における尋問のみで判断できるような制度にしてください。(同旨21通)

一般人である裁判員が裁判の内容を理解できるよう、裁判では判りやすい平易な言葉を使うべき。(同旨6通)

証拠を図式化、視覚化してほしい。

事件の流れ等は、年代表のように、目で追えるようにする。

審理に当たっては、裁判員のいる法廷での証言を重視すべき。

専門用語は、なるべく一般社会用語に直し、何が対立、何が問題かをはっきり明示する。

現在のような書面・書証中心の裁判の進め方では市民参加の裁判員制度は成り立たないと思う。

裁判員制度では、自白調書を証拠としない、公判で出された証拠にのみ基づいて判断することとすべき。

証拠調べ手続では、証拠法の鉄則である伝聞証拠の排除を徹底し、裁判員も裁判長を通じて証人などに質問できることとすべき。

法廷における尋問により心証をとる方式で行われるべき審理の進め方や弁論等について、一般国民に分かりやすい形に改める必要がある。

警察官や検察官が捜査段階で作成した書類を証拠として使用することは不可とし、裁判員のいる法廷での証言だけを証拠として判断すべき。

裁判員制度を導入する前提条件として、徹底した直接主義、口頭主義による公判とすることとし、供述調書は弾劾証拠以外には使えないようにすることが必要。

法廷での主張と立証を基本にして審理し、事実認定などの判断もすること。それにより、裁判の進行について、膨大な調書を参照しなくても分かりやすくなります。

裁判に不慣れな市民が、事件の真実を発見するために、法廷での尋問を中心とした直

接主義を徹底し、裁判員にも国民にも分かりやすい裁判にすべきだと考えます。

「裁判員」のいる法廷で証言したことだけを証拠とすることには反対する。裁判に関するすべての証拠を精査し判断できる「裁判員」でなければ権威も価値も失う結果となる。

直接主義・口頭主義を徹底する。裁判員は証書や証拠を判読するだけの時間がない(判読能力が不十分となる場合もある)。ならば、直接、法廷でのやり取りの中で評決するのがよい。

刑事裁判の原則である直接主義・口頭主義を徹底させ、評議・評決における公正なルールを確立しなければ、従前の裁判と似て非なるものとなり、裁判員制度は形骸化してしまいます。

無作為で選ばれる裁判員には、密室での「供述調書」等からの事実認定は困難ではないだろうか。この点も法廷証言を重視するとともに、録音・録画等による改革が必要であると思われる。

被告人や裁判員の中には耳の不自由な人がいることや、直接主義・口頭主義の徹底、迅速な裁判を想定していることから、最高裁判所は速記官の養成に早急に取り組まなくてはならない。法廷にはすべて速記官を配置すべきである。

審理においては、裁判員の理解を容易にするために、難解な法律用語や専門用語の使用は避けるべきである。また、証人尋問の際には、その効果を上げるために、当事者にある程度詳細な尋問事項書の提出を義務付けするのも一つの方策か。

ランダムに選ばれた裁判員の中には目の見えない人や耳の聞こえない人などが含まれると思いますが、そのような人にも国民としての権利・義務を果たすことができるようにするため、膨大な調書を読ませたりするのではない方法を考えるべきです。

法律専門家でない裁判員が膨大な調書を解読することは、大きな負担となるため、直接主義・口頭主義の実現は重要である。裁判員の負担の軽減を図るために、公判記録をリアルタイムで作成することが必要である。現行の速記官制度の一層の活用が期待される。

今まで調書などを目にしたことのない市民である裁判員が、調書を全部読んで理解できるとは到底考えられないので、もう一度、口頭主義の原点に立ち返って、裁判での調書の証拠採用とその証拠調べの方法を見直すべきだと思います。そのためには、自白調書が提出できる要件をもっと厳格にすべきです。それは同時に、えん罪の防止につながると思います。

公判のやり方が市民にとって分かりやすいものでなければならぬ。従来の膨大な調書を読むことは不可能であるから、公判前の証拠開示や直接・口頭主義による公判運営が必要。公判廷を改造して裁判員が裁判官と共に公判に参加する物理的条件を整える必要がある。また、公判の審理に集中できるよう速記録をとる人を別途確保することなどの工夫が必要である。

意見書にあるように、裁判員が審理しやすいように、「裁判員にとって審理を分かりやすいものとし」「充実した審理が行なわれる」ためには、裁判員が公判での証拠調べを通じて十分に心証形成できることが重要であり、そのためには、「口頭主義・直接主義の実質化」の実現が必要である。また、準備段階で適切な証拠開示がなされることを保障する法整備が必要と考える。

裁判員が公判廷外で記録を読むことを想定するのは適切でなく、あくまでも公判廷で

心証をとることができるようにすべきで、直接主義・口頭主義の原則に立ち戻って、法廷で目で見て耳で聞いて心証がとれる、わかり易い裁判とすべきで、検察側と弁護側の主張の要点を記載した簡単な書面を提出してもらえば理解が一層しやすくなる。争いのない事件や、争いのある事件であっても同意部分については、準備手続で合意書面を作成してそれを用いることも考える方がよいと思う。

非法律家であり、裁判になじみのない裁判員に調書を証拠として読ませることは不適當です。書面を読めば、小説を読む場合と同様に、読み手は勝手に状況を想像し、事件を解釈することになるので、調書は客観的な証拠にはなり得ません。刑事訴訟法の原則どおり、公判で得られた証拠のみによって判断できるように、直接主義・口頭主義を徹底することを要請します。また、評議等で公判記録を直ちに確認できるように、リアルタイムで再現することのできる速記録を採用することを要請します。

直接主義・口頭主義を徹底し、提出証拠をわかりやすいものとする工夫がされるべきです。法律家であり、裁判になじみのない裁判員に現在の刑事裁判のような膨大な調書を証拠として読ませることは不可能です。公判で得られた証拠のみによって判断できるように、直接主義・口頭主義を徹底することを要請します。

公判で直接に証言や説明が可能なものはすべて公判で行い、説明も証言も不可能な最小限の書面のみ、証拠とできるよう法改正すべきです。現行の実況見分調書のような書面も法律家以外には本当に分かりにくいものです。最小限書面が証拠となるとしても、それは市民が見てわかるようなものに抜本的に変えられるべきです。

中間報告に、「分かりやすい司法」民意を反映させるためには分かりやすい用語が必要とあるし、最終意見書には「分かりやすい司法の実現」国民の視点に立った分かりやすいものにする配慮が望まれるとあります。

民間人を裁判員として参加させるには、前提として専門的解釈の必要な用語と繊細な法的技術に問題があるように思う、事件によっては一般人には用語と繊細な法的技術がなぜ必要なのか理解が困難な時がある、専門家の常識は一般人の非常識なのかもしれない。どちらが正しいかは一概には言えない、用語と法的技術を一般人に教えるのか、一般人に合わせるのか。将来は一部の用語を除き一般人に合わせるべきだと思う。

審理の整理の仕方により事件に対する裁判員の理解が変わってくるということはありますでしょう。しかし、その配慮を優先するがあまり、裁判員制度の根幹である徹底直接証拠・口頭主義をなしくずしにすることは、裁判員制度の趣旨をまったく無にするものです。実際に口頭弁論の様子をみて、裁判員が様々な判断を下してこそ、国民の司法参加が実質化するのであり、検察・弁護側が作成した書面を通して裁判を行うのでは、それは検察・弁護側の目を通した事件を間接的に国民が判断するだけに過ぎません。実際に被告人の声を聞き、あるいは被害者の、証言者の声を聞き、様子を見て、裁判員が裁判官と共に議論を尽くしてこそ、判決・量刑に国民の声を反映するといえるのではないのでしょうか。

裁判員制度の下では、裁判員が理解しやすいよう分かりやすい審理を実現するとともに、できる限り審理を集中して裁判員の負担を軽減することが重要である。

裁判員にも分かりやすい審理の実現という観点から、概ね自白事件を念頭において、証拠書類の取調べ方法について述べておきたい。現行の刑事訴訟法及び刑事訴訟規則では、証拠書類については、朗読を原則としつつ（法305条）、訴訟関係人の意見を聴き、相



当と認めるときは、朗読に代えてその要旨を告げさせることができる(規則203条の2)とされている。現在の實務では、規則に従い、公判廷では証拠書類は要旨の告知で済ませていることが多く、後でじっくり当該証拠書類を読み返すということが行われている。裁判員制度が導入された場合に、裁判員に公判廷で取り調べた証拠書類について法廷外でじっくり読み返してもらおうということは、一般には期待できないと思われる。したがって、要旨の告知でもその場で十分に心証がとれるもの、証拠書類の記載事項すべてが意味を持つものではないもの等は要旨の告知で足りるとしても、被害者や目撃者の供述調書、被告人の自白調書等重要な証拠書類については、朗読することを原則とするという運用をすべきであると考えられる。訴訟関係人は、そのことを前提に、公判廷での朗読によって容易に理解できる分かりやすい供述調書等を作成することに心掛けるべきであろうし、証拠の数についてもできる限り絞り、同一立証趣旨のものを時系列順に複数請求するというような現在の運用は改めるべきであろう。

#### 連日的開廷に関する意見

国民が裁判員としての義務を果たしやすくなるよう集中審理を行い、裁判の長期化を避ける必要があります。ただし、現在のような公判手続のまま、集中審理だけを導入したのでは、被疑者弁護活動が困難となるだけです。十分な集中審理が行えるよう、公判前の証拠開示制度を導入し、弁護側・検察側とも十分な準備のもとに審理に臨めるようにすべきです。また、公判における口頭主義・直接主義を実質化し、裁判員が膨大な調書に目を通す必要がないようにするべきです。また、公判審理に裁判員が集中できるよう、リアルタイムで公判内容が確認できる速記録を採用すべきです。(同旨1通)

審議のスピードアップを目指す。つまり、集中審議にする。できれば7～10日前後とし、分割審議は極力避ける。

#### その他、公判手続に関する意見

外見、印象、見た目で決めさせないような対策をとる。悪者扱いで撮った写真等を排除する。

検察主張点よりも被告人の主張がはっきり分かるように、力点を被告人側にあくまで置くべきである。

検察側に犯罪の立証責任があることを明確にした裁判を進める。状況証拠や推測に頼らず、具体的事実に基づく立証を義務付けます。

事件を被告人が認めている場合は後は情状を検討するだけでよいが、被告人が認めていない公判の場合、裁判員に検察が裁判所に提出した刑事訴訟記録あるいは証拠の標目を付するのか。

裁判員の主体的・実質的関与を確保するために、公判日程等は、裁判所や弁護士の日程だけではなく、むしろ本来の仕事等を休む裁判員の予定にも最大限配慮すべきであり、手続等、裁判員の負担となる事項は排除すべきである。

速記官による速記は必ず取るべきである。なぜなら、審理が終了して直ちに評議を開始し、裁判員が証言内容を確認する必要があるときは、すぐに該当箇所を速記官が読み上げることができる態勢が整っていなければ、充実した評議を行うことができないからであ

る。最高裁は、現在、速記官制度の廃止方針を決め、録音テープを外部業者に委託して反訳する方式を進めているが、これでは速記録を直ちに確認することができない。したがって、速記官による速記録の迅速な作成体制を整備することこそ不可欠である。

#### 判決書に関する意見

判決書が難解なものになるのか心配だ。

裁判官が判決文を書き、裁判員名は記さない。判決には記名しないが、裁判員名は記録に残す。

判決書の様式は、従来の様式に従うが、評議を簡潔にまとめて裁判員に理解しやすいものとする必要がある。

判決書の理由については、その重要な存在意義にかんがみ、現在よりは争点に重点を置いたものにするにしても、心証形成の過程を簡にして要を得た形で過不足無く表現するという現在の実務を、今後も踏襲すべきであって、簡素化すべきではないと考える。

## 6 上訴の在り方

検察の上訴は認めない。被告人の上訴は認める。

控訴審は第一審と同様の裁判体、審理方式とすべきである。

事実誤認については控訴を認めるべきであるが、量刑不当については裁判員の感覚を尊重する意味で控訴を認めるべきではないと考える。

第一審（裁判員関与）で無罪となった控訴審で、一審判決を破棄する場合は、差戻しとし、新たな裁判員による「裁判員関与の裁判」を行なうこととする。

控訴審は事後審であるということを前提として、裁判員制度の導入には消極である。書面審査を中心とした審理に、裁判員制度はそぐわないし、国民の負担も大きくなりすぎる。

事実誤認及び量刑不当を理由とする被告人に不利益な検察官控訴を禁止すべきである。事実審理開始決定後の審理は裁判員も関与した裁判体とし、一審と同程度の裁判員の数を確保し、直接主義・口頭主義に基づく審理とする。

控訴審は、第一審の訴訟記録及び当事者が提出してきた控訴趣意書等の書面を基に審査を行う書面審理を中心とする事後審とし、裁判官のみの構成とすることが相当であるが、控訴審裁判所が、裁判員の参加した第一審裁判所の実事認定や量刑を尊重するように、制度的な手当てが検討される必要がある。

第一審において裁判員が関与した事件について、その控訴審の裁判体の構成・審理方式等をどのようにすべきか。当事者からの事実誤認又は量刑不当を理由とする上訴（控訴）を認めることに賛成。控訴審では、裁判員を関与させなくてよい。ただし、第一審で裁判員を関与させなかった事件で、被告人が希望すれば、控訴審で裁判員を関与させることができるべきである。

控訴審に裁判員を入れることは、裁判員に第一審の記録を読むことを強いるなど現実的でない。原審の証拠調べをビデオで残すなどする場合は別であるが、ビデオ化も難しい

のではない。そうすると、控訴審に裁判員が関与しない制度、すなわち裁判官のみが控訴審を担当することになる。控訴審を裁判官のみの構成にすると、裁判員の関与した一審を裁判員の関与しない控訴審が審理し、ときには破棄することになる。この場合、破棄はできるが差戻ししかできないとの考えもあるが、差戻し審に関与する裁判員が記録を読むということになるなど控訴審と同様の問題が生じ現実的でない。控訴審は、破棄自判ができるべきである。裁判員が関与した事件について、例えば、量刑不当を「著しい量刑の不当」にするなど控訴理由をより制限的にすべきであるとの意見もあるが、裁判員の関与する事件と関与しない事件とで控訴理由を異にするのは相当ではないであろう。控訴審は、基本的には裁判員の関与した原審の判断を可能な限り尊重するとの運用を行うことで足りるのではない。

事実誤認及び量刑不当を理由とする被告人に不利益な検察官控訴を禁止すべきである。なぜなら、裁判員の実事認定及び量刑について検察官控訴を認めることは、裁判員の判断を裁判官がいつでも見直せることを認めることであり（後述のとおり控訴審で裁判員による審理を行うことは基本的になじまない）、裁判員制度を軽視することになって、ひいては戦前の陪審法における「陪審の更新」に近いマイナス効果をもたらすおそれがあるからである。

ただし、弁護士による控訴や検察官が被告人に有利な方向で控訴することは、刑事裁判が無罪を発見するための制度であるという基本原理から、許容される必要がある。

なお、法令違反による検察官控訴は、訴訟手続及び適用法令の統一性確保の要請から、許容されてよい。

控訴審の審理に裁判員を関与させることには反対である。

刑事裁判における控訴審の構造は、基本的に事後審査審であるとされており、第一審の記録を検討することが原則的な審理方法である。控訴審で証拠調べを行う場合も、第一審の記録との総合判断である。したがって、裁判員制度による審理手続には基本的になじまない。現実的に見ても、多数の裁判員が第一審の訴訟記録を回し読みして、第一審の認定・判断の妥当性を議論し判断することは困難である。

また、事実誤認・量刑不当を理由とする検察官控訴を禁止すれば、控訴審で裁判員による事実審理を行う必要性はそれほど生じないであろうし、次に述べるように破棄差戻しを原則とすれば足りると思われる。

裁判官のみによる控訴審の審理方法は、事後審とし、破棄差戻しを原則とすること、差戻し後に裁判員制度を利用する場合は、直接主義・口頭主義・伝聞法則によるべきことは、当然である。

司法制度改革審議会意見書は、国民の司法参加の拡充（裁判員）を司法制度改革の三本柱の一つとして位置付けている。しかしながら、上訴審と裁判員との関係について、司法制度改革審議会意見書は「控訴審の裁判体の構成、審理方式等については、第一審の裁判体の構成等との関係を考慮しながら、更に検討を行う必要がある」として、回答を避けている。上告審と裁判員との関係については、司法制度改革審議会意見書は、控訴審と裁判員との関係についてさえ回答を避けているのであるから、上告審と裁判員との関係についてはもちろん全く触れていない。

控訴審と裁判員との関係について、日本弁護士連合会は、司法制度改革審議会意見書の

ように回答を避けることなく、「控訴審も第一審と同様な裁判員制度で裁判すべきである」と明確に見解を表明している。そして、その理由として、「もし控訴審が職業裁判官のみで構成されるとしたら、国民の司法参加たる裁判員制度による裁判の結論を、職業裁判官のみで破棄できることになり、国民の司法参加が形骸化する危険があるからである」と述べている。

裁判員と憲法の関係（違憲か合憲か）の議論は別として、裁判員制度を合憲とする見解に立つ日本弁護士連合会としては、理論的に一貫した態度である。司法制度改革審議会意見書のように回答を避ける態度ではない。

しかしながら、上告審と裁判員との関係については、日本弁護士連合会の何ら触れるところがない。ここで述べたいのは、裁判員制度を採用する理由に照らして「上訴審と裁判員との関係」についての論旨が一貫していないことである。司法制度改革審議会意見書は、国民の司法参加（裁判員制度）の必要性について「法律専門家である法曹と参加する国民は相互の信頼関係の下で、十分かつ適切なコミュニケーションをとりながら協働していくことが求められる」と記している。分かりやすく言えば、「法律専門家と市民感覚を有する国民との協働」である。この趣旨からすれば、第一審はおろか控訴審も上告審も裁判員が存在しなければならない。しかし、この問題では、司法制度改革審議会意見書は「逃げて」いる。

このような事情からも、論旨一貫しない御都合主義の司法制度改革審議会意見書の「国民の司法参加」という名の裁判員制度を創設することに到底賛成することができない。

#### (1) 上訴及び上訴理由について

憲法違反及び判例違反を理由とする上告を許すべきことは当然であり、問題は控訴ですが、裁判員が加わった裁判とそうでない裁判とで控訴理由に差異を設けるのは合理性に乏しく（裁判員が参加する事件を一定の重罪事件とした上、その控訴理由を制限するときは、重罪事件の方が比較的軽い事件よりも上級審の裁判を受ける機会が制限されるという奇妙なことになります。）、前者についても現在と同様の控訴を認めるべきものと思います。

#### (2) 控訴審裁判所の構成、審理方式等について

参審裁判についても現在と同じく事実誤認を理由とする控訴を認めることとした場合に、控訴審裁判所の構成及びその審理方式をどうするかはなかなか困難な問題ですが、控訴審を覆審とすることは、証人の負担、迅速な裁判の実現、訴訟経済等の観点からとても受け入れられないと思います。したがって、控訴審は現在と同様に書面審理を中心とする事後審とした上でその余の点を検討すべきものと思います。そして、そのような書面審理を中心とする審査に素人である裁判員を参加させるのは困難であるというほかありません。

そうすると、問題は、職業裁判官のみによって、裁判員が加わってした一審の判断を覆してこれと異なる判断をすることが許されるのかどうか、すなわち自判の可否が問題となります。訴訟手続の法令違反（現在の絶対的控訴理由を含む）及び法令適用の誤りについては、法律問題を裁判員の権限外とすれば当然のこととして、そうでなくとも、本来職業裁判官の判断に適した事項であることから、破棄した後の事実認定の基礎となる証拠関係に変更がない場合には、控訴審において破棄自判できることとすべきものと思います。しかし、証拠能力の判断を誤った場合などのように破棄した後の証拠関係に変更がある場合

や事実誤認については、職業裁判官のみによる判断を裁判員が参加した一審の判断に優先させて自判を認めることは合理性がつきにくく、差し戻すほかないのではないかと思います。量刑不当は、両者の中間的性格を持っているといえると思いますが、やはり、差し戻すべきものとするのが相当であろうと思います（訴訟手続の法令違反及び法令適用の誤りの結果罪となるべき事実に変更が生ずる場合も同様に考えるべきものと思います。）。ただし、一審判決後の事情による破棄（いわゆる2項破棄）については、これは一審の判断を肯定した上で、その後の新たな事情を踏まえて一審の量刑を修正するにとどまるものですから、自判を認めて差し支えないと思います。

### (3) 差し戻し後の審理について

さらにやっかいなのが差し戻し後の審理ですが、差し戻し後、証人尋問を含めて証拠調べを始めからやり直すこととした場合には、証人の記憶の減退が避けられず、証人が従前の証言と異なる証言をした場合にどうするかという問題がある上、証人の負担や訴訟経済の点でも大きな問題があり、また、破棄判決の拘束力がなくなり控訴審と一審の間で事件の往復を繰り返すことにもなりかねないことから、差し戻し後の審理方法については、裁判員を参加させた上で、現在と同様に更新手続をとることとするのが相当であると思います。更新手続に際しては、公判供述は原則として朗読すべきであると思いますが、差し戻しに備えて、公判廷における証人及び被告人の供述をビデオテープに記録することとし、差し戻し後の一審においては、補助的にこのビデオテープを利用できるものとするのも検討に値すると思います。なお、前述のように差し戻し後の一審の審理は差し戻し前の一審の審理を前提として行うものとする以上、破棄判決の拘束力を認めるべきであり、その点については、職業裁判官において裁判員によく説明する必要があるかと思います。

### (4) 再審について

参審裁判についても従来型裁判と同様に再審を認めるべきものと思いますが、その場合、再審開始決定は、職業裁判官のみで行い、再審の審理には裁判員が関与することになるかと思います。

## 7 憲法との関係

裁判員制度は、国民の裁判を受ける権利を奪うもので違憲であり、少なくとも違憲の疑いが濃厚である（憲法32条、76条以下）。

憲法に適合したものとすべきことは当然で、裁判員に評決権まで認める陪審に近い裁判を制度化するのは、憲法違反（憲法32条、37条1項）の疑いがある。

日本の憲法は国民参加による裁判制度を想定しているかどうかという議論については、検討会全般の意見のとおり、「憲法は公正な裁判を受ける権利を保障しているのであって、裁判員制度は合憲」という意見に賛成します。

意見書にあるように基本的には裁判を受ける権利等の趣旨を十分に踏まえて、憲法に適合したものになければならない。憲法は国民の裁判への参加を否定しているものではないことはもちろん、陪審制度についても、憲法に抵触するものではないと考える。

憲法に適合した制度とするには、裁判官と裁判員の数を選任可能なものにし、評決制度を

考え、評議の中で裁判官の意見が必ず反映されるようにすることによって裁判官による裁判であるとの実質を確保することにし、憲法論からの疑義をなくすことが必要である。また、被告人に一部専断的忌避権を認めるなどして被告人に不利にならないように配慮することによって憲法適合性を担保することも必要ではないかと考える

裁判員は事実についての判断に関与し、法律問題や刑事手続上の問題に関する判断については関与できないことを原則としている。例外的に関与できる場合にも、裁判員の意見のみが判断に決定的な影響を与えない、合理的な制約を設けるのであれば、国民の裁判を受ける権利を侵すことにはならないと考える。むしろ、裁判員の関与により、多様で豊かな感覚を有する一般市民の社会常識を裁判に反映することが、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障することにつながると考える。

裁判員制度導入の必要性については、国民主権の司法場面での表現であるから当然である、裁判に対する国民の理解を深めるために必要である、裁判に国民の意識を反映させるために必要である、自白偏重によるえん罪の防止や直接主義、集中審理の徹底等に役立つなどの考え方がある。憲法32条は旧憲法と異なり、裁判官ではなく裁判所による裁判を受ける権利を保障している点及び裁判所法3条3項で刑事裁判において別に法律で陪審制度を設けることを妨げないと明記した点から見て、憲法は国民主権の見地から司法への国民参加は当然の前提としていっていると考えられる。そして裁判に国民が参加することが国民主権の一つの現れと考えると、そのような裁判を受けたくないと主張することは憲法上の要請に反することとなるから、被告人の選択制は認めるべきではないこととなる。また選択制は戦前の陪審制のように制度の衰退につながるおそれも指摘できる。これに対して、裁判員制度はそもそも全事件を対象としておらず、いろいろな妥協の結果成立する新たな刑事裁判制度であるという不安定性から、選択制を導入すべきとの意見も根強かった。

審議会は、違憲問題をあえて避けて裁判員制度を提唱したもので、その姿勢は、あまりにも無責任というほかない。新制度の導入に当たっては、まず、合憲であることを明白にすべきであろう。

憲法は、その第6章において、裁判官の任命手続や身分保障などを規定している。それなのに、裁判員制度や陪審については、一言も触れていない。その理由は、憲法が陪審や裁判員制を全く考えに入れておらず、かつ、そのような制度の導入を認めていないからにほかならない。

憲法によれば、裁判官は、憲法上内閣が任命し、その任期は10年と規定されている(80条)。そこで、「裁判員は、裁判官なのか、そうでないのか」が問題となる。裁判員が、刑事事件で被告人の罪状の有無を決めるとすれば、裁判員は裁判官そのものである。それならば、裁判員は、内閣が任命し、その任期は10年でなければならぬ。もし、「裁判官ではない」というなら、裁判員が国民に刑を盛ることなどできるわけがない。結局、裁判員制度自体が憲法違反の誹りを受けないためには、憲法を改正するか、それとも昭和3年から実施された陪審制のように「裁判員による評決結果は、裁判官を拘束しない。すなわち、裁判官の判断の参考資料にとどめる」ほかあるまい。

憲法が、裁判を受ける権利を保障する(32条、37条1項)とともに、第6章(司法)で各裁判所の裁判官並びにその身分保障、任期、定年及び報酬について詳細に規定し、裁判員等については何ら規定していないことに照らせば、憲法が参審制等を具体的に予定

していないことは明らかですが、憲法は、参審制等については触れないまま、裁判制度の中核をなすべき職業裁判官についてのみ憲法上の保障として規定し、参審制等の採否及びその内容については法律にゆだねていると解することもさほど無理な解釈とはいえないと思います（憲法は、最高裁判所については、79条により裁判官のみで構成するものとしていますが、下級裁判所については、そのような限定はありません。）

なお、裁判官は、「憲法及び法律にのみ拘束される」としている憲法76条3項の規定は、憲法の許容する合議制度において合議体を構成する裁判官が合議体の多数意見に従わざるを得ないことになることまで禁ずるものではなく、そのことは、現在の合議体による裁判と裁判員が参加した裁判とで異なるものではないといつてよいのではないかと思います。

裁判員に評決権を認めなければ、裁判所の判断そのものは職業裁判官のみによって行われることになり、憲法上の疑義を生じないとはいえませんが、以上述べたところから、裁判員に評決権を認めることが憲法に違反するとまではいえないと考えます。

「司法制度改革審議会意見書」がいうところの司法制度改革の三本柱の一つである『『国民的基盤確立』のために、国民が訴訟手続に参加する制度の導入等により司法に対する国民の信頼を高める』という見解について、その見解とは逆に、刑事裁判における裁判員制度創設が、司法に対する国民の信頼を喪失しかねないことを指摘したい。それは、裁判員制度は、素人に病院で外科手術をさせるに等しいものだからである。

ここで言いたいことは、現在の日本において、立法権・行政権・司法権の三権の中で国民から最も信頼されているのは率直に言って司法権である、ということである。現在の裁判官の圧倒的多数は「健全な良識を備えている」人達であって、憲法76条3項に規定するごとく「その良心に従ひ独立してその職務を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」状態で職務に従事している。そして、その裁判官になるために、憲法・刑法・刑事訴訟法等を一生懸命に勉強して難関の司法試験を突破し（弁護士も同じ）、行政官のように上命下服で指揮命令されることなく、独立して適正公平な立場で国民のために裁判をしている。それだからこそ、違憲立法審査権（憲法81条）を行使して立法権・行政権をチェックすることもでき、国民の信頼に応えることもできるのである。

ところが、「司法制度改革審議会意見書」がいうところの『国民が訴訟手続に参加する制度』、即ち、刑事裁判における裁判員制度の『裁判員』は、『選挙人名簿から無作為抽出した者』であって、20歳以上の者であれば、受験生・学生・専業主婦・フリーター・無職の人・会社員などから80歳、90歳の高齢者に至るまで法律知識の有無に拘わらず誰でも裁判員になる可能性があるとともに裁判員になる『義務』がある。しかも、その裁判員は『裁判官と基本的に対等の権限を有し』ている。法律に無縁の人で法律の条文を読むことが全く苦痛で嫌いな人達が国民の中には非常に多く存在する。その人たちにとっては、裁判員を義務付けられることは憲法18条の「意に反する苦役」に服させられることにほかならない。

そして、「司法制度改革審議会の考えとしては、裁判員の数は、明記はされていないが、裁判官の数の『3倍』である」と承知している。裁判員は裁判官と基本的に対等の権限を有している上に裁判員の数は裁判官の数の3倍とされるのであれば、評決において「3対1」で裁判員の判断が裁判所の判決となろう。法律に無縁の人で法律の条文を読むことが

全く苦痛で嫌いな人達の参加する裁判が、裁判を受ける国民にとって、憲法の要求する適正・公平な『まともな裁判』を受けた、と確信できるのではあるか。『素人裁判・感情裁判』になる危険性が十分にある。しかも、対象となる刑事事件は「司法制度改革審議会意見書」によれば『法定刑の重い重大犯罪』とされている。したがって、場合によっては、死刑・無期懲役が宣告される。裁判を受ける国民にとってはまさに重大な人権問題である。

これが、適正・公平な裁判を受ける権利を保障する憲法32条に合致するのであるか。非常に危惧する。

なお、裁判官は、裁判官という職業意識、独立・公平・中立という意識に徹しているが、裁判員全員に独立・公平・中立という意識に徹することを期待できようか。もしも、裁判官弾劾事由に該当するような事由が裁判員に発生した場合、どのように対処するのであるか（その頻度は多いと思われる）。そのような事態が多く発生すれば、裁判に対する国民の信頼が失われるのは必定である。

要するに、裁判員制度創設の発想は、『憲法上、根本的に間違っている』、としか言いようがない。

「司法制度改革審議会意見書」によれば、「裁判員は裁判官と『対等の権限』を有する」ことになっている。これは、「裁判所（憲法76条）の『判決』」において、裁判員は裁判官と同等の立場に立つことを意味する。即ち、裁判員の憲法上の評価・憲法上の位置付けは裁判官と同じである。「用語」こそ『裁判員』であるが、裁判員の権限・実態は、司法制度改革審議会意見書の内容によれば、憲法上の位置付けは『裁判官』そのものである。しかも、「裁判体」における裁判員の数は裁判官の3倍以上と考えられている。

裁判官の任命について、現行の憲法の明文規定からも検討したい。

憲法は、国家統治において三権分立を採るとともに、その三権の重要性にかんがみて、三権を構成する立法権・行政権・司法権のそれぞれの『人事』について、憲法上、明記している。そして、三権の一つである司法権については、司法権の人事について、憲法上次のように規定している。

最高裁判所の裁判官については、その長たる裁判官は「国民統合の象徴である天皇（憲法1条）が内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する」（憲法6条2項）ことになっており、最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は「国民の代表機関であり国権の最高機関である国会（憲法41条、43条）に信任の基礎を置く内閣（憲法66条～69条）が責任をもって直接任命する」（憲法79条1項）ことになっている。そして、最高裁判所裁判官の憲法上の重要性にかんがみ、憲法79条2項、3項において「...その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後も同様とする。前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される」（憲法79条2項、3項）と規定して、最高裁判所裁判官の当否判断についての『国民参加』を明記している。この最高裁判所裁判官の国民審査以外に、裁判・裁判官に対して国民参加を認める規定は存在しない。もちろん、「裁判官と対等の権限を有する無作為抽出の『裁判員』」の存在を憲法は肯定するはずもない。

下級裁判所（高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所）の裁判官については、最高裁判所の指名名簿に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官以外の最高裁判所裁判官の任命と同じく「国民の代表機関であり国権の最高機関である国会に信任の基礎を置く内閣



が責任をもって直接任命（憲法 80 条）することにしている。そして、その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができ」（同条）ことになっている。そこには、『裁判員』という資格での司法権への『国民参加』ということは全く予定していない。もしも仮に下級裁判所の裁判・即ち司法権への『国民参加』ということを経験しているのであれば、司法権の重要性にかんがみ、当然に憲法上、明文で、『裁判員』という資格での司法権への『国民参加』ということの規定しているはずであるし、また、規定しなければならない。ちょうど、最高裁判所裁判官の当否判断についての『国民参加』の規定を明記しているのと同様にである。

憲法が予定している司法権への国民参加は、最高裁判所裁判官の当否判断についての『国民審査』だけである。

更に言うならば、人の生命・身体・財産等を適法・正当に守らせるために、そして法律を正しく理解・運用させるために、憲法の精神に基づき、法は、裁判官・検察官・弁護士になろうと希望する人達に司法試験を課し、一定期間の司法修習を経験させて、初めて、人の生命・身体・財産等に関する法律職務のスタート台に立つことができることにしているのである。

憲法 32 条の「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」と規定している『裁判所』とは、「法律を正しく理解し、人の生命・身体・財産等を適法・正当に守る実力・能力を持った人（裁判官）によって構成される『裁判所』を言う」のである。法律に無縁の人で法律の条文を読むことが全く苦痛で嫌いな人であっても 20 歳以上の者であれば受験生・学生・専業主婦・フリーター・無職の人・会社員などから 80 歳・90 歳の高齢者に至るまでの誰でも、憲法 32 条の『裁判所』の構成員になることができる、というのでは絶対でない。

加えて言うならば、裁判員は「司法制度改革審議会意見書」によれば裁判官と同等の権限を持つ。これは、名称が『裁判員』であっても実質的には憲法上の『裁判官』であることを意味する。憲法は、最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は国会に信任の基礎を置く内閣が任命することにしている（憲法 79 条、80 条）。ところが、「司法制度改革審議会意見書」によれば裁判員は『選挙人名簿から無作為抽出した者』が就任するのであって、国民の代表機関である国会に信任の基礎を置く内閣が任命するものではない。現行憲法の下における裁判官は、「国民の代表機関である国会に信任の基礎を置く内閣が、『責任をもって任命する』」のであって、民主主義のルールに則った裁判官の選出である。片や、裁判員は『選挙人名簿から無作為抽出したもの』が就任するのであって、その無作為抽出された人物が、重大犯罪事件について死刑・無期懲役等の判決をするにふさわしい識見をもった人物か否かについて、被告人に対して、『国家として責任が持てない』のである。この面からも、裁判員制度は憲法違反である。

以上の各理由からも、「司法制度改革審議会意見書」が記述する裁判員という資格での司法権直接行使への国民参加の制度は、『一義的に明白に』憲法違反である。

現在、裁判官・検察官・弁護士になるためには、国家試験としての司法試験に合格することが必要である。しかも、単に司法試験に合格しただけで直ちに裁判官・検察官・弁護士になれるのではなく、合格後、一年六ヶ月（近時までは二年間）の司法修習という実務修習を経て最後の試験（卒業試験）に合格して、やっと裁判官・検察官・弁護士のスター

ト台に立つことができるのである。

しかも、この一年六ヶ月（近時までは二年間）の司法修習の期間中、司法修習生は国民の税金である国費で国家公務員と同様に給与・ボーナス等を受給しながら勉強する。換言すれば、国家は、憲法の精神に則り、国民の「生命、自由」（憲法 21 条）・財産権（憲法 29 条）を処置する重要な職務を取り扱う裁判官・検察官・弁護士については、国家として責任をもって育成する必要があることから、多大の国費を投入して司法修習生の養成に努めているのである。

この面からも、「20 歳以上の者であれば受験生・学生・専業主婦・フリーター・無職の人・会社員などから 80 歳・90 歳の高齢者に至るまで法律知識の有無に拘わらず『誰でも』裁判員になる可能性があるとともに裁判員になる義務があり」、かつ、「その裁判員は『裁判官と基本的に対等の権限を有し』ている」ことを内容とする司法制度改革審議会意見書の裁判員制度は、基本的人権の尊重（憲法 11 条）を旨とする憲法の精神に反するものであり、到底、憲法上、受け入れ難いものである。裁判員制度は憲法違反と言わざるを得ない。

裁判員制度の当否は、立法権・行政権・司法権の三権の観点から考えるべきである。

まず、立法権について考える。

巷間、次のようなことが往々にして言われることがある。「国会議員は当選してしまつたら党利党略・派利派略・個利個略と次回の自分の選挙のことだけを考えるだけで、国政についての市民感覚から遊離した行動がなされることが多い」と。700 人以上の多くの国会議員の中には、あるいはそのような人がいるかも知れない。現に、国会議員の肩書きを利用して多数の国民から金銭を集めそのために詐欺罪で服役している人物がいると思えば、国会議員の秘書の給料をピンハネして詐欺罪で実刑判決を受けた人物及び国会議員辞職に追い込まれた人物もいる。また、国会議員のポストを利権のポストのようにして巨額の献金を集め、そのため、所属政党を離党せざるを得なくなった上に逮捕され現に裁判中の人物もいる。

したがって、このような例外的事実を「立法事実」の前提にして、「国会議員は国政についての市民感覚から遊離した行動がなされることが多い。だから、国会議員とは別に『国会議員』を国会議員の 3 倍設けて国政に参画せしめ議決権も『国会議員』全員にそれぞれ一票を与える。」という立法権の場における『国会議員』創設の『人事』発想をしたらどうか。発想の基本において『裁判員』創設の発想と相通じるものがあるからである。

しかし、このような例外的事実を「立法事実」の前提とする『国会議員』制度は、もちろん憲法違反の制度であって立法権の場において採用できるはずもない。なぜなら、『立法権の人事』について、憲法は「国会は国民によって選挙された議員によってのみ構成される」（憲法 41 条～43 条）としている。『国政をゆだねるに適切な人』として国民が選挙により選ぶことを憲法は要求している。その国民により選ばれた議員とは別に「20 歳以上の国民の中から無差別に選出（『司法制度改革審議会意見書中の『裁判員の選任方法』』参照）した『国会議員』を国会議員と同等に憲法上取り扱うことは、憲法は全く予想していない。しかしながら、あえて『裁判員』創設思想に従えば『国会議員』創設の発想も可能になるはずとなる。

発想の根源が共通である『国会議員』創設が憲法違反の制度であると同様に、『裁判員』

創設が憲法違反の制度であるゆえんである。

次に行政権について考える。

外務省の「裏金」問題は周知の事実である。国民の血税を私物化するのは市民感覚から非常に遊離したものである。また、旧厚生省における薬害エイズ病関係の書類の隠匿問題がある。これも又、行政権における市民感覚からの非常な遊離である。これらの最終責任は、外務大臣・旧厚生大臣等の国務大臣にある。

ところで、このような市民感覚から遊離した行政は、国民にとって許し難いものとする考えがあるのは当然である。

そして、国民全体に対する『行政権の影響度』は、司法権の中の刑事裁判の判決の国民に対する影響度と比較した場合、格段の差がある。けだし、刑事裁判の判決は「社会の病理現象に対処」するものであるのに対し、行政権行使は前向きな「社会の健全な生理現象に対処」するものであるからである。

それだけに、三権に対する国民参加の必要度から言えば、司法権に対する国民参加よりも行政権に対する国民参加の必要度ははるかに大である。

それ故に、「司法制度改革審議会意見書」がいう『裁判員』として司法権に主体的に国民参加する」という思想と同様に、行政権についても『行政員』として主体的に国民参加する、という観点から、「内閣に『行政員』として現閣僚の数の三倍の数の閣僚（大臣）に市民が就く。」という『行政員』創設の『人事』発想をしたらどうか。さらには、具体的行政の場面においても『行政員』としての国民参加として、「事務次官・局長・課長等を市民から無差別選出する」という発想をしたらどうか。

これらも、「国民参加」という発想の基本において『裁判員』創設の発想と相通じるものがある。

しかしながら、憲法は「国務大臣の過半数は国会議員から選出」（憲法68条）としている。また、一つの事務処理ごとに事務次官・局長・課長等を市民から無差別選出することは、専門的知識・行政能力・行政事務処理の迅速性の観点から見て非常識で全く無茶である。20歳以上の無差別選出の市民がその任にあれば、当然のことながら素人のためそれらの専門的知識と行政能力はなく、そのため国政の大混乱・国政の無能化を招き、「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ」（憲法66条）ことが到底できないことは明白である。被害者は国民である。即ち、行政権についても、「国民参加」という発想の『行政員』創設の『人事』構想は憲法違反の制度であって採用はできない。

上記において、「国民参加」という観点から、立法権・行政権における「国会議員・行政員」という発想を述べた。これに対しては、この発想を聞いた人達は、おそらく、「ナンセンス！」と言われるであろう。ところが、司法権の場においては、この「ナンセンス！」が実現しようとしているのである。それが、まさに『裁判員』制度である。

司法制度改革審議会意見書によれば、裁判員の対象となる人物は「選挙人名簿から『無作為抽出』した者」とされている。即ち、20歳以上の国民であれば受験生・学生・専業主婦・フリーター・無職の人・会社員等から80歳、90歳の高齢者に至るまでの誰でも裁判員になれることになる。否、それだけではなく、「裁判員になることが『義務』」とされている。ところが、法律に無縁の人で法律の条文を読むことが全く苦痛で嫌いな人達

が国民の中には非常に多く存在する。その人達が『義務』として裁判員になり、しかも裁判官の3倍の数で評議・合議・採決に臨み、果たして適憲・適法・適正に「死刑，無期懲役等」の判決ができるのであろうか。司法制度改革審議会意見書では裁判員が司法参加するのは『重大事件について』としているからである。

このような、20歳以上の国民であれば受験生・学生・専業主婦・フリーター・無職の人・会社員等から80歳，90歳の高齢者に至るまでの誰でも、そしてその人が法律に無縁の人で法律の条文を読むことが全く苦痛で嫌いな人であっても義務として裁判員になり、その裁判員3人と裁判官1人で構成される「裁判体」(憲法上の「裁判所」)が、果たして憲法・法律に正しく適合した判決ができるのであろうか。被告人の「適正な裁判を受ける権利」(憲法32条)は果たして保障されるのであろうか。非常に非常に危惧を抱くものである。マスコミの犯罪報道に影響を受けた感情裁判・人民裁判・大衆裁判の危険性を痛切に感じるのである。現に、信州・松本におけるサリン事件はその典型的なものである(この事件については、後日、マスコミが当事者に謝罪したが、オウムの東京サリン事件が発生しなければえん罪は晴れなかったであろう)。

憲法は、人を裁く裁判官の任命については特に配慮して、最高裁判所の裁判官については、その長たる裁判官は「国民統合の象徴である天皇」(憲法1条)の「任命」(憲法6条)とし、その他の最高裁判所裁判官は「国民の代表機関であり国権の最高機関である国会」(憲法41条，43条)に信任の基礎を置く内閣(憲法66条～69条)が責任をもって直接任命(憲法79条)することにしている。下級裁判所(高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所)の裁判官については、最高裁判所の指名名簿に基づいて、「国民の代表機関であり国権の最高機関である国会」に信任の基礎を置く内閣が責任をもって直接任命(憲法80条)することにしている。憲法上、裁判官と位置付けされる人物に対する任命方法は上記のとおりであって、それ以外の任命方法は憲法の予定するところ・許容するところではない。ましていわんや、「選挙人名簿から『無作為抽出』した者」、即ち、「20歳以上の国民であれば受験生・学生・専業主婦・フリーター・無職の人・会社員等から80歳，90歳の高齢者に至るまでの誰でも」、「法律に無縁の人で法律の条文を読むことが全く苦痛で嫌いな人達であっても誰でも」、選挙人名簿から『無作為抽出』した者が裁判員(憲法上の位置付けは「裁判官」)になることは、憲法の認めるところではない。そのようなことを認めることは、国民・被告人の人権を無視するに等しいからである。

この理は、医師になるには、医師国家試験に合格するのが絶対必要と同じである。そもそも、裁判員制度発想の目的は「司法への市民参加」であって、「国民人権保護・被告人の人権保護」が目的ではない。スタートにおいて重要なボタンの掛け違いがある。もしも、「医療への市民参加が必要である」として、選挙人名簿から『無作為抽出』した者、即ち、20歳以上の国民であれば受験生・学生・専業主婦・フリーター・無職の人・会社員等から80歳，90歳の高齢者に至るまでの誰でもが『医員』となることができ、その医員は「医師」と『対等の権限を持って』医療に臨むことができるようにせよ、という市民運動があったとする。もしもそのような市民運動が『仮に』出現したとすれば、一般国民はどのように思うのであろうか。それは、患者の立場を全く無視するものだからである。ところが、これと同様なことが正に発生しているのである。司法への市民参加を求めた裁判

員創設運動が、それである。これは、国民・被告人の人権を無視するものである。そして、それは、司法への信頼を根底から揺るがすことになる。

要するに、誰でもが「裁判員」(憲法上の「裁判官」のこと)や「医員」(医師法上の「医師」のこと)になることができる制度は、憲法13条が規定する「公共の福祉」に明らかに反する制度であって、憲法違反である。

世上、司法への市民参加の例として屢々、家庭裁判所・地方裁判所・簡易裁判所の調停委員が例に挙げられる。現に、司法制度改革審議会意見書においても、司法への市民参加の例として調停委員を挙げている。

しかしながら、調停委員と裁判員とはその法的性格は根本的に異なる。調停委員は、申立人と相手方との紛争について、当事者双方の意見を聞きながら円満解決の『助力』をするだけであり、それが限度である。当事者双方の意見が一致して円満解決ができれば調停委員会としてそれを調書に記載し、その記載は確定判決と同一効力を有する(家事審判法21条等)が、もしも当事者双方の意見が食い違い、円満解決ができない場合は、その申立事件は調停不成立となり、その事件の解決は、裁判所(裁判官)の裁判にゆだねられることになる。「離婚調停不成立 離婚裁判」が、その一例である。要するに、調停委員は、申立人と相手方との仲に立って、当事者双方の意見を聞きながら円満解決の『助力』をするだけであり、『それが限度』である。調停委員が『公権力』の行使をすることはあり得ない。

これに対して、裁判員は、司法制度改革審議会意見書によれば「裁判員は裁判官と『対等の権限』を有する」ことになっている。これは、「裁判所(憲法76条)の『判決』」において、裁判員は裁判官と同等の立場に立つことを意味する。即ち、裁判員は、裁判官と協同して「判決」という『公権力』を行使をすることができるのである。

調停委員と裁判員との根本的相違は、『公権力』行使の有無である。司法への市民参加の例として調停委員を挙げることにより、裁判員の刑事裁判への主体的参加を正当化しようとするのは、憲法上の根本的な誤りである。羊頭狗肉の最たるものである。

## 8 その他

### 国民への教育、啓発に関する意見

国民への司法教育を充実すべきだ。(同旨1通)

将来のことを考えて早急に小中学校に司法教育を導入するのがよい。(同旨1通)

裁判の結果について、国民自身が責任を持つという意識を徹底させることが必要。

裁判員制度を一般社会に根付かせるためにも、裁判業務に対して一般の人々が親近感を抱くことが大切であるので、中学高校での「社会」教科に平易な裁判劇を義務付けることはできないか。あわせて、中高生段階から社会人として犯してはならない罰則や犯罪の意義を認識させ、将来、裁判員制度の理解を深めるための素地を涵養する教育を実施していただきたい。

マスコミによる大々的報道事件や感情的同情論事件については、被告人としての生い立ち等を法廷とは別の場において国民側に十分に説明をし、被疑者が自分の身内、兄弟で

あったとしたらどうかというような手法で、被告人のイメージを「善」として整え、被害者側の特別な観念を取り払う努力をすべきである。そうしないと大報道 = 有罪が形式的に流れるだけである。

裁判員制度の運用の前提として、小学校、中学校、高等学校の教育において、憲法及び刑事訴訟法の定める刑事手続の理念及び基本原則を生徒が十分理解できるようなカリキュラム・授業内容とすべきである。また、裁判傍聴や模擬裁判を行うなどして、刑事事件における事実認定、量刑の場面に生徒が触れる機会を確保し、その基本的考え方を学習できるようにすべきである。

民間人を裁判員として参加させるには、前提として長期計画を小学校高学年以上の教科書に取り入れねば司法基盤は育たないと思う、現在検察審査会制度があるが50年経過した現在、かなりの知識人でも貧弱な司法知識しかない者もいる。司法教育の充実が必須と考える。学校教育には20年以上必要と思う。また、放送大学のテレビ視聴率は高い。私も歴史が好きでテレビで学ぶことが多い、一ヵ月毎、年間12回でも効果が大きい。予算とも関係があるが、先進国として国民参加が最も遅れているといわれる我が国に、段階的に充実させてもらいたいと思う。

裁判員制度自体は良いものだと思う。しかし、その中で問題になるのは、裁判員の質ではなかろうか。これは裁判員が法曹界の能力に達していないと駄目というわけではない。我々が法を意識するのは限られた場合だし、義務教育では憲法しか扱わず、それ以上のことは大学等に行かなければ学ばないのである。法が身近なものでないのである。確かに、詳細に法を学ぶことは大学等でなければ難しい。しかし、簡単な内容であるなら大学以外でも学ばせることは可能である。今回の裁判員制度開始に当たって、中学、若しくは高校から裁判の流れぐらゐは簡単に学ばせるべきである。彼らが成人になったとき、裁判員に選ばれるのだから。

裁判員制度については、これまで、国民の司法参加、社会常識の裁判への反映という面が強調されてきており、そのことは大変意義のあることだと思います。

しかし、一方で、刑事裁判は、有罪・無罪を決め、有罪の場合は死刑も含む刑罰を決める手続である以上、その影響は大きく、特に裁判を受ける被告人にとっては死活の問題です。裁判員は、かかる刑事裁判の判断者の一員として、裁判官と同等の評決権を持つ以上、その職務が重大であることは、当然のこととはいえ、改めて強く申し上げたいと思います。そして、そのことを国民の側にも十分認識してもらい、裁判員に選任された場合に最後まで公正に職務を果たす義務と責任があることを自覚してもらう必要があります。この点につき、裁判員制度施行までの間、国民に対し、裁判員になることを尻込みするような気持ちにさせないよう配慮しつつ、十分な啓蒙活動を行っていただきたいと思います。

#### 国民へのPRに関する意見

裁判員制度の知識を国民に広める努力をしてほしいと思う。(同旨3通)

冊子などを各世帯に配ったりする。

各自治体で模擬裁判をやったりすべき。

TVのCMや広告などを使って国民に理解を呼びかける。

裁判員制度について大いに論議できるようなPRをしてほしい。

制度の意図・趣旨をちゃんと分かりやすくしてほしい。保障の点について意見を聞いてほしい。

国民負担がスムーズに受け入れられるためには、とりあえず時間とコストをかけてPRと啓蒙活動を十分行う必要がある。

裁判員制度を広めていく上で、「あまり責任はないのですよ、時間もかかりませんよ」という方向ではなく、「責任は重いです。時間も一定かかるでしょう。しかし、その任務は大変に重要でかつ誇り高いものです」という方向付けをしていくべきはないでしょうか。マーケティング理論のようですが、「私は裁判員として裁判に真剣にかかわったのよ」ということが人々にとって誇り高い（そして実際裁判員の任務はそうであると思います）ステータスのようなムードを国民全体に作っていくようなキャンペーンも必要ではないでしょうか。

#### 法廷の構造に関する意見

机や、椅子の配置も、もっと暖かい雰囲気が進められるように、思い切って段差を無くしてみたらどうでしょうか。裁判員制度を取り入れるに当たっては、まだまだ改善するところがいっぱいあると思います。

陪審員の席と裁判所の席にマジックミラーを取り付ける必要があるのか考えてください。その理由は、陪審員の人々のプライバシーを守ることと、被告人に見られない環境にすることで、立場上純粋な気持ちで意見を書けると思います。又、陪審員の方々が、被告人や一般傍聴者、弁護人に見られることで、間接的なプレッシャーを受けないように配慮すべきと思われます。

法廷配置には、特に注意を払う。選定された国民及び被告人を緊張させない取組を行う。あくまで同法廷内で対処する。人を裁くのに別室モニターなどは倫理に反する。できれば裁判官と同列あるいは左右どちらかの斜め後方に配置し、マジックミラー等で直接被告人と対面しない方法も考慮すべきである。被告人及び選定人の両方ともが公開に同意すれば、公開の法廷としてもよい。裁判長及び選定人の視線は、できる限り被告人と同程度の高さになるよう配慮する。

裁判員制度の法廷構造に関して、裁判官席と裁判員席を同一にすることには反対である。法廷構造上の理由から裁判員の人数を少なくすることにつながりやすいという点、法廷での審理において裁判官は訴訟進行の役割を担い、裁判員は心証形成に専念するのであるから、裁判員と裁判官の座席が異なっても不当ではない。陪審の場合と同様に、裁判員のための席を設ければよいことである。

裁判員に法服を着せることには反対である。裁判員はあくまでも被告人の同輩として裁判するのである。

#### その他、刑事訴訟手続への参加制度に関する意見

日本でも陪審制度など市民参加型の裁判を導入すべきだと思う。（同旨2通）

裁判員制度の導入に当たっては、裁判の迅速化が必要であり、裁判官及び検察官を併せて増員すべきである。（同旨1通）

分かりやすい裁判の実現、真実解明の可能性向上や迅速な裁判を実現するため、陪審

員制度の導入が不可欠である。(同旨1通)

陪審員制度の方が良いように思う。

裁判員制度を有効にするために、まず、調書裁判の改革が必要だ。

裁判員がみんなまじめに話し合ってくれればいい。(けれど、それは実際無理だと思う。)

裁判員は裁判官の意見を逆に正当化する根拠になってしまい、陪審制のメリットが生かせない。

刑事訴訟法を知らない裁判員には、果たしてその公判が法律に基づいて進捗しているかどうか分からない。

裁判員制度を導入するに当たっては、正確な裁判の記録が不可欠であり、そのため、速記官はなくてはならない存在である。

今の裁判制度は、一般国民の思想、感情からかけ離れているので、裁判を構成する人間に被害者を加えることが必要だと思う。

裁判員制度は、結局職業裁判官制度の延命のひとつに墮する危険が極めて大きいと考える。なぜ、陪審制を復活しないのか。

裁判員制度による一般国民からの裁判員導入も良いと思うが、あくまでも、裁判長の良き判断により判決されることを希望する。

裁判員に選ばれたという通知を紙切れだけでなく職員が直接来て頼むとかすると、いくぶん一方的なイメージが減るかもしれない。

裁判員制度を導入すると法廷戦術の上手な方が得をするような感じがするが、検察は公判検事がいるけれど、弁護士の方も勉強する必要があると思う。

偏った思想を持つ人が裁判員となった裁判において、逆の思想を持つ人が被告人である場合、どのように公平・中立を確保するか、大きな問題だと思う。

裁判制度そのものに大きな問題があります。それは、裁判長個人の判断ですべてが決まってしまうということです。ぜひ、欧米の陪審員制度を導入すべきです。

絶望的と言われる現在の刑事裁判を、国民の司法参加により適正手続の保障された刑事裁判に改革するというのであれば、それにふさわしい陪審制度を導入すべきであると考えます。

優秀な人材ばかりの裁判官であるが、現実社会のことに若干疎い人がいる感がする。実社会に精通した人材の登用を図り多くの人が納得できる判決のために陪審員制度の導入が必要である。

裁判員制度の導入によりいくつかの問題が生じることは当然ではありますが、今後なお一層、国民の理解と信頼が得られるよう、当局においては最善の努力をして、国民の負託に答えてもらいたい。

誤判を防ぐために裁判員がどれだけ役に立つかは分からない。裁判官が判断を誤るほどの困難事件で、裁判員が真実を見極める可能性は非常に低いと思う。市民感覚の反映の方が中心ではなかるうか。

今の裁判制度を根本的に見直す必要がある。裁判官が1人では絶対に問題がある。地裁であっても、裁判官を「対等の権限を持つ2人」にするか、あるいは、他に何かチェック機関・機構を設けてはいかがでしょう。



国によっては陪審員制度があるということですが、裁判は加害者、被害者側の人と、裁判官のみで決めるのではなく、公平な立場に立って判断できる多くの人たちの判断を仰ぎ判決内容に反映するような制度を確立してはどうでしょうか。

裁判員制度は、単に中途半端に市民と裁判官を一緒にしただけではないかという印象を捨てきれません。市民参加の端緒は開いたという点は評価できるものの、あくまで本来あるべき陪審制度を実現するための過渡的な制度と考えるべきです。

裁判員制度の導入をされるのであれば、最低限、「司法大学院生くらいの、法律の知識や経験がある人」に、「裁判の審判」だけでなく、「裁判長や裁判官ほか」が、きちんと、「日本国憲法や刑事訴訟法や刑事訴訟規則ほか」、「法律に違反をしない正しい公平な公開裁判」を、迅速に行っているかを、監視していただきたいと思います。

まず、制度の趣旨、意義をわかりやすく説明すべきだ。「裁判員制度によって市民はどんな得をするのか」という疑問にはっきりと答えるべきだ。「義務」「責任」という言葉を使わずに裁判員制度の意義を説明すべき。新たな制度によって市民が獲得できるものはなにか。それをはっきりさせなければ、「いままで+」の制度になるように思う。

「裁判員制度」については、でき得ることなら1943年に一時的にその執行を停止されたとされている「陪審法」を修正のうえ再施行していただきたいと考える。しかし、それがどうしてもかなわないものであるならば、日弁連の裁判員制度についての基本的な考え方に賛成であり、ぜひとも民意を反映させた「より開かれた、より公正な裁判の実現」に取り組んでいただきたい。

裁判官と同様な形で審理に関与する、専門参審制の導入や専門委員制度を提案しているが、これは大いに賛成できるものであり、私も裁判員の導入は、専門裁判員の導入が望ましいと思っている。例えば、少年事件には女性に母親的役割を期待する声もあるが、児童虐待・少子化が増加する社会環境をなるべくしてなったように感じている私としては、それが望ましいと安易に思えない。それなりの知識を備えた専門家が対応することで、通常では気付き得ない、深い理解を得ることができるかもしれないと思える。

裁判員の資質として、一般常識と公平さは、言葉では簡単だが審議に入ると個性がでる。その場合、司会者的な人を裁判官と裁判員のいずれから出すのか。また、被告人は裁判員に対する信頼性は薄く、不信感が多い。戦前の陪審裁判では、被告人は裁判官裁判を望んでいたと聞く。裁判員の社会正義・社会常識と客観性等を身につける自覚と自己研鑽の努力が必要に思う。被告人も、裁判員は社会主義・社会常識を持つ公平な裁判員で不公平がないとする意識改革が必要と思う。これも10年 - 20年かけて成長させる忍耐が必要に思う。

わが国の司法は、行政とは比べものにならないほど小規模であります。しかしながら、高度に成熟しつつあるなかで価値観の多様化を容認せざるを得ない上、事前チェック型社会から事後チェック型社会へ移行しつつある現在、紛争は必然的に多くなり、また、その解決の判断基準も複雑とならざるを得ません。このような状況に対処するためには、司法機構の拡大と充実を図らなければならないことは当然ですが、さらに、市民の常識や市民感覚を反映させた判断が不可欠となります。したがって、我々は、裁判員制度を中心に据えた、市民が参画しうる司法機構の拡大と充実に支障が出ないように、予算規模を拡大することを要請します。

これまでは、裁判官とは特殊な人種で、裁判の判決をするということで、一般民間人と交流してはいけないということがあったと思います。実際のところ、こうしなければ判決に私情が入る可能性があります。しかし、これも考えようによっては、全く民の心、民の気持ちの分からない、一般社会とはかけ離れた人格となってしまうおそれもあるわけです。裁判員制の導入を機に、裁判官は、すべて、大いに民と交流し、民の心、民の気持ちの分かる一国民となっていたいただきたい。裁判とは国民のために存在するものです。裁判員制により、判決が裁判官単独の判断とならないのであれば、裁判官が民といくら交流しても判決に私情が入るなどということはないでしょう。

審議会意見は、取調べの都度、書面による記録を義務付ける制度を導入すべきことを提言していますが、取調状況の録音、録画や弁護人の取調べの立会いなど抜本的な改革は将来の検討課題として先送りしています。しかし、相手方が同意する書面は別にして、捜査段階における自白調書、あるいは321条2号書面など争いのある書面の証拠能力を認めるについては、取調べ状況のビデオ撮影または弁護人の立会いが条件となり、かつ公正な速記による問答体の様式に限ることが不可欠でないかと考える。捜査段階の証拠が適正になされて、書証が効率的に利用されるのであれば、争点の整理もなされて、迅速に審理が進むであろうが、そこに信頼のないまま、直接主義・口頭主義に入ると、証拠調べが長くなり、無用に裁判員に負担をかけることにもなる。また、裁判官でも誤りやすい今日の物語式の調書の証拠能力・証明力を裁判員に正確に理解させ、判断してもらうことはおよそ不可能であろう。裁判員にとって判断しやすいものとし、無用な争点を回避して、証人尋問を少なくし、審理を速やかに行うために捜査過程の改革は不可欠であるといえる。

捜査の可視化に立脚した改革がなければ、裁判員制度は的確に機能しないことが銘記されるべきである。

裁判員制度の制定・実施に伴って陪審法（1922年〔大正12年〕4月28日法律第50号）を廃止することなく、裁判員制度の実施と並行して、現存陪審制度を復活改良して実施すべきである。

昨年6月12日に発表された司法制度改革審議会意見書（以下、意見書という）の裁判員制度に関する提言においては、陪審法の存続について全く言及されていない。陪審法は、1928年（昭和3年）10月1日から施行され、1943年（昭和18年）4月1日法律第88号陪審法ノ停止ニ関スル法律により、「今次ノ戦争終了後再施行スルモノトシ」て同日施行を停止されたままになっている現存する法律である。すなわち、陪審法は、戦争の激化に伴い一時施行を停止されたに過ぎないものであるにもかかわらず、戦後の政府は、戦災により陪審法廷の多くが焼失したことなどにより早急な陪審裁判の再開が困難であるというような理由を挙げてその再開を引き延ばし、その後50数年もの間放置して今日に及んでいるのである。

ところが、意見書では、陪審法について、「我が国において、昭和3年から同18年までの間、刑事訴訟事件の一部について陪審制度（ただし、陪審の答申は裁判所を拘束しない。）が実施されていた」と触れるにとどまり、「この法律規定は、刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない」と規定している裁判所法第3条第3項について、その規定の内容を明らかにすることなく、括弧書きの中で、単にその条項の番号を示しているのみである。そして、陪審法の内容や制定経過、停止された理由などに触れるこ

ともなく、なぜこれを復活して改良しないのかについての説明もないのである。このような意見書の記載は、現存する実定法の存在を無視し、かつて我が国民が主体的に作り上げた司法に対する国民参加の制度とその成果に対する検討を殊更に回避する不当なものである。

このように戦後50数年間にもわたって剥奪されてきた国民の司法参加の権利について、意見書が裁判員制度の実現を提言したことは、一定限度において評価し得ることである。設立以来、陪審制の復活・改良を強く求めている当会も、意見書が提案している裁判員制度をより良い制度にすべく運動し、その実現を図ることに異存はない。

しかしながら、意見書にいわれている「広く一般の国民が、(中略)裁判内容の決定に主体的・実質的に関与することができる制度」としては、陪審制度が最も優れており、陪審制度こそ司法の国民的基盤をより強固なものにするものである。というのは、いわゆる素人である一般国民が責任をもって刑事司法の判断過程に関与することができるのは、事実認定とそれに基づく有罪・無罪の判断であり、したがって、一般国民だけがこの分野を担当し、その他の手続上実体上の法律判断等の過程は職業裁判官に任せるという陪審制度こそが、一般国民が裁判過程に主体的・実質的に関与するという目的に最も適合するからである。その上、前述したように、陪審法の再施行は現行法によって義務づけられているのである。しかも、司法制度改革審議会の地方公聴会において、市民の声は圧倒的に陪審制を求めていたはずである。

そうであるならば、まず実現されるべきは陪審制度である。既に、意見書に基づく司法制度改革推進計画によって裁判員制度の導入が決定されており、そのための所要の法案の平成16年度通常国会への提出が予定されているが、上記の理由によって、陪審法は、廃止されるべきではなく、その復活・改良が実現されるべきである。

その場合、当事者による選択制、対象事件の区別などの方法によって、両者を並行して実施できるように工夫されるべきである。